

平成18年 第18回定例会

あわらし議会会議録

平成18年12月12日 開会

平成18年12月21日 閉会

あわらし議会

平成18年 第18回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(12月12日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
議案第90号、議案第91号の上程・提案理由説明 ・質疑・討論・採決	12
議案第92号から議案第100号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	14
議案第101号、議案第102号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	21
議案第103号から議案第108号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	22
議案第109号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	25
一般質問	26
篠崎 巖 君	26
一般質問	30
笹原 幸 信 君	30
一般質問	36
向山 信 博 君	36
一般質問	41
穴田 満 雄 君	41
一般質問	44
海老田 州 夫 君	44
一般質問	51
橋本 達 也 君	51
一般質問	54
大下 重 一 君	54
一般質問	59

山口峰雄君	59
一般質問	62
山川知一郎君	62
一般質問	70
八木秀雄君	70
一般質問	73
北島登君	73
一般質問	81
宮崎修君	81
散会の宣言	83
署名議員	84

第 2 号(12月21日)

議事日程	85
出席議員	86
欠席議員	86
地方自治法第121条により出席した者	87
事務局職員出席者	87
開議の宣告	88
会議録署名議員の指名	88
議案第67号から議案第77号の委員長報告・質疑・討論・採決	88
議案第92号から議案第109号の委員長報告・質疑・討論・採決	97
発議第9号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	111
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	112
閉議の宣言	112
議長閉会挨拶	113
市長閉会挨拶	113
閉会の宣告	114
署名議員	114

平成18年度 第18回あわら市議会 定例会

第 1 日

平成18年12月12日(火)

午前9時33分 開議

1. 開会の宣告

1. 市長招集あいさつ

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

1. 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第90号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 4 議案第91号 専決処分の承認を求めることについて(あわら市重度障害者(児)医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 5 議案第92号 平成18年度あわら市一般会計補正予算(第4号)

日程第 6 議案第93号 平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第94号 平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第2号)

日程第 8 議案第95号 平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第4号)

日程第 9 議案第96号 平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第97号 平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第98号 平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第99号 平成18年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第100号 平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第101号 あわら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

日程第15 議案第102号 あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 6 議案第 103 号 福井県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、
規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加に
ついて
- 日程第 1 7 議案第 104 号 福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第 1 8 議案第 105 号 福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財
産処分について
- 日程第 1 9 議案第 106 号 福井県市町村交通災害共済組合の解散について
- 日程第 2 0 議案第 107 号 福井県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分につ
いて
- 日程第 2 1 議案第 108 号 福井県自治会館組合規約の変更について
- 日程第 2 2 議案第 109 号 福井県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第 2 3 一般質問
-

出席議員（ 2 2 名）

1 番	八 木 秀 雄	2 番	笹 原 幸 信
3 番	大 下 重 一	4 番	山 川 知 一 郎
5 番	山 口 峰 雄	6 番	北 島 登
7 番	関 山 博 夫	8 番	向 山 信 博
9 番	坪 田 正 武	1 0 番	篠 崎 巖
1 1 番	石 田 則 一	1 2 番	丸 谷 浩 二
1 3 番	牧 田 孝 男	1 4 番	卯 目 ひろみ
1 5 番	宮 崎 修	1 6 番	穴 田 満 雄
1 7 番	山 川 豊	1 8 番	海老田 州 夫
1 9 番	見 澤 孝 保	2 0 番	東 川 継 央
2 1 番	橋 本 達 也	2 2 番	杉 田 剛

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により出席した者

市 長	松 木 幹 夫	副 市 長	坪 田 雅 一
教 育 長	児 島 博 光	総 務 部 長	神 尾 秋 雄
市民生活部長	山 田 重 喜	福祉保健部長	清 水 芳 文
経済産業部長	平 田 幸 一	土 木 部 長	絹 谷 忠 典
教 育 次 長	中 橋 憲 治	芦原温泉上水道財産区管理者	竹 田 富九一
市長室理事	長谷川 賢 治	土 木 部 理 事	田 崎 震太郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	圓 道 信 雄	事務局長補佐	中 林 敬 雄
書 記	渡 邊 清 宏		

議長開会宣告

議長（山川 豊君） ただ今から、第18回あわら市議会定例会を開会いたします。
（午前9時30分）

市長招集挨拶

議長（山川 豊君） 開会にあたり、市長より招集のごあいさつがあります。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 本日ここに、第18回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、何かとあわただしさを増す今日この頃でございますが、議員の皆様には、ご健勝にてお過ごしのこと、心よりお慶び申し上げます。

さて、国内の景気につきましては、大田経済財政担当大臣は「消費に弱さがみられるものの、回復している」という11月の月例経済報告を閣議に提出しており、それまでの最長であった「いざなぎ景気」の57ヶ月を超え、戦後最長となったということでもあります。また、財務省が12月に発表した10月の税収実績によりますと、法人税収は対前年比で26.1%、4月からの累計につきましても21.7%の増となっているとのことでもあります。

本市におきましても、法人税収は、調定ベースではありますが、10月末現在の前年同期比で、62.1%の増となっており、景気回復が数字となって表れていると考えております。

市内企業については、先日もジャスダック市場に上場を果された企業のニュースを聞いたところでありますし、企業誘致につきましても柿原地係において工場の新設が決まったところであります。

市の活性化を図るには優良企業の誘致が不可欠であると考えておりますが、今後とも企業誘致につきましては積極的に進めて参りたいと考えております。

一方、先月初旬に、いじめを苦にした自殺予告の手紙が伊吹文部科学相あてに届いた問題は、発送元とみられた都内の区をはじめとして全国に波紋を広げ、おりからの教育基本法の改正問題ともあいまって、大きな社会問題となっております。

福井県におきましても全国に広がるいじめによる子供の自殺を受け、県の教育委員会などは小・中・高校などでのいじめの実態を把握するべく、全児童生徒約10万人を対象としたアンケート調査を行っており、12月中旬ごろから集計を行う予定と聞いております。

幸いにして、本市におきましては、そこまでの事案は発生しておりませんが、今後ともこの問題については注意を払っていかなければならないと考えておりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、20議案の審議をお願いするものであります。その内訳につきましては、専決処分等の報告及び承認に関するもの2議案、補正予算に関するもの9議案、条例制定及び一部改正に関するもの2議案、一部事務組合の規約等の変更及び解散に関するもの6議案、広域連合の設立に関するもの1議案となっております。

各議案の内容、上程の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（山川 豊君） 本日の出席議員数は、21名であります。

宮崎君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（山川 豊君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 局長。

○局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

9月12日招集の第17回定例会において議決されました諸議案については、9月25日付けで市長宛に会議結果の報告を行っております。

本定例会の提出議案は、市長提出議案20件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下12名であります。

以上でございます。

行政報告

議長（山川 豊君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市長室関係でございますが、政策調整課所管では、行政評価の導入については、去る6月28日に4社による業務委託のプロポーザルコンペを行い、株式会社日本能率協会総合研究所を相手先として決定したところでございます。

行政評価は、市民生活の向上と行政の透明性・信頼性を高め、市民本位の行政運営を推進するために導入するものであり、これにより職員の意識改革や政策形成能力の向上にも資するものと期待をしておりますが、本年度は、9月4日、5日に全職員を対象とした行政評価の概要や考え方についての研修を3回に分けて実施し、9月26日にはモデル事務事業評価を行うための実践研修を2回開催したところであります。

その後、各課において、2つないしは3つのモデル事務事業を選定して、評価シートの作成、これを元にした事業のヒヤリングを実施し、モデル事務事業の問題点や課題の洗い出しを行ったのち、更に評価シートの見直しを行うなど、来年度以降の事務事業評価に向けた試行をしております。

定型的な事務事業や市に裁量権のない事務事業については、評価の対象とはしない方向で考えておりますが、今後は、本格的な実施に際して、どの事務事業を評価の対象としていくのかの洗い出し作業を進めて参りたいと考えております。

次に、秘書広報課所管では、去る11月4日に、平成18年度のあわら市功労表彰式を行ったところであります。今回の受賞者は、防犯隊員として20年以上の長きにわたり活躍され、誠実に防犯使命の達成に努めるなど、防犯活動に著しい功績を残されました6名の方々であります。

また、11月16日から20日におきまして、私を団長とする第3次あわら市友好訪中団40名が中国を訪問いたしました。

17日には紹興市へ王永昌書記を表敬訪問し、引き続き張金如紹興市長の歓迎昼食会に参加いたしましたほか、浙江省人民対外友好協会設立50周年記念式典に参加をいたしております。19日には北京魯迅博物館におきまして、藤野先生と魯迅の胸像交換にかかる目録の贈呈式を行い、この式典には、在中国日本大使館の井出公使や魯迅のご子息である周海嬰氏も出席され、今回の胸像交換は大変意義深いものがあり、今後のあわら市と中国の友好交流に大きく寄与するものであるとの感想をいただいております。

なお、この胸像交換事業につきましては、あわら市においては、来年3月を目途に国際交流会館において除幕式を行いたいと考えております。

あわら市と中国との友好交流は継続が必要だと思っておりますので、今後とも継続的に訪中団を派遣していきたいと考えております。

次に、総務部関係でございますが、総務課所管では、庁舎の統合に伴う芦原庁舎の有効活用につきましては、市民委員10人を含む15人で構成する有効活用検討委員会を立ち上げ、10月と11月に2回の会議を行っております。また、回覧により有効活用案を市民の方々に求めたところ、はがきで6通、メールなどで7件の提案があり、検討委員会にもご紹介をいたしたところであります。今後の会議においてその具体的な活用の提案があるものと期待をしております。

次に、男女共同参画室所管では、12月3日、「あなたとわたし 助け合い 分かち合い」という、メインテーマのもとに、第3回の「あわら男女共同参画のつどい」を、中央公民館で開催をいたしました。

多くの議員の方々にも、ご来場をいただき、厚くお礼を申し上げます。

当日は、「家族、友人など身近な人への感謝や思いやりの気持ちを表した」感謝状の作品、「家庭、学校などで、男女が協力したり、助け合ったりしている様子を描いた」図画の作品をそれぞれ展示したほか表彰を行い、また、東京大学助教授の瀬地山角先生の講演、旧美山町の劇団ババーズの演劇やあわら市男女共同参画推進市民会議の皆さんの寸劇が行われました。

多くの市民の方々にお越しいただき、男女共同参画社会づくりへの理解が深められたのではないかと考えております。

今後とも、議員各位のご理解とご支援を、お願い申し上げます

次に、監理課所管では庁舎統合事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

来年4月の庁舎統合を目標に、今年度当初から職員によるプロジェクトチームを結成し、庁舎統合に伴う様々な問題について調査、検討を始めておりましたが、7月13日には、基本、実施設計業務の入札を執行し、木下賀之建築設計事務所と351万7,500円で委託契約を締結いたしております。また、8月31日には、文書倉庫改装工事の入札を執行し、ナオ建設株式会社と1,102万5千円で請負契約を締結いたしました。この文書倉庫は、11月7日に完成し、早速、保存文書の移転作業を実施したところでございます。また、金津庁舎改修工事につきましては、10月27日に入札を執行し、真柄建設株式会社福井営業所と1億342万5千円で請負契約を締結し、来年3月初旬の完成を目指して工事を行っているところでございます。この庁舎改修工事の施工につきましては、通常業務を実施しながらとなりますので、工事期間中、市民の皆さまには、庁舎ご利用の際に何かとご不便やご迷惑をお掛けするかと存じますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の工事予定としましては、庁舎内ネットワークや電話交換設備の改修、保健センターの改修などを計画しておりますが、庁舎改修工事の進捗状況等を考慮しながら、適時にこれらの工事の発注をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、税務課所管では、昨年に引き続き、11月1日に「市税収納向上対策本部」を設置いたしております。市税の徴収につきましては、収納対策室を中心とした臨戸徴収や夜間徴収に加え、税務課職員全員による6班編成の徴収体制を取って市税の徴収にあたっているところでありますが、収納率が依然として伸び悩んでいることから、徴収体制の強化と合わせて納税の理解を得るため、今回の設置に至ったものであります。

対策本部では、副市長を本部長とした市幹部職員50名が8班体制を組み、時間外を問わず徴収や納税相談を実施しており、市民に対する公平・公正な徴収と自主財源の確保を図るため、今後3ヶ月間にわたって、取り組むこととしております。

次に市民生活部関係でございますが、生活環境課所管では、昨年11月より運行を開始しましたコミュニティバスは、先月で、ちょうど1年を経過致したところですが、昨年11月から今年10月末までの1年間の利用状況は、坪江北部・細呂木東部方面

の北ルート1号線が、4,446人、細呂木・吉崎方面の北ルート2号線が、18,917人、浜坂・富津など北潟方面の北ルート3号線が、5,111人、観光ルートの北ルート4号線が、2,907人、伊井・坪江・劔岳方面の南ルート1号線が、7,977人、新郷・本荘方面の南ルート2号線が、1,639人、延べ40,997人、1日当り112.3人、1便当り3.6人でありました。

乗客が1番多かったのは、細呂木・吉崎方面の北ルート2号線で、次に伊井・坪江・劔岳方面の南ルート1号線となっております。これらの路線は、これまで市営バスや福祉バスが運行をしていたこともありましたが、比較的利用者数が多くなっております。

また、乗客数の年代別の内訳としては、約半数の2万2,439人が65歳以上の利用であり、小学生・中学生は約4分の1の9,545人、残り9,013人は64歳以下の利用となっております。

この1年の実績からも分かるように、新郷・本荘方面の南ルート2号線において、もっとも利用者が少ないことから、原因究明も含めまして、8月から9月にかけてアンケート調査を実施したところでございます。

結果としましては、約92%の方が「コミュニティバスが走っていることを知っている」と回答をしておりますが、約94%の方が「乗ったことがない」と回答をしております。この乗ったことがない理由として、マイカーを中心としたライフスタイルの定着を反映して、約64%が自家用車の使用をあげています。また、「今後の運行については」の問いに対し、約16%が「廃止すべきだ」となっているものの、「自動車を自由に利用できない交通弱者のためにも、改善して残すべきだ」など約62%がコミュニティバスは必要ととらえられています。

交通弱者にとっては、バス交通の果す役割は大きく、今後も継続的な維持・確保が期待されています。バス交通をとりまく環境の変化に流されることなく、一人でも多くの方に乗っていただけるよう、これまでの実績やアンケート結果を踏まえ、市地域生活交通活性化協議会に諮問しながら、利用者のニーズに即した運行を行って参りたいと考えております。

次に福祉保健部関係でございますが、健康長寿課所管では、10月17日と18日、トリムパークかなづで健康長寿祭を開催いたしております。当日は、75歳以上の対象者4,083人のうち1,300人の皆様をお迎えし、保育園児の遊戯やプロによるアトラクションなどを楽しんでいただいたところです。特に今年は、高齢者の交通事故が全国的に増えていることから、金津交通安全管理者協議会主催の寸劇アカデミー賞に入賞した上位2グループに出演をお願いし、高齢者に交通安全の大切さを訴えていただいたところであります。

次に経済産業部関係でございますが、農林水産課所管では、品目横断的経営安定対策について申し上げます。

この対策につきましては、9月議会でもご説明いたしましたが、11月末日をもって、本年の秋播き麦に係る加入申請が締め切られたところであります。

あわら市の農業者の加入状況を申し上げますと、62経営体より申請がなされ、その内訳は、認定農業者としては26人、農業生産法人としては30法人、任意組織としては6組織となっております。

面積につきましては、あわら市全体で、概ね615ヘクタールの作付けがなされておりますが、うち、担い手による作付けは、583ヘクタール、担い手カバー率としては、概ね95%となっております。

次に、観光商工課所管では、11月16日に実施いたしました「あわら温泉来てきて宣伝隊」についてご報告いたします。

この宣伝隊は、忘新年会シーズンを前に、あわら温泉への誘客を促進するため、あわら温泉のおもてなしのシンボルである女将の会の代表5名と舞妓2名・芸妓3名が中心となり、観光協会、旅館協同組合、商工会、湯けむり創生塾に市職員が加わった総勢20名の隊員が一致団結したPRを展開したもので、西川知事に「頑張るあわら温泉」を印象づけたほか、テレビ・ラジオ・新聞の各メディアに数多く登場するなど、若いエネルギーを結集して「元気なあわら温泉」を大いにPRできたものと確信しております。

「観光は競争の時代」といわれている中で、あわら温泉が生き抜いていくためには、今後とも観光関係団体等が一丸となって、あわら温泉の魅力の創造とPRに力を注ぐ必要があると考えております。

次に、企業誘致についてご報告いたします。本年3月より、誘致を進めて参りました「株式会社モーシヨントラスト」が柿原地係に進出することが決定し、10月4日に「工場等立地に関する協定書」に調印をいたしております。

現在、株式会社モーシヨントラストは、坂井市丸岡町に本社を置き、加賀市の工場で操業しておりますが、今回の誘致により、本社も工場も全て本市に移すことになりました。

この会社の事業内容は、液晶製造装置・半導体製造装置・搬送装置等の製造であり、年商11億5,000万円を売り上げております。

来年早々に造成工事、建築工事にとりかかり、操業開始は来年7月を予定しております。現在の最先端技術「ナノテクノロジー」分野の企業でありますので、これからの発展が大いに期待できるものであり、市民の雇用の創出、税収の増など、本市にとっても大きなメリットがあると心から期待しております。

次に、土木部関係でございますが建設課所管では、12月1日に、あわら市道路除雪対策本部を来年3月31日までの期間、建設課に設置いたしましたところであります。

昨年、福井県は昭和56年豪雪以来の大雪に見舞われ、あわら市管内においても記録的な積雪となりました。

これを教訓にあわら市においては、今年度、更なる早期除雪の充実を図るため、除雪機械1台の更新をいたしたところであります。

道路除雪につきましては、市の除雪機械及び民間委託除雪機械により、国・県道にアクセスする基幹道路を最優先に、生活道路網、公共施設等へのアクセス道路の確保

を図っていく計画で、除雪作業を効率かつ的確に実施するため、県や隣接市などの関係機関とも十分連携を密にして、地域住民のご協力も得ながら、対応して参りたいと考えております。

次に、都市整備課所管ですが、北陸新幹線関係につきましては、まず、北陸新幹線の福井県への延伸整備など、建設促進に向けた活動としまして、10月25日と26日の2日間にわたり、あわら市と芦原温泉旅館協同組合女将の会による要請を行ったほか、11月9日には北陸新幹線芦原温泉駅建設促進同盟会による中央要請を坂井市とともに実施したところであります。

なお、これらの要請は、北陸新幹線の石川県以西の建設を担当する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の大阪支社をはじめとして、横浜の機構本部、国土交通省の鉄道局のほか、県選出及び新幹線整備にご尽力を頂いている国会議員の方々に対して、北陸新幹線の早期延伸と併せて、平成19年度以降の芦原温泉駅部調査を着実に進めていただくよう強くお願いしたものであります。

このほか、早期延伸を求め、福井県の関係機関とも連携をとりながら様々な要請活動を行っておりますが、ご承知のとおり現時点では、事業認可前という制約もあり、具体的な交渉等ができない状況であります。しかしながら、認可された際には、速やかに事業着手できるよう、ルート上の課題整理等を進めているところであります。

次に、本年度の芦原温泉駅周辺整備に係る委託業務についてですが、現在、駅周辺地区の図化作業のほか、平成19年度に予定をしております駅周辺地域における都市計画決定に向けた資料作成業務を進めており、加えて、平成17年度に策定をいたしました芦原温泉駅周辺整備基本計画の実現に向けた概略設計などの作業を行っているところであります。

最後に、平成17年度から着手しました整備新幹線建設推進高度化等事業による芦原温泉駅部調査は、本年度も引き続き鉄道・運輸機構により実施されておりますが、地質調査が芦原温泉駅などで実施されるほか、竹田川の橋梁調査などにも着手すると連絡が入っておりますのでご報告申し上げます。

今後とも、関係機関と連携を図りながら積極的に北陸新幹線の早期延伸を求める要請活動とともに、建設促進に向けた取り組みを行って参りたいと考えております。

次に、教育委員会関係であります。教育総務課では、統合中学校建設事業についてご報告をいたします。

統合中学校は、老朽化が著しい芦原中学校の状況を考えますと、一日も早い着工が迫られており、平成23年4月の開校を目指し、準備を進めているところであります。

8月に設置いたしました「統合中学校建設検討委員会」では、候補地選定部会が5回、校名検討部会が3回、教育計画部会及び施設計画部会がそれぞれ2回開催され、基本構想の策定に向けた意見集約を進めていただいております。

また、今月1日には、第3回全体会が開催され、各部会での検討経過が報告されたあと、全委員による意見交換が行われております。特にこの全体会では、候補地選定について、現芦原中学校、現金津中学校、重義区・坂ノ下区の水田及び花乃杜ハイツ・

千束区の畑地の4候補地に絞込みが行われたとの報告を受けております。

なお、予定地につきましては、検討委員会のご意見を参考にしながら、教育委員会で更に検討していただくとともに、市議会とも相談をしながら、決定して参りたいと考えております。

次に、具体的な教育計画や施設計画を協議し、統合中学校の青写真となる、基本計画を策定していただく「統合中学校基本計画策定委員会」を11月7日に設置をしたところであります。

この委員会は、建築や教育の専門家、検討委員会の委員及び保護者や教師の代表者10名で組織され、教職員ヒヤリングや生徒アンケート、市内の地域関連施設調査などを行いながら、教育計画構想及び施設計画構想をまとめ上げていただくことになっております。

第1回の会議では、福井大学工学部教授の松下聡教授が委員長に選任された後、今後の協議に関する意見交換が行われております。

さらに、現場の先生方のご意見を取り入れるために、12月4日に金津中学校、翌5日に芦原中学校の全教職員に対し、松下委員長によるヒヤリングが実施されております。

今後とも、多くの関係者のお智恵をお借りしながら、また、市民の皆さまのご意見を十分に伺いながら、平成23年の4月の開校に向けて、統合中学校建設事業を進めて参りたいと考えております。

次に、文化学習課所管では、金津創作の森において、8月26日から10月1日まで、「ピアマグランカイ6」を開催いたしました。

「ジョッキ」と「タンブラー」の公募展の入賞・入選作品展として1年おきに開催しておりますが、手にとって、気に入った作品を購入できることから根強い人気があり、会期中は、2,902人のお客様に入场していただいております。

また、10月7日・8日には、秋恒例の第9回クラフトマーケットを開催いたしました。

今回は、事前審査では97店舗に絞らせていただき、あわら市からは7店の出店となりましたが、あいにくの雨にもかかわらず、両日は、シャトルバスも運行し、8,889人の皆様にご来館いただいたところでもあります。

次に、前回は報告をさせていただきました、アートドキュメント2006「graf展」でございますが、11月3日からは本展として、アートコア・ミュージアム1に作家の仕事場を再現し、日替わりでワークショップを展開しております。

この展覧会は、今月24日までの開催となっておりますが、多くの方々のご来場を期待しているところであります。

次に、創作工房とガラス工房では、温泉旅館の宿泊客の皆様にも、陶芸やガラスの一日体験講座を受講していただくため、旅館組合とのタイアップに力を入れて参りましたが、その結果として、各旅館のホームページで情報を積極的に取り上げていただくなどご協力をいただき、おかげさまで、体験者数、売上高ともに10月末現在で、既

に昨年の年間実績を上回る形となって表れております。

今後とも、市のイメージアップと、ものづくりで人の交流が生まれる創作の森になるよう努力して参りたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（山川 豊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、2 1 番、橋本達也君、2 2 番、杉田 剛君の両名を指名します。

会期の決定

議長（山川 豊君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 2 1 日までの 1 0 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より 1 2 月 2 1 日までの 1 0 日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第 9 0 号、議案第 9 1 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第 3、議案第 9 0 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第 4、議案第 9 1 号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について）

以上の議案 2 件を一括議題とします。日程第 3、議案第 4 6 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました、議案第 9 0 号「専決処分の報告について」及び議案第 9 1 号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第 9 0 号につきましては、市の除雪車の事故による損害賠償の額を定めたもの

であります。

事故は、平成17年12月18日、除雪車での除雪作業中、花乃杜5丁目地係で民地内の石積ブロック壁に接触し、このブロック壁を損傷したものと、平成18年2月5日、重義地係で除雪した雪の雪圧による民地内の灯籠を損傷したものであり、これらの事故による損害賠償の額を定めることについて、本年11月1日付けで専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同第2項の規定により、報告するものであります。

議案第91号につきましては、あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正したものであります。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成18年10月1日から障害児施設入所が措置方式から契約方式へ移行し、医療保険の患者負担が生じることとなることから、施設所在地の負担が大きくなるよう、当該条例の所要の改正を行うことについて、平成18年9月29日付けで専決処分を行ったものであります。

以上が専決処分の内容でございますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 議案第90号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）は、以上をもって終結いたします。

議長（山川 豊君） 続いて、議案第91号に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただ今、議題となっております議案第91号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第91号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市重度障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

議案第91号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第91号については、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第92号から議案第100号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第5、議案第92号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第93号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第94号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第95号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第4号）、日程第9、議案第96号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第97号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第98号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第99号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第100号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）

以上の議案9件を一括議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第92号「平成18年度あわら市一般会計補正予算（第4号）」から議案第100号「平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）」までの9議案について、説明を申し上げます。

これら9議案につきましては、一般会計のほか、老人保健特別会計を除く7つの特別会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計の補正をお願いするものであります。

議案第92号の一般会計補正予算（第4号）につきましては、4,127万5千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億5,600万9千円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明いたします。各予算費目に給料、職員手当等及び共済費の増減分が計上されておりますが、これらは人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったものであります。以下これらの説明につきましては、省略させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、総務費でございますが、一般管理費では、早期退職者の増加等に伴う追加として、退職手当組合負担金5,676万1千円を計上しております。

企画費では、東温泉区にございます二面3号公園の遊具設置にかかるコミュニティ助成事業補助金250万円を計上しております。

知事及び県議会議員選挙費では、統一地方選挙が来年4月でございますが、告示が3月中となりますので、本年度執行分として、779万6千円を計上しております。

次に民生費でございますが、老人福祉総務費では、地域支援包括事業において、事

業量が明確になったことに伴い、介護予防事業委託料400万円及び介護予防サービス計画作成業務委託料2,602万8千円を減額しておりますほか、介護保険広域連合負担金296万6千円を追加計上しております。

児童措置費では、児童手当支給対象者の増及び対象区分けの変更に伴い、児童手当支給費120万円を追加計上しております。

幼稚園費では、平成19年4月からの北潟幼稚園の民営化に伴う改修工事531万7千円のほか、民営化に際し、その運営主体となる社会福祉法人設立に必要な基本財産及び運営資金に係る寄附金として、1,300万円を計上しております。

生活保護扶助費では、昨年度の生活保護費の確定に伴う国庫負担金返還金461万3千円を計上しておりますほか、本年度の生活保護対象者の増、特に医療費扶助の増により生活保護費2,500万円を追加計上しております。

次に農林水産業費でございますが、農業振興費では、直播による稲作経営規模拡大事業補助金52万8千円を計上しておりますほか、農地費では7月の豪雨等に伴う排水機場のポンプ運転にかかる電気料70万円、土地改良施設維持管理適正化事業補助金110万円を計上しております。

次に商工費でございますが、観光費では忘新年会誘客促進キャンペーンなどの観光宣伝委託料207万円を計上しております。

次に土木費でございますが、道路橋りょう維持費では、市道の舗装補修工事費として300万円を追加補正いたしております。道路橋りょう新設改良費では、地方道路交付金事業で整備を進めております、市道金津三国線の用地交渉が進んだことにより、工事費の一部375万円を減額して土地購入費に組み替えをしております。

また、河川総務費では、宮谷川河川改修事業にかかる物件移転費用291万1千円が新たに発生いたしましたので、同事業の工事請負費と組み替えを行っております。

最後に教育費でございますが、小学校費の学校管理費で、施設用燃料費145万円を追加したほか、教育振興費で金津、細呂木、伊井の各小学校に配置の教育用コンピュータを入れ替えるための業務委託料190万円を計上しております。

また、中学校費の学校管理費では、施設用燃料費40万円、施設修繕料90万円をそれぞれ追加計上しております。

一方、歳入につきましては、このところ順調に推移しております市税の法人市民税1億円、国庫支出金の生活保護費負担金1,875万円、県支出金の知事及び県議会議員選挙委託金779万6千円のほか、前年度繰越金1億4,978万8千円などを追加補正したほか、事業費の減に伴う地域支援介護予防事業受託費460万円、介護予防サービス計画給付費2,256万2千円のほか、財政調整基金繰入金2億1,100万円、を減額し、収支の調整をいたしております。

議案第93号の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、2,844万8千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,236万2千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において、総務費の一般管理費で、人事異動等に

伴う人件費の所要の補正措置を行ったほか、保険給付費の退職被保険者等療養費 3 0 0 万円、一般被保険者高額療養費 2 , 0 0 0 万円、退職被保険者等高額療養費 1 , 4 0 0 万円をそれぞれ追加計上したものであり、これに伴う歳入として、療養給付費等交付金 1 , 7 0 0 万円のほか一般会計繰入金 3 7 2 万 1 千円などを追加計上しております。

議案第 9 4 号の金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、1 , 4 0 5 万 9 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 7 , 8 6 9 万 8 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において各事業費目にわたって、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったほか、指定介護老人福祉施設費で、増築関連経費として設計委託料 1 , 9 5 8 万 5 千円、建築耐震診断委託料 1 3 9 万 7 千円などを計上したものであり、歳入といたしましては前年度繰越金 1 , 5 3 0 万 5 千円などを計上しております。

議案第 9 5 号、公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、5 8 3 万 5 千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 2 億 4 , 5 6 7 万 9 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において総務費及び事業費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったほか、公債費の財源振り替えなどを行っております。公債費の財源振り替えにつきましては、交付税の算定基準の変更に伴い、新たに借り入れができることになったことによるもので、8 , 8 2 0 万円を歳入として計上した他、一般会計繰入金を 7 , 7 3 5 万 7 千円減額するなどの収支の調整をしております。

議案第 9 6 号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、9 0 万 5 千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 , 0 3 3 万円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったものであります。

これに伴い、歳入につきましては、他会計繰入金を減額しております。

議案第 9 7 号のモーターボート競走特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、1 万 8 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 6 億 9 , 9 7 1 万 8 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳入において競艇事業の一般管理費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったものであります。

議案第 9 8 号の水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 9 8 9 万 3 千円を減額したほか、漏水事故に係る損害賠償金 4 7 万 3 千円などを計上しており、収益的収入においては事故にかかる保険金の雑収入 4 5 万円を計上したものであります。

議案第 9 9 号の工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、給与改定等に伴う人件費 7 万円を減額したものであります。

議案第100号の芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出の建設改良費において、配水管布設替費320万円を計上いたしておりますほか、収益的収入の営業収益におきましては、使用水量の落ち込みに伴い、水道料金収入1,238万4千円を減額をいたしております。

以上、9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 2点伺いたいと思います。

ひとつは一般会計の補正予算で、新規事業として若者出会い交流応援事業委託料50万円というのが計上されておりますが、この目的、内容、委託先についてご説明いただきたい。

もうひとつは国民健康保険特別会計で、高額療養費貸付金100万円の増額の補正が計上されておりますが、今年度の貸付の件数、それから1件あたりいくらかの貸付になっているかについて伺いたいと思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長（清水芳文君） ただ今の山川議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

1点目の若者交流の関係でございますけれども、これは少子化対策の一環といたしまして、県の補助、2分の1をいただきまして、実施するものでございます。

地元の未婚の男女が出会う機会を創出するというようなことで、あわら市への定着を促進し、少子化の対策としてということで、あわら市で行うものでございます。

内容といたしましては、一応、今年の3月ぐらいに、創作の森でお見合いパーティーを予定をしているところでございます。

尚、委託先といたしましては、あわら市商工会の青年部を、一応、今のところ予定をいたしているところでございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長（山田重喜君） 山川議員の2番目の質問にお答えいたします。

高額医療費の貸し付け件数でございますけれども、現在のところ、6件でございます。平均いたしますと、50万8千円でございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 16番、穴田満雄。

今回の補正は人件費、いわゆる職員の給与改定に伴うものがかなり占めているのではないかと、このように私、理解しております。

そんな中で、3点ほど質問してみたいと思います。

まず、1点目ですが、地方公務員法の第58条の2の改正に伴いまして、この市町村長は、職員の給与、あるいは勤務条件等の状況および、公平委員会の状況等について、10月末までに公表しなさいよと、このようになってはいるんですが、当市はどういう扱いをしているかということと、それから2点目ですが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正によりまして、今まで8級制あったやつが今年の4月1日から、7級制に変わったと、そうしますと今年の3月の当初予算では、一応8級制に対する職員の配置ですかね、割り振りはしてありますけれども、この7級制に変わった以降の職員の配置数はどのように変わってきているのかと、これが2点目でございます。

それから3点目ですが、この退職手当組合の特別負担金に関連しまして、先ほどの12月5日でしたか、全員協議会の中で、私これ質問しましたところ、この平成18年度の退職者の数ですけれども、途中退職、過年度退職ともいいますけれども、これが3名ありますと、それから18年度末では26名ありますと、ですから平成18年度に関しましては、計29名の退職者を予定していると、こういう答弁をいただいているのですが、今回のこの補正を見ますと、その一般会計の給与改定に伴う人事異動ですね、部内の人事異動が3名増となっております。

事業会計あるいは特別会計の方では3名減となっておりますが、この途中退職者の扱いは18年度の年度末で行うのか、すでに行っているのかと、この3点について、まずお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長（神尾秋雄君） ただ今の穴田議員のご質問にお答えいたします。

法によりまして、給与等の公表を義務付けられているわけございまして、17年度につきましては2月公表ということでございまして、本年度の体制状況公表につきましては、現在、ホームページ上で現在公表させていただいております。

それから、広報につきましては12月広報で、広報の準備を取っておりますので、その中で市民の皆さん方に状況を広報してまいりたいと考えております。

それから、給料表の切り替えによりまして職員構成の問題でございますけれども、これにつきましては、従来8級制であったものを、現在7級制に切り替えておるわけでございます。その内容でございますけれども、1級、2級がですね、新しい1級となりまして、現在12人、構成率で行きますと6.4%の職員がこの新級に格付けをされております。

それから旧3級につきましては、新しい新2級になったわけございまして、これにつきましては17名、率にして9.1%、それから旧4級、5級でございますが、

これが新3級になりまして、40名の職員が格付けされまして、21.4%、それから旧6級の職員につきましては、新4級となりまして、33人の17.6%でいわゆる主査、主任級以下の職員が構成比といたしましては54.5%という構成比になっております。

それから旧7級の課長補佐級の職員でございますが、新5級となりまして現在40名、21.4%と、それから従来8級でございました、課長、参事、それから部長級、これらが8級でございましたけれども、6級と7級に分かれまして、6級につきましては課長、参事が対応という事でございます。これは36名ございまして、19.3%、それから部長級につきましては7級格付けということで、9名で4.8%ということでございます。

課長補佐級につきましては、ちょっと抜けたかと思えますけれども、40名で21.4%ということでございます。

従いまして、課長補佐以上の職員につきましては、全体の45.5%というような比率になっているところでございます。

それから3点目の退職手当負担金の途中退職者の扱いでございますけれども、全員協議会でもですね、当初は25名の退職を予定をしておったわけですが、途中で退職者が自己都合等が増えまして、29名、4名増となったわけでございます。

この扱いにつきましては、8月に一人、それから12月末一杯で一人やめるということになります。この職員2名につきましては、いわゆる自己都合退職ということでございまして、いわゆる退職金の退職手当組合の負担金が生じない職員でございます。あとの2名につきましては、59歳の勧奨退職年齢に達していなくてもですね、早期退職制度というものをあわら市が持っているわけでございます。それに基づきまして、職員に希望を取ったところ、2名、早期退職者制度に基づきまして退職したいという希望がございましたので、その2名につきましては勧奨扱いという事となるわけです。その勧奨扱いとなる2名の退職手当負担金につきましては、12月定例議会に計上させていただきたいと思っております。

そういう事で、本来の勧奨退職年齢に達した者、それは前もってそういう退職希望調査をいただくわけなんです、その他に早期退職制度によって申し込まれた方、この方につきましては、12月、遅くとも12月1日までには手続きが済んでいるという状態でございますので、12月補正には今後も上がってくるという事でございます。

それ以降の者につきましては、自己都合退職になるという事で、3月補正には退職手当の負担金は計上しないということになります。

そういう事でご理解いただきたいと思います。

それから、給与の関係につきましては穴田議員ご指摘のとおり、水道企業会計でありますとか、雲雀ヶ丘寮、そういう所に配置されておりました職員がですね、本庁舎、または一般会計支出の職員ということで異動してまいりますので、そういう関係での補正でございますので、よろしく願いいたします。

議長（山川 豊君） 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) はい、16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

もう2点ほど伺いたいと思います。

まず1点目ですが、去る12月10日に国家公務員、あるいは地方公務員が期末手当を支給されたと、そんな中で当あわら市におきましては、この期末手当の中に、勤勉手当となるものが含まれているのかと、もし、含まれているならば、その割合はどれぐらいになっているのかと、これが1点目でございます。

それから、今度の給与改定に関連しまして、当あわら市でも平成16年の3月1日に合併しまして、それ以降、施設管理者、公の施設の施設管理者が十数名出てきております。

この施設管理者の認定期間というのですか、在任期間は一応3年と決められていますがけれども、この3年間は本人の要望というのですか、希望が無い限りは、絶対、途中の人事功罪はないのかと、これ2点についてお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) まず、期末勤勉手当の支給の問題でございますが、12月支給の手当の中には、勤勉手当が含まれております。

具体的に申し上げますと、期末手当が1.6ヶ月分、それから勤勉手当が0.75ヶ月分ということで、トータルで2.35ヶ月分が支給をされておるという事で、勤勉手当は含まれております。

それからもう2点目のですね、指定管理者制度の中での管理者の交代が契約期間中あるのかとの話でございます。穴田議員、今3年とおっしゃったと思いますが、これ5年だと、21年3月までの契約でございますが、5年ということになってるかと思いますが、これにつきましてはあくまでも指定管理者の属する団体は法人格を有しているものでございまして、あくまでも個人との契約でございますから、法人の都合によりまして、色々病気とかいろんな問題で交代する事もありうるかと思います。

そういう事で、その契約は交代を拘束するものではないと、これは法人の都合によって交代はありうるという事で理解をいたしているところでございます。

よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) はい、16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今ほど部長の答弁の中で、期末手当ですけれども、この中に勤勉手当は含まれております。それはそれなりに理解できます。その割合ですが、0.75という数字を言われたんじゃないかと思うんですけれども、私の聞き間違いならごめんなさい、と言いますのは、当あわら市におきましては、今年の4月1日の給与改定から100分の72.5に、勤勉手当を100分の72.5になってるんじゃないかと思うんですが、再度ひとつ、そここのところ答弁方をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) その勤勉手当につきましては、12月広報にも公表させていただきます数字は0.75ヶ月ということでございまして、これは条例に基づく数字でございますので、これは平成17年度中のものを公表させていただくものでございます。

18年度につきましては若干、数字が夏と冬との調整の中でトータルでは全体月数は変わらないと思うんですが、そういうことで、17年度支給の割合につきましては、0.75ヶ月ということで公表させていただくということでございます。

穴田議員は先ほどは今年度の、18年度の12月の内容を、これにつきましては、6月も12月も0.75でございます。トータルで同じなんですけれども、1年間通じての勤勉手当は同じでございますが、12月につきましては昨年と比較しますと0.025ですか、今年は落ちているという状況でございます。

議長(山川 豊君) 質疑は他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっております、議案第92号から議案第100号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

(午前10時41分)

副議長(東川継央君) 会議を再開します。

議長が所要の為、欠席をいたしておりますので、私の方で、議長を努めさせていただきます。

引き続き、一般質問を行います。

(午前10時53分)

議案第101号、議案第102号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

副議長(東川継央君) 日程第14、議案第101号、あわら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、日程第15、議案第102号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について。

以上の議案2件を一括議題とします。

副議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第101号「あわら市行政手続き

等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」及び議案第102号「あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号につきましては、市の機関に係る申請、届出その他の手続き等に関し、電子情報処理組織、いわゆる家庭や企業のパソコンを使用する方法により行うことができるようにするため定めるものであります。福井県と福井県内の17市町において、平成19年3月1日からの施行を予定しているものであります。これにより住民の利便性の向上や、行政運営の簡素化及び効率化が図られるものと考えております。

議案第102号につきましては、前納報奨金制度を廃止することに伴う所要の改正措置を講じるものであります。

前納報奨金制度につきましては、昭和25年に地方自治の確立のために必要な財源の早期確保と住民の納税意識の高揚を目的に創設されたものであります。既に55年を経過し、当初の目的が既に達成されその効果が薄れてきております。また、前納報奨金制度の適用を受けられない特別徴収という納税の制度があり不公平感があることから、今回、この制度を廃止するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

副議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

副議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

副議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第101号、議案第102号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

議案第103号から議案第108号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

副議長（東川継央君） 日程第16、議案第103号、福井県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について、日程第17、議案第104号、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、日程第18、議案第105号、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、日程第19、議案第106号、福井県市町村交通災害共済組合の解散について、日程第20、議案第107号、福井県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、日程第21、議案第108号、福井県自治会館組合規約の変更について。

以上の議案6件を一括議題とします。

副議長（東川継央君） 市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第103号「福井県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について」から議案第108号「福井県自治会館組合規約の変更について」までの6議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第103号「福井県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について」でございますが、平成19年3月31日をもって「福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合」、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合」及び「福井県市町村交通災害共済組合」が解散し、その事務を「福井県市町村職員退職手当組合」が継承するため、退職手当組合の共同処理する事務、規約、組合を組織する地方公共団体の数を増加させる必要があるため、この案を提出するものであります。なお、規約の変更後の組合の名称は「福井県市町総合事務組合」となるものであります。

次に、議案第104号「福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について」、議案第105号「福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について」、議案第106号「福井県市町村交通災害共済組合の解散について」、議案第108号「福井県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」でございますが、議案第103号で申し上げましたとおり、これら2組合の事務を「福井県市町村職員退職手当組合」の名称を変更する「福井県市町総合事務組合」が継承するため、2組合の解散について、及び解散に伴う財産処分について、提案するものであります。

次に、議案第108号「福井県自治会館組合規約の変更について」でございますが、組合を構成する市町村の数が、合併に伴い当初の7市28町村から9市8町となったことに伴い、選挙区の組合議員の数を変更する必要があるため、ここに提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

副議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

副議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

副議長（東川継央君） ただ今議題となっております、議案第103号から議案第108号までの6議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

副議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) (討論なしと認めます。

副議長(東川継央君) これより、議案第103号、福井県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを採決します。

議案第103号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

副議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第103号については、原案のとおり可決することに決定しました。

副議長(東川継央君) 続いて、議案第104号、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを採決します。

議案第104号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

副議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第104号については、原案のとおり可決することに決定しました。

副議長(東川継央君) 続いて、議案第105号、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

議案第105号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

副議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第105号については、原案のとおり可決することに決定しました。

副議長(東川継央君) 続いて、議案第106号、福井県市町村交通災害共済組合の解散についてを採決します。

議案第106号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

副議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第106号については、原案のとおり可決することに決定しまし

た。

副議長（東川継央君） 続いて、議案第107号、福井県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

議案第107号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

副議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第107号については、原案のとおり可決することに決定しました。

副議長（東川継央君） 続いて、議案第108号、福井県自治会館組合規約の変更についてを採決します。

議案第108号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

副議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第108号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第109号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

副議長（東川継央君） 日程第22、議案第109号、福井県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

副議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第109号「福井県後期高齢者医療広域連合の設立について」の提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度に現行の老人医療制度にかわって創設される医療制度であり、この運営には都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うこととされております。このため、福井県におきましては、平成19年2月1日をもって県内全市町が加入する福井県後期高齢者医療広域連合を設立し、制度移行前の準備業務を行うこととされたものであり、構成市町である本市におきましても、地方自治法第291条の11の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

副議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑を許します。

副議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

副議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第109号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

一般質問

副議長（東川継央君） 日程第23、これより一般質問を行います。

篠崎 巖君

副議長（東川継央君） 一般質問は、通告順に従い、10番、篠崎 巖君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 10番、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） 10番、篠崎。

議長の許しを賜りましたので、早速質問に入らせていただきます。

庁舎の統合事業について、2点をお伺いをいたします。

合併以来、本庁機能が金津、芦原、両庁舎に分散している分庁方式で市政運営を行ってまいりましたが、来年4月で4年目を迎え、庁舎を統合することが6月議会で決定をいたしました。

行政サービスの多様化等から、この庁舎統合事業によって合併効果を一層高めるべく、事務組織の再編やスリム化、行政運営の効率化、組織としての意思決定の迅速化、部署を越えた横断的な連携の強化、両庁舎を併用する事によって市民の混乱を解消すると共に、市民の利便性やサービスの向上に大きく寄与する事ができることと思っております。

そこで庁舎統合整備にあたっては色々検討していることと思いますが、お尋ねをいたします。

第一点目は庁舎統合事業が始まり、改修設備工事等、来年3月まで行なわれますが、一般市民に対しての障害、支障対策に付いて、今回は新市合併時の両庁舎への配置換えと違って、庁舎統合事業推進事業スケジュール表にもあるように、改修工事、補修工事、設備工事、冬季間に5ヶ月間、業務を続けながら行われます。

住民に対してのサービス低下の障害を招かないよう、通常業務サービスに支障をきたさない移転をしなければなりません、その対策についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

第二点目といたしまして、芦原庁舎の利活用、有効利用についてお尋ねをいたします。

芦原庁舎は昭和56年6月完成、築25年を経過、旧芦原町のシンボルといたしま

して、また合併後もあわら市役所芦原分庁として継続をしてきています。今回の庁舎統合によって芦原庁舎の利活用の問題が上がってまいりました。

ちなみに芦原庁舎の管理経費は平成17年度実績で電気料、電話料等で766万、委託料で378万円、空調リース料で906万円、土地借地料で860万円、合計2,909万かかっております。

広報あわら7月号に、庁舎統合のお知らせと、芦原庁舎の有効活用検討委員会を募集しております。活用案としまして3つ、公共型、これは生涯学習センター、図書館とか区民館などの統合施設、公共プラス民間型、これは総合図書館プラステナント募集、民間型、これは保険会社、通販会社のコールセンター等の3つの案が出ております。

芦原庁舎有効活用検討委員会は、市民10人、職員5人で委員会が立ち上がっていて、これまでに2回開催されています。

しかし、芦原庁舎の利活用については、利活用が決まるまでは閉庁管理という状態な用を感じられるわけでございます。

庁舎利活用対策が遅れていると思いますので、どのように考えているかお尋ねをいたします。

以上2点について質問をいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 篠崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、庁舎統合事業の実施に伴い、庁舎改修工事等により一般市民に及ぼす障害、支障対策についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、金津庁舎の改修は、現行の業務を継続しながら工事を行わなければならないことから、窓口業務サービスなどの行政サービスを低下させないよう、施工に当る必要があると考えております。具体的な対策としましては、騒音が発生する取り壊し作業や全館停電は休日に行う。全館停電については、発電機により電話や情報機器等をバックアップし、可能な限り庁舎機能を停滞させないように対応する。などとしております。

また、2月から税の申告会場となる1階の会議室につきましては、申告時期までに工事を完了させるなど、庁舎の利用状況にあわせて、施工者と綿密な工程会議を行いながら、支障が出ないように作業を進めているところでございます。

しかしながら、空調設備の改修に伴い1月、2月はストーブによる暖房をせざるを得ないことや、トイレや会議室の使用制限など、どうしても利用者の皆様に、大変なご不便とご迷惑をお掛けすることがございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、芦原庁舎で行っている通常業務は3月末まで行い、4月からは統合庁舎による業務に切り替える予定でございます。なお、芦原庁舎の総合窓口サービスにつきましては、市民課分室を保健センターに移して継続させ、サービスを低下させないようにしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、芦原庁舎の有効活用につきましては、市民委員10名、職員5名による芦原庁舎有効活用検討委員会を立ち上げ検討をいただいているところでございます。

この委員会の立ち上げに当りましては、当初、公募による委員5名を中心にと考えておりましたが、残念ながら、市民からの応募が無く、最終的には、市の方から各界にわたって委員の依頼をいたしたものであります。

また、有効活用案につきましては、本年9月に、各区の回覧により市民に有効活用案を求めたところであり、ハガキやメールなどにより10数件の提案があったことは、行政報告で申し上げたとおりであります。

このような中、本年10月に第1回の会議を、先月には第2回の会議を開催いたしており、昨年、職員提案として出された活用案や、先ほどの市民の方々の活用案などを提示しながら、いろいろな角度からの検討をお願いしております。

市といたしましては、検討委員会においては、できるだけ、そのままの状態でも有効活用ができないかという基本的な考え方に立って検討いただきたいと考えておりましたが、現在のところ、どのような有効活用をしたとしても、有る程度の改修は必要なのではないかという意見が出されていると伺っております。

委員会の具体的な提案が示されるのは今年度末になろうかと考えておりますが、市といたしましてもそれを現実のものとするためには、実施に向けた詳細な検討や、先ほど申し上げましたように、有る程度の改修も必要であると考えておりますので、庁舎統合直後からの活用は難しいのではないかと考えております。

従いまして、それまでの期間につきましては、管理効率や防犯対策の観点からも庁舎を閉庁せざるを得ないと考えております。しかしながら、議員ご指摘のように長期にわたって庁舎を閉庁することは、市民感情を考えましても、問題があることも重々承知しておりますので、閉庁の期間は長くても1年程度を限度と考えております。

そのような考えの中で、本年度中に活用の方針を決定し、19年度中には詳細な活用計画をとりまとめまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 10番、篠崎 巖君。

10番(篠崎 巖君) 一点目の庁舎改修工事等についての再質問をさせていただきます。

庁舎内改修工事等の対策については、ご答弁をいただいておりますが、業者の車の出入り、また駐車場所等、外での支障が考えられますが、述べられていないので、その点について。

関連いたしまして、二点目の芦原庁舎の利活用についてでございますが、庁舎統合直後の活用は難しいとのお考えでございますが、庁舎統合の目的、事務組織の再編やスリム化、市民へのサービスの向上は達成されても、芦原庁舎の空家が長くなるほど、スムーズな統合感が失われると思います。

閉庁期間は長くても1年程度と考えているようでございますが、何ごとに置いても

そのような消極的な姿勢ではなく、本年度中に活用計画を取りまとめる意思はないのでしょうか。

また、芦原庁舎活用案が3つございますが、その中の民間型が良いと思いますが、その働きかけは行っているのか、また、問合せ等はないのでしょうか。

以上の点について再度、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 篠崎議員の再度のご質問にお答えをいたします。

庁舎改修工事の施工業者の駐車場等につきましては、庁舎の南側の駐車場を現在、現場事務所と工事関係者の駐車場に使用させているところでございます。

通常は西側の駐車場は使用しないことといたしておりますので、支障はないと思えますけれども、しかしながら資材の搬入時期におきましては、大型クレーンもこの西側駐車場から入らざるを得ないということもあろうかと思えます。

そういう事で、一時的に西側駐車場の通路でありますとか、一部分通行制限をすることになりますけれども、工事看板とか、また、交通誘導委員を立てまして、利用者の皆様方にはご迷惑のかからないように配慮していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それから2点目の芦原庁舎の利活用についてでございますけれども、本年度中に活用計画を取りまとめる意思はないかとの再度のご質問でございますが、先ほど市長も申し上げましたように、芦原庁舎の有効活用につきましては委員会において、色々な角度から検討をお願いしているところでございます。

委員会の具体的な提案が示されるのは、今年度末になるのではないかという見込みでございますので、市といたしましてもその実施にあたっては、詳細な検討を行いたいと考えているところでございまして、今年度中に取りまとめる事は困難であるという具合に考えているところでございます。

しかしながら、20年度から活用するるといたしましても、準備調整に多くの時間を必要といたしますので、少しでも前倒しをしながら、取りまとめていくよう努力して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、委員会から具体的な提案が無い段階でございますので、民間活用型に対するところの相手方への働きかけにつきましては、現在、まだいたしていないというのが現状でございます。

それから、外部の方から具体的な問合せも今のところございませんで、よろしくお願いいいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 篠崎 巖君。

10番(篠崎 巖君) 3回目の質問とさせていただきます。

今の話しですと、閉庁期間は1年程度としておりますが、その間の庁舎の維持管理、また、防犯対策管理費はどのくらいかかるのでしょうか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 閉庁期間中の維持管理費でございますけれども、まず、総合窓口サービスにつきましては、保健センターで行いますので、保健センターと本庁舎とはいろいろと電気、電話、色々と一本化されておりますので、中々詳細は難しいのですが、保健センター分の経費を除きまして、概略試算をしてみますとですね、建物保険料関係で5万円、それから樹木の管理委託料で32万円、それから閉館中、施設の警備委託を考えています。そういう事で警備委託に約34万円、それから利用しなくても借地料がかかりますので、その借地料がですね1,034万4千円と、それから空調のリース、これもリース期間中、906万円、毎年かかっておりますので、トータルしまして、2,011万円、これが閉庁期間中の維持管理経費として必要になるものと考えております。

尚、この金額につきましては、現在予算要求の段階での概算額でございますので、今後若干変更ともあろうかと思いますが、よろしくお願い致します。

以上でございます。

笹原幸信君

副議長(東川継央君) 続いて、通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) それでは2番、笹原、一般質問をさせていただきます。

平成19年度当初予算編成についてという事でお伺いをいたします。

早いものでもう、平成19年度当初予算の編成時期になってまいりました。地方自治法は首長を地方公共団体を統括し、代表すると規定をしております。多種多様な権限が与えられていますが、その代表の再たるもののひとつとして、予算の編成と執行が上げられます。ここに首長が一番行いたい政策、施策などが反映されていると言われます。

財源が潤沢にあったころの首長は住民の要望をある程度満たす事が出来たため、住民の良い評価も得られたのではないかと思います。しかしながら、地方交付税の減額等の歳入の減少により、金の無い自治体の首長は大変であり、予算編成は困難を極めるものと思いますが、どのような方針、考えに基づいて19年度当初予算を編成されるのかを、まず伺いたいと思います。

次に、私は財政が年々厳しくなっている折、無駄を省く事、無駄ではないと思われるかもしれませんが、何回も発行される豪華なカラーの部厚い報告書とか、または各部で行っている各種行事のうち、市民参加の少ない行事については、他の課との共同

開催とか縮小、廃止も視野に入れ見直す事が必要ではないかと思っております。

職員の数が減っていく中、現状のように行事が多くあれば、開催準備、手伝い等で職員の手が取られ、本来の仕事にも差し障りが出てくるのではないかと思います。昨年実施したから今年も実施するという安易な方法を取るのではなく、本当に必要なのを見極め、精査し執行する事が大事だと思います。この行事の見直し等によって、浮いた分を市民が特に望んでいる地域のインフラ、環境整備に重点的に配分できないかをお伺いをいたします。

私は今3月議会で各地区要望書に対する対応について一般質問をいたしました。その回答の中で、12地区区長会全てから要望書が出され、その件数は500項目にも及んでおり、中でも土木関係が75%以上を占めており、特に多数を占めているのが市道の整備、門型側溝の整備関係であるとの回答をいただきました。特に門型側溝の要望が極端に多く、この要望を満たすには現在の予算を持ってしてでは、100年はかかるとの事でした。

18年度の土木の整備等に対する当初予算は4千万円で、9月補正で1,200万円が認められ、今回300万円がまた、補正計上されております。しかしながら、まだまだ要望を満たす為に要する金額に対し、実際に使える金額とでは大きな隔たりがあると云々を言えませんが、得ません。

また、各地区ではいくら要望書を提出しても毎回出すだけで、とても実施してもらえないとの声があるのもいつわざる事実であります。しかしながら、とても要望に答えられるだけの財源がないのも、これもまた事実であります。

市長は予算をバランスよく配分したいと言われておりますが、私は現状のように余裕のないときこそ他の予算を削ってでも市民の多くの要望のあるものに、目に見える所に重点的に配分していただきたいと思うわけでありまして。

特に農村部、中山間地における土木部に対する要望については、大変大きなものがございます。端的に申し上げます、それだけ整備が遅れているということでもありますので、この点を考慮いただき、特段の配慮を強く要望をいたします。

これで1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 笹原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、当初予算編成方針についてでございますが、来年度当初予算につきましては、現在編成中であり、12月議会の日程が終了後、順次財政課長査定等を実施する予定であります。

当初予算の編成に当っては、本年3月に策定しました行政改革大綱を基本に、歳入歳出全般の見直しを図ることといたしております。

このうち歳入については、自主財源の積極的確保を指示いたしております。

特に市税は歳入の根幹をなすものであるため、課税客体の完全な捕捉や収納率の向上に全力を尽くし、又、負担金や使用料については原価主義を念頭に、受益の対象や

住民負担の公平、他団体との均衡を勘案して、適正な水準確保に努めることとしております。

一方、歳出に関しては事務事業の改善、見直しによる経費の削減を図るほか、施策の立案に当っては、市民ニーズの把握や優先順位付けによる取捨選択に努めてまいります。

このほか、試験的に各部単位で一般財源ベースでの予算要求限度額、いわゆるシーリングを設定し、部内での調整を行うこととしています。

このように、限られた財源を有効かつ合理的に活用し、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう指示をいたしております。

次に、各部が実施している市民参加の行事についてでございますが、文化・スポーツをはじめとしまして、福祉、産業など各分野にわたっております。

これら行事は、それぞれ十分な計画を組みながら実施をいたしているものであり、実施後は反省会を開催し協力者の意見等を聞くなど、次回開催に反映できるよう努力をいたしております。

継続的な行事につきましては、予算の査定時において、運営主体や事業の必要性などを検証しながら予算化を図っているところであります。

従いまして、常に行事の見直しを行っていき、私が日頃から申し上げているとおりソフトとハード、あるいは各分野ごとにバランスのとれた予算が編成できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、地区要望の多い道路改良予算についてお答えをいたします。

本年度予算においては、今回の補正予算額を含めて、道路の維持補修費で3,600万円、改良工事費で7,200万円の計1億800万円を計上しておりますが、議員ご指摘のとおりとても各地区からの要望にすべて応えられる額ではありません。

私といたしましては、地域活性化のためにはインフラの整備は欠かすことのできない事業と位置付けております。

限られた財源の中ではありますが、今後とも出来得る限りの努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) それでは再質問をさせていただきます。

まず、予算査定につきましては、財政課長、総務部長、そして市長の査定において行なわれますが、先ほど質問した項目にかかる金額に関しましては、あまりカットしていただきたくないというように要望いたします。

それから先ほどの回答の中でですね、自主財源の積極的な確保を指示していると言われましたが、抽象的な言い回しでちょっと理解できませんので、具体的にどういうことなのかを説明をいただきたいと思えます。

また、試験的に各部単位で一般財源ベースでの予算要求限度額、いわゆるシーリングを設定し、部内での調整を行う事としてると言われましたが、これは部単位で上減

額を決めて、その範囲で部の裁量において予算を編成するとの意味だと思いますが、歳入減で基金の取り崩しも視野に入れなければならないような事態であり、どのような基準、物差しでこの限度額を示されるのかお答えを願いたいと思います。

また、法人関係の税収が良くなっておりまして、前年度比160%となっていることですが、歳入の補正で1億円の増額がなされております。また、財政調整基金において、12月までに5億8千万円取り崩しをされておりましたが、今回、2億1,100万円の戻しがなされています。

財政的には多少は良くなっているのか、それとも三位一体改革の影響などで、まだ悪くなるのか、平成19年度の見通しはどうなっているかも伺いをいたします。

それと実質公債費比率ですが、単年度で見ますと15年、19.2%、16年、17.3%、17年、16.3%と改善してきております。3カ年平均で17.6%であり、越前町に次いで2番目に悪い結果でございましたが、18年度はこれより改善されるのかを伺いたいと思います。

以上、お願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 笹原議員の再度のご質問にお答えいたします。

5点ばかりあったかと思いますが、まず1点目の予算査定におけるカットをあまりしないようにというお話でございますけれども、この点につきましては全体的な財源調整を行いながら、本年度の進捗状況、それから緊急度といったものを勘案いたしまして、予算計上額を決定していきたいと考えておりますので、カットしないという前提ではなかなか難しいという事でご理解いただきたいと思います。

それから2点目のですね、自主財源の積極的な確保の具体的なものは何かという事でございますけれども、先ほども市長の答弁にございましたように、いわゆる課税客体というものを適正に把握するという事で、その事によって市税の収納率の向上に繋げて行きたいという事でございます。

それからですね、現在あります普通財産等の利用見込みの無い土地につきましては、売却処分を積極的に進めて行きたいといったこと等、具体的な案として考えているところでございます。

それから3点目の今年度の試行的導入しますシーリング方式の基準、物差しはどういうものかというご質問でございます。

これにつきましては基本といたしましては、スクラップ&ビルドということございまして、事業の見直しで、これを不必要になってきた事業につきましては徹底的に見直していくということをおま、前提にしております。

それから全体的には市税等の一般財源の収入見込み額の範囲内で、歳入を設定するという事でございます。個別の具体的に申しますと、各事業毎に前年度決算額や本年度の予算額、それから執行状況、並びに平成19年度の特殊事情といったものを考慮しながら設定していきたいという事でございます。

それから4点目のですね財政的に若干良くなってるのじゃないかと、19年度の見通しはどうかというご質問でございます。

確かに市民税の法人税分につきましては、11月末の調定では対前年同期比で162.1%という事で非常に好調でございます。しかし、まだ財政調整基金からの繰入金金が3億6,900万円残っている状況でございます。それから特別交付税が予算計上額を下回る可能性が高いという事、それから平成19年度の見通しについてもすでに国の概算要求ベースで地方交付税が2.5%のマイナスとなっております、特別交付税の合併支援部分につきましても3年間歳入されているわけですが、18年度で終了という事になります。

また、新型交付税の一部導入、これは面積とか人口割というのが入ってくるという事で、そういう事も懸念されますし、それから本格税源委譲がなされますので、その辺極めて不透明な状況でございます。そういったことで今後も地方財政を取り巻く環境は更に厳しさを増すものと考えております。あまり見通しは楽観的なものはないということでございますのでよろしくお願い致します。

それから5点目の実質公債比率でございますけれども、これは9月議会の一般質問で穴田議員にお答えしているところでございまして、合併後の起債につきましては今後も可能な限り通常債から交付税算入のある有利な合併特例債等に切り替える等の措置を講じまして、平成17年度の17.6%よりもですね、1ポイント近く縮小した、16.8%になるのではないかと見込んでいるところでございます。

18年度単年度で申しますと、先ほど笹原議員、平成15年から17年までの数字をおっしゃいましたが、それに18年度の16.7%とというものが加わりまして、16年から17年、18年の3カ年平均で申しますと16.8%ということになる見込みでございます。

従いまして、17.6%の先に公表しました、実質公債比率の約1ポイント低くなるのんじゃないだろうかという考えでございます。

以上でしたね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) ただ今部長の方から実質公債比率につきましては、1ポイントほど今年度は改善されるであろうという予測をいただきましたが、今後長期的に見た場合、今から予想される事業ですね、環境衛生組合とか、パイプラインとか、新幹線、小学校の耐震改修、統合中学とか、色々な大規模な事業が待ったなしで控えております。

非常に厳しい財政運営が予想されると思いますが、将来的にこの18%以内が維持されるかどうか、これは予測でございますけれども、出来ましたらご返答いただきたいと思っております。

また、インフラ整備に関してですが、平田経済産業部長にお伺いをおたします。

5年間で実施をしてまいりました農村振興総合整備統合事業、長い名前ですけど

も、旧芦原南部地区にかかる事業でございまして、農村生活環境基盤整備を総合的に実施し、生活環境の高品位化を図り、地域の特性を生かした集落営農の確立と快適な生活空間を実現する為の事業となっております。

この事業は区に県の補助事業でございまして、市の負担は35%でございます。事業費8億で実施をしてまいりましたが、本年、平成18年で2億2,700万円事業を行ったところで打ち切りとなっております。

例えばこの事業で、門型整備をすれば、市単独事業の場合は、1メートル3万円かかるところでございまして、この事業で行えば1万円で上がるわけです。同じ金額で3倍の工事ができたわけでありまして、金が無いのはよくわかります。ただこの安上がりな事業を活用して、もう少し工事を進めていただけなかったのかなという気がいたしますので、この点お伺いをいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 今後の大型事業が控えているところによりますところの今後の財政運営のお話でございます。

実質公債比率がですね、18%以内で今後とも維持できるのかというご質問でございますけれども、この実質公債比率の長期的な見通しにつきましては、起債制限比率と併せまして、新市の建設計画の期間中につきまして、実施予定事業を勘案して試算をいたしているところでございます。

その中に先ほど笹原議員がおっしゃいましてような大型事業も全て含まれております。そういった上でですね、その中でも合併特例債の活用できるものは活用するといったような事で、徐々に今現在のこの18%ぎりぎりのですね、公債比率を改善していきたいということで考えております。

基本的にはこれを維持していきたいということでございますのでよろしくお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 笹原議員の質問にお答えいたします。

農村振興総合整備事業、これの芦原南部地区の事業認可でございますけれども、議員ご指摘のとおり、平成14年から18年度の5年間で農村生産基盤整備、また、農村生活環境基盤整備を実施したところでございます。

この事業につきましては、農業排水路の整備、農道舗装、農道脇の緑化事業は主なものでございまして、平成16年度末の進捗率が農村生産基盤事業で39.5%、農村生活環境基盤整備事業で19%と大変低い状態でございます。

このことによりまして、県、国より進捗率50%満たない事業につきましては、事業の見直しを行うよう、指導によりまして事業の打ち切り完了が余儀なくされたというところでございます。

従いまして、平成14年から18年度も事業費を2億2,700万とこれに変更いたしまして、完了するというものでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

向山信博君

副議長（東川継央君） 通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 8番、向山信博君。

8番（向山信博君） 8番、向山、質問をいたします。

先ほどの笹原議員の質問と関連がございますけれども、通告をいたしておりますので、あえて質問をさせていただきたいと思っております。

新たな国作りとして、美しい国日本を掲げて、阿部政権が誕生いたしまして約2ヶ月あまりが経過をいたしました。当初より支持率が下がりましたが、これは今までが高すぎると判断した方が普通であるというように思います。

小泉政権の負の財産を背負いながら、多くの課題がある現在、これらを一つひとつ解決することによって、指示を磐石にするのが本当だというように思います。

経済につきましても、何と国の予算の3分の1というほどのトヨタが気の遠くなるような売上額を達成をして経済界を引っ張っております。あわら市の企業におきましても、確実に波及効果があったのではないかとこのように思っております。これからは市の色々な面での起爆剤になるように、市内の企業の益々の発展を願うものであります。

さてあわら市が誕生いたしまして3月で3年が経ちます。新しいまちづくりのために、都市計画マスタープランが出来上がりました。これからはこれらの計画達成に向けて時代の変化を汲み取りながら、その時々において方向転換が必要な時もあるかと思っておりますが、市民一体となって取り組まなければならないというように思うわけでございます。

ところで新しいまちづくりについて賛同するものでございますが、現在住んでいる市民の皆様方はもちろん、他から見て魅力のあるまち、住んでみたくなるまちでなければならないというように思うわけでございます。それは財政が苦しいからといって、何でも一様に削減をするのでは知恵がないというように思います。メリハリのついた財政でなければならないというように思います。

また、9月議会でも取り上げましたが、財源確保の取り組みも緊急に必要であるというように思っております。従って、市といたしまして市民として生きていく事に希望の持てるまちづくりでなければならないというように思うわけでございます。

あらゆる施策が全てを良くしなければならぬという考え方は、現在、無理でございます。特徴のあるまちづくり、すなわちオンリーワンのまちづくりであります。これだけは他のまちに負けないという行政施策が必要ではないでしょうか。

大きな負の財産を残しながら、教育だけが行政の大きな取り組みのように捕らえる

方もございますが、今、そして将来、粛々と生きていく為、また子供や孫に負の財産を残さない為にも、市長は胸を張って行政に取り組んでいただきたいと思っております。

以上の事を踏まえて、質問に入らせていただきます。

インフラ整備についてお尋ねいたします。

あわら市には8号線バイパス、県道バイパスと長年の月日が過ぎても今だ完成しない国道、県道がございます。市道にいたしましても融雪や側溝がまちまちで、地域間格差がございます。また、下水道事業にしてもその進捗は遅く、住民の生活計画や地域の環境について大きな影響がございます。

財源のことになりますが、補助金であれ、単独であれ、ライフラインは生活の基本であり、これらの整備を的確に行い、多くの市民の皆様方の信頼を得る事がまちづくりの第一歩であると考えます。この事を重視しないで、何がまちづくりだというように言われる方も多くおろうかと思えます。

先日お聞きしました下水道整備事業計画では、気の遠くなるようなお話でございました。補助金を先取りをしてでも、早く遂行すべきであるというように思いますが市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

特に下水道事業については、環境に優しい地域作りにおいても、早急に対応しなければならぬ課題であると思えます。近年、剣岳地区の下水道事業の完備によって、権世川の水質が良くなり、夏にはその流域にホタルが飛び交うようになりました。この事も事実でございます。

また、8号線バイパスについても先日、市長、県会議員共々、陳情に行きましたが、大変厳しいように思われました。隣県石川県との動脈でもあり、早急な対応が必要だと思えますが、市長の今後の取り組みについてお聞きをしたいと思えます。

また、県道松岡・中川線につきましても、通学、通勤者の歩行や自転車利用の方の安全を考えますと、一日も早く完成のための要請を実行していただきたいと思います。

私は今、国では道路特定財源の扱いの話が話題になりました。必要なもの、安全性の事で緊急なことについてはすぐに対応すべきであると考えます。

以上、まちづくりの基本としての市道を含めた整備が重要であるというように思います。市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

以上で私の一回目の質問を終わらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 向山議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、インフラ整備の考え方でございますが、先ず道路につきましても、あわら市の均衡ある発展、豊かさゆとりを実感できる市民生活の向上において不可欠な社会資本であります。

特に、合併に伴う地域間交流の促進、温泉駅・温泉街からの観光拠点施設との連携強化、企業誘致の促進、さらには新幹線開業に伴うアクセス道路の整備などが重要課

題と認識いたしております。

このような観点から、新市建設計画の重点施策に掲げられている金津三国線をはじめ滝・高塚線、千束赤尾線の道路の改良、十日・嫁威線、旭・山室線の融雪事業の整備、上新橋線と金津芦原線の安心歩行エリア事業、また、芦原温泉駅周辺整備計画に基づく高塚跨線橋などのアクセス道路の整備に取り組んでおります。

合併後の市道は、実延長320キロメートル・総本数980本・橋梁119本ございますので、今後、維持補修関係の費用が増えてくるのに加え、高度成長期に架け替えした橋が多くあり、今後、補強工事や改築が必要になってまいります。

また、地区要望の最上位にランクされている門型側溝の整備率は、市全体では32.7%で、金津地区33.1%、芦原地区32.2%となっており、これから毎年1%を整備いたしたとしても完了まで67年かかりますので、整備率の向上とこれからの維持管理のことを考えますと、現場打ちの側溝など工法の見直しも検討してまいりたいと考えております。

この様に、地方におきましては道路整備に対する強い要望と関心が高いことから、道路特定財源につきましては、受益者負担の原則に則り、一般財源化することなく、その全額を道路整備に充当するよう、福井県福井バイパス道路建設促進協議会長として、全国の自治体と連携をとりながら強く中央要請を続けてまいりましたので、地方に配慮した方向で結果が出るものと期待をいたしております。

これらを踏まえて、今後の道路行政の進め方につきましては、財政の収支均衡を念頭におきながら、課題克服に向けて積極果敢に取り組むとともに、市街地と村部のバランスにも配慮したインフラ整備を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願いたいと存じます。

また、下水道につきましては、公共水域の水質保全と住環境の整備を図ることを目的に整備を進めており、一日でも早く市全域での供用ができることを目指しております。

このため、限られた財源の中ではありますが、平成16年度以降、毎年、おおよそ7億円の建設費を投じて整備を進めて来た結果、昨年度末で整備面積は882.8ヘクタールとなっております。

平成20年度から国庫補助対象範囲が狭くなるほか、一般会計からの繰出金が実質公債比率へ影響を与えるなど様々な問題はございますが、工法の見直し等によってコスト削減に努めながら、着実に下水道整備を進め、供用区域の拡大を図っていく所存でございます。

次に、一般国道福井バイパス事業の早期完成についてであります。当該バイパス事業は、県都福井市及び隣接市における中心市街地の交通混雑を緩和し、あわせて市街地周辺における地域開発の基盤を整備するために計画された、全長約42kmの大規模バイパスで、全体を9工区に分けて事業を進めている国土交通省直轄の事業であります。

現在、坂井市丸岡町内市街部までの拡幅工事はほぼ完了し、これより北については、

道路拡幅を経て玄女地係からバイパス部の工事に順次着手されるとお聞きしております。

また、あわら市内のバイパス部4.4キロメートルの第1工区につきましては、今年度までに用地買収の関係7集落のうち、6集落について、ほぼ用地買収を完了し、残る笹岡地係におきましても既に用地幅杭や用地境界杭の打設が実施されるなど、用地買収に大きく前進をみており、年度内に笹岡地係の物件調査を実施するとお聞きいたしております。

市といたしましては、用地買収済区間の一日も早い工事着手と併せて、笹岡地係から石川県境までの5.6キロメートルの事業未認可区間につきましてはの事業化の要望を、本年11月13日に国道8号線福井バイパス金津地域促進期成同盟会顧問の笹岡県議会議員をはじめ、山岸同盟会会長、海老田、向山副会長ともに国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所長へ要望いたしているところであります。

さらには、翌日の14日には中央要望といたしまして、鈴木内閣官房副長官をはじめ、県選出の国会議員及び国土交通省事務次官に対して芦原温泉旅館協同組合女将の会とともに要望をいたしたところであります。

国道8号は、市の産業経済と住民生活に欠くことのできない最も重要な道路でありますので、早期実現に向けて積極的な要請活動を推進いたしておりますので、議員各位の特段のご支援とご協力をお願いいたします。

次に県道中川松岡線バイパス事業についてであります。当該バイパス事業は県道芦原温泉停車場中川線の前谷バイパスの延長事業として計画されており、長年にわたりまして坪江地区及び劔岳地区の要望事業でありまして、合併前の金津町時代より早期完成を福井県に強く要望していた事業でございます。

このバイパス事業は、国道8号接続点を起点に、櫛地係までの延長700メートル、幅員7.5メートル、一部の区間では9.75メートルでございますが、総事業費約5億円のバイパス道路で、平成9年度に設計に着手したものの、本格的な事業着工は延期されておりました。しかしながら、地元の強い要望活動が実り、平成16年11月になりまして、年内に関係土地所有者の同意を取り付けるという条件付で2,200万円の予算が付き、条件どおり年内に同意を得ることができたことから、県単独事業としては異例の予算がついて事業が進められております。

平成16年度末までに2,200万円の事業費をもって中川地係の用地買収をいたし、平成17年度におきましては、6,300万円の事業費をもって中川、前谷地係の用地買収及び家屋移転事業をいたしております。

平成18年度は3,200万円の事業費をもって、国道8号側起点より約60メートルの道路築造工事、全線にわたる立木の撤去業務及び櫛地係の用地買収に取り組んでおります。

平成19年度以降の事業としましては、同路線における埋蔵文化財の調査と物件移転及び道路築造を計画しているとお聞きいたしております。

このバイパス事業の完了年度の見込みとしましては、残りの事業費が約3億5,0

00万円あり、今後3年から5年かかるものとお聞きをいたしておりますが、市といたしましては、このバイパス事業が一日も早く完成するよう笹岡県議会議員、吉野会長をはじめとする促進期成同盟会の皆様や関係集落のご協力を得ながら、知事陳情など早期実現に向けて積極的な取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力を心よりお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) ただ今の市長の答弁はほとんど理解をいたしました。今後は粛々と取り組んでいただきたいと思います。

2点ほど再質問をさせていただきます。

これは以前にも委員会で要請をいたしました。私の地元で誠に恐縮でございますが、安全面の事でございます。

現在は市道になっておりますが、以前は県道でございました。8号線から金津駅前に来る、中川松岡線のところでございます。8号線からその50メートルくらいは歩道がございません。ましてそのところに交差点がございます。ここは今でも大型トラックが交差するのに止まって交差しなければならないような危険性がございます。また、これからは冬に入りますと、益々危険度が増してまいります。

あわら市にはこのような箇所はいくつかあるのもわかっております。取り合えず例として上げましたが、市としてはこれらの危険箇所をきちんと観測をし、早急に対応をしていただきたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

もう1点は市道でございます。今、門型の話しを聞きましたが本当に気の遠くなるような話でございます。しかしながら、その市道の道幅、そして利用頻度によってはL型やU字溝でもいいのではないかと考えます。

今後はそれらの調査をしていただき、何が何でも門型でないという事についても住民に理解をしていただきながら、進めて欲しいと思いますが、市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

以上2点、よろしくお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 土木部長、絹谷忠典君。

土木部長(絹谷忠典君) 向山議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市道御簾尾中川線につきましては大型トタックを含めて、交通量が多く、東小学校の通学路にもなっている幹線道路でございます。

道路幅員が約8メートルと狭い上に、国道8号との交差点から約70メートル間につきましては歩道が未整備でございまして、これからの雪のシーズンは非常に危険性が高まる道路でもございます。

しかしながら、拡幅改良をしようにも片側は権世川が流れておりまして、もう片方につきましては家屋が連亘いたしておりますので、用地の取得は非常に困難な状況でございます。従いまして、改善方策といたしましては車道を縮めて未整備区間の歩道

設置を検討してまいりたいと考えております。

また、交通量の緩和を図る観点から、県道中川松岡線のバイパス道路の早期完成を強く、県に要請してまいりますとともに、これは生活環境課の所管となりますが、公安委員会、警察と協議いたしまして路線バスを除きまして、大型車の進入規制が可能かどうか検討いたしまして、危険回避、安全管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご了承をお願いしたいと存じます。

2点目の門型側溝の整備率の向上に向けての取り組みについてでございますが、今後は門型側溝の特性が生かせる場合を除きまして、U字溝の工法なんかも積極的に取り入れて、集落内の生活道路の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 向山信博君。

8番(向山信博君) 部長の的確な回答、そして強力な説明、取り組みの件については強い期待をしておりますので、よろしく取り組みについてお願いしたいというように思います。

いろいろと今、あわら市はいくつかの課題を抱えながら、真剣に物事を考え、真面目に考えて行動をしているというように思います。我々の事も、孫の為にも、この前安部首相も申しておりましたが、子供や孫の為に、負の財産を残さないような行政について強い取り組みを期待をしたいと思っております。

我々議会といたしましても、この件については力いっぱいバックアップをしていきたいと考えますので、今後の市当局の強力な行政推進をお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

副議長(東川継央君) 暫時休憩をします。

(午前 11 時 55 分)

副議長(東川継央君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 01 分)

穴田満雄君

副議長(東川継央君) 続いて通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) ただ今、議長の指名がありましたので通告順に従い、今盛んに新聞紙上で賑わっております談合問題、あるいは国から2.3倍と事業費が膨れ上がった、提案なされております九頭竜川下流土地改良事業について質問してみたいと思っております。

国営九頭竜川下流地区につきましては、平成9年度に国が国営灌漑排水事業として、

全体実施設計に入りましたが、平成10年度の採択は諸般の事情で延びましたが、新たに出来た国営灌漑排水事業、国営農業用水再編対策事業、地域用水機能増進型といいますが、これも、これと地域用水機能増進事業との連動でもって、平成11年度に採択となっております。

本事業は九頭竜川流域の福井市、あわら市、坂井市及び、永平寺町の水田及び畑、約1,2000ヘクタールに対しまして、鳴鹿堰堤関係では、都市化による生活ごみ等により、排水路の維持管理費の増大、農地転用による水位調整、流量調整の困難等により、流量配分の不均衡が起きております。

一方、兵庫川より取水しております兵庫川左岸地区の水質悪化、あるいは九頭竜川、江上地区用水機場より取水している川尻地区におきましては、九頭竜川の塩水俎上による塩害、井戸水を利用しております三里浜地区では、井戸水に塩水混入による塩害の発生、また、当あわら市関係でいいますと、溜池や渓流水を利用している劔岳地区の夏季の農業用水不足など、農業用水の水源、水量不安定な地区が発生しております。

このため地域の基幹施設である、鳴鹿堰堤以下の用水路を、パイプライン化し、排水管理の合理化を図るとともに、この結果生ずる余剰水と農地の転用に伴う余剰水とを併せまして、周辺の水源水量が不安定な地域との農業用水の再編を行い、これにより農業経営の安定と近代化を図る目的として、平成11年度から20年度までの10カ年間を工期予定としてスタートしております。

ところがこの事業を進めている農林水産省北陸農政局は、去る9月6日に県に対しまして、大幅な計画変更を説明しております。それによりますと、設備や工法の見直しで事業費が当初予定額489億円から約2.3倍の1,133億円に増額となっております。

この計画変更により、県の負担額は116億円から270億円に、地元市町村分、すなわち3市1町が47億円から108億円と大幅に増える事になります。

北陸農政局によりますと、農業用水路のパイプライン化の工事進捗率は23%となっていて、工期は当初予定の平成20年度までの10年間で、平成27年度までと7年間延長される事になります。

旧芦原町、金津町時代の昭和40年から50年代に、坂井北部丘陵地での国営総合土地改良事業でも苦い経験があります。それは事業名称、坂井北部地区国営総合農用地開発事業で当初事業費70億円が完成時には約4.4倍の316億円と増大しております。

これらの事項をを考慮に入れまして、次の3点についてお尋ねいたします。

まず1点目ですが、去る10月4日に坂井市長が事業の見直しを容認する考えを示しておりますが、当市はどのように考えておられるのか。

二つ目ですが、当市の負担割合、あるいは負担額はどのくらいになるのか。

三つ目ですが、この事業に対する関係地区の資格者総数、同意者総数、同意率はどのようになっているのかをお尋ねして、第一回目の質問を終わりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長（東川継央君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 穴田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、坂井市長の発言につきましては、この事業の重要性を考慮され発言されたものと思っております。

今回の計画変更は、当初予定額 4 8 9 億円から 1 , 1 3 3 億円の大幅な変更であり、地盤状況や周辺住宅等への影響を考慮した工法の見直しで 2 5 1 億円の増額、地域全体における水圧の確保や施設の安全装置等の費用として 3 9 3 億円の増額など、技術的な計画見直しの変更が主な要因であるとお聞きいたしております。

この様な大幅な事業費の増額は、直接、市への負担増につながるもので、地方にとって三位一体の改革と併せ行財政改革を迫られている時期でもあり、あわら市としましては、大変遺憾に思うところであります。

しかしながら、農業用水の安定的供給と、その確保については、市の農業行政及び地域にとっても、もっとも重要な事業であることから、市といたしましても議員ご指摘のとおり、坂井北部の農用地開発事業の二の舞とならないよう、コスト削減に取り組んでいただき、これ以上負担が増加することがないよう、県に対しまして国と十分協議していただくよう要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを致します。

次に、この事業にかかるあわら市の負担割合は、どの位になるかというご質問でございますが、当初計画同様に市町の負担率は 9 . 5 3 % でございます。その内、約 1 割があわら市の負担であり負担額にして元金で当初は 4 億 7 千万円が、変更後は 1 0 億 9 千万円となるもので、6 億 2 千万円の増額となる予定であります。

最後に、関係 3 市 1 町での受益者総数につきましては、当初計画時点では、1 2 , 0 0 2 人、同意者総数は、1 1 , 7 2 1 人、同意率は 9 7 . 7 % となっておりますが、事業変更に伴う受益者数や同意者数につきましては、今後、開催されます各土地改良区の総代会総会等をもって確定するものと、お聞きを致しておりますので、今後ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 穴田満雄君。

1 6 番（穴田満雄君） ただ今の市長の答弁は、私はそれなりに納得しました。

それでは、国営灌漑事業がありますとそれに付随してくるのが、県営の灌漑排水事業じゃないかと思えます。この県営の灌漑排水事業について、ちょっとお尋ねします。

この県営の灌漑排水事業になりますと、当然、当市のこの事業費負担も当然ついてくるものと、付随してくるものと理解しておりますが、この事業費負担はどれくらいになるのかという事と、2 点目ですがこの県営灌漑排水事業の該当地区ですね、先ほど私、国営事業の中では一応劔岳地区を上げましたけれども、県営になりますとまだ他の地区も出てくるんじゃないかと思えます。

そういう観点から、該当地区、そちらでわかっていたら答弁方、お願いしたいと思えます。

それから3点目ですが、国営事業と県営事業の違いは、国営事業の場合は今までの事例で見えておりますと、受益者負担、地元負担はなかったと思います。ですけれども県営事業になりますと、当然、この受益者負担がついて来るものと理解しております。

そういう面から、ひとつ、受益者負担がどれくらいになるのかと、また、これくらいになりますよと数値が出てきた場合には、その地域住民に対する周知徹底方はどのようにされるのかと、この3点についてひとつ答弁方、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 穴田議員の再度の質問にお答えいたします。

まず1点目の国営灌漑排水事業と併せまして、県営灌漑排水事業をやるということでございますけれども、これに対しますあわら市関係といたしましての地区、また事業費、また負担割合というようなご質問だったかと思えます。

あわら市関係といたしましては、西江・中江地区、約601.4ヘクタール、また東江・五力江地区で204.6ヘクタールの事業計画をいたしております。

これに伴います事業費といたしまして、95億5千万の見込みでございます。それに伴います、事業にかかります負担割合でございますけれども、国が50%、県が33%、市が10%、地元が7%の負担割合で進めているところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

また2点目のあわら市における関係地区の受益者数でございますけれども、今やっております県営事業につきましては、その他におきましては、受益者数におきましては2,278人、また同意者数で2,187人でございます。率にいたしまして96というような形になっている訳でございますけれども、これからの事業につきましては先ほど市長の答弁でありましたとおり、土地改良総会、また、地元説明会等におきまして周知徹底をして行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今ほど、産建の部長の方から、この県営灌漑排水事業に対します色々な答弁いただきました。それなりに私も理解できました、ですけれども詳細につきましてはこれから委員会の中で議論をして行きたいと思っております。

先ほど市長も答弁の中で言われましたけれども、当あわら市関係といえますか、旧金津町、旧芦原町時代には坂井北部土地改良でもって苦い経験を持っています。最終的には4.4倍と、こんな大きな地元負担になってしまったと、今回もこういう事にならないように、市長は鋭意、県あるいは国に働きかけをしていくと、こういう決意の程を示していただきましたので、なるべく当あわら市、あるいは地元の人達の負担が最小限度に抑えられるようにひとつ、市長の手腕に期待しまして私の一般質問を終ります。

海老田州夫君

副議長（東川継央君） 続いて通告順に従い、18番、海老田州夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 18番、海老田州夫君。

18番（海老田州夫君） 通告制に基づきまして、18番、海老田が一般質問させていただきます。

まず始めに、毎日のようにマスコミに取り上げられておる、談合問題について私の考え方を申し上げ、入札制度の改革につきまして理事者の考えをお聞きしたいと思えます。

現在、福島県、和歌山県、宮崎県、この3つの県で県政のトップである知事が逮捕されておるといふことでございます。そして地元福井県にまで及んでおると、先ほど穴田議員もおっしゃりましたが、そういうような事で官製談合は今後、捜査機関によりまして、まだまだ広がりを見せるのではないかなというように思われます。

以前は潤沢な予算に恵まれ、発注者である公的機関が地元企業の育成を名目に、入札談合をある程度容認をしてきたという面があるのではないかなと思えます。

現在では第一に国、地方自治体の深刻な財政難、第二に納税者の意識の高まりがあること、また、第三に外国からの要請があり、第四に規制緩和の要請があるというような事から、談合は許されないという気風が高まってきておるところでございます。

昨年、独占禁止法が改正されまして、今年1月から施行されておるといふことでございますが、この禁止法は罰則が大幅に強化されております。いくつかの例を上げますと、罰金額が300万円から3億円に引き上げられておると、また、談合をやった申告した業者、談合をやりましてと言つて申告した業者には課徴金が免除されるという課徴金減免制度が制定されております。

また、課徴金の算定ですが、6%から10%に引き上げられておるといふこと、また、官製談合行為に対し、公正取引委員会は当該発注官庁に対して、改善措置が請求できるというような改正がなされたわけでございます。しかし、こうした改正がなされたにもかかわらず、先ほど申し上げましたように、官製談合が後を絶たないというわけでございます。

さてそこで、この談合を防止する方法として、いくつか私が調べた所の紹介をさせていただきます。

まず、事後規制措置といたしましては、今ほど申し上げた独占禁止法活用による排除、それから捜査機関による排除、また、今までにこれはなかったんですが発注機関がそういう談合をやったという事がわかれば、民事上の手続きによって損害賠償をやるというような事が上げられるわけでございます。

これは事後規制措置としての問題。それから予防的措置としましては、私が今質問しようとする入札制度の改善しかないという事でございますので、この事について

色々質問したいと思います。

まず入札方式には指名競争入札と一般競争入札と随意契約と、この3つがございませぬ。その指名競争入札の中にも公募型、いわゆる一般に募集するということと、工事によって希望業者を入れていくという希望型があるわけでございます。

この談合を排除する手段としての入札方法には郵便入札、あるいは電子入札等がございませぬ。そこであわら市といたしましてはほとんどが先ほどの指名競争入札の中にも従来型のいわゆる、市長名による、何社か決めた指名競争入札ということをやっておるのではないかと思います、これには間違いはないかお答えをいただきたいと思ひます。

また、入札行為は自治体が住民の付託を受けて行う経済行為であって、買い手としての調達活動としておるわけでございます。そこであわら市も発注者の恣意性、恣意性というのは思うままとか、字引で引きますと思うまま、あるいはわがままというのが恣意性という言葉なんです、恣意性を排除した入札方式、すなわち一般競争入札、もしくは公募型か工事希望型の指名競争入札にもって行くべきではないかと思うわけでございます。

先月の11月3日の福井新聞に掲載された文面でございますが、県職員による入札情報漏えい事件で、県土木工事の発注を指名競争入札から一般競争に切り替えたと、この事によって最低制限価格ぎりぎりの入札が相次いで、37件のうち23件で139業者が失格したというように、非常に競争の激しさがわかるわけでございます。指名競争入札ならば、90%台半ばが当たり前の落札率は軒並み、70から80%に低下したと、こんなふうに報じられてございませぬ。

あわら市が入札に付した、発注した金額は17年度で234件の19億2千万円、それから18年度で、今年は11月末現在でございますが、148件で17億5千万の発注実績になっておるわけでございます。

仮にこの入札方式を指名競争から一般競争に変えるということになると先ほどの福井新聞ではございませぬが、約10%ほどの落札率が低下するであろうと仮定をすると、2年間で約3億7千万円の削減ができるというようなことが考えられます。

また、来年度以降、本市においては統合中学校の建設事業、あるいは芦原温泉駅周辺整備事業、また、雲雀ヶ丘寮の増設事業、これは今議会に設計の予算が上がってございませぬ。当然、来年度には事業がなされるであろうという事でございますが、その他では各小学校の耐震事業等、大規模な工事が山積をしております。こうした観点から早急に入札制度の見直しを行わなければならないのではないかなというように思ひます。

そういう事で理事者側の考えをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから次に入札結果を、現在では監理課において閲覧方式でやっておるという事でございますが、今現在、ホームページでどんどん、いろんな情報をやっておるわけで、このホームページを活用して公開すべきではないかというように思うわけでございます。

特に統合中学校問題等で、情報公開の意識が高まってきておるわけでございますので、そういった観点からもこの入札問題については、まず工事名、指名業者名、予定価格、設計価格でもよろしいかと思いますが、落札金額、落札業者名、これくらいの事はホームページで閲覧できるというような形にしておく必要があるのではないかなと、そういう事が少しでも談合抑止に役立つものと私は考えますので、理事者側の答弁をお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 副市長、坪田雅一君。

副市長(坪田雅一君) 海老田議員のご質問にお答えをいたします。

一般競争入札の導入についてのご質問でございますが、あわら市の入札方式は、議員ご指摘の通り、現状としてはほとんどが指名競争入札によるものとなっております。なお、一般競争入札につきましては、建築工事は3億円以上、建築以外の工事は1億5千万円以上を対象といたしまして、制限付き一般競争入札より試行的に実施するものと定めております。しかし、新市になってから現在まで、これに該当する工事が無いという状況でございましたので、ご理解願いたいと思います。

この一般競争入札は、客観性、透明性、競争性が高いなどのメリットがある反面、不良不適格業者の参入を防止しにくいことや競争資格の確認に係る事務量が大きいなどのデメリットがあります。また、一般競争入札の対象額の引き下げにつきましては、市内業者の絶対数不足などによる、入札参加者の広範化に伴いまして、市内業者に対する受注率の低下が懸念されるところでございます。

最近、発生している公共工事にかかる地方自治体の不祥事は、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、公共工事を請け負う建設業の健全な発展にも悪影響を与えるものと考えております。

入札に関して疑惑を招くことがないように、また、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されることが強く求められております。今後、あわら市におきましても、入札制度の適正化を図るため、一般競争入札の対象額の引き下げや公募型等、実施方法について検討委員会を立ち上げ、他の自治体の実情も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、入札結果の市ホームページによる公表についての質問でございますが、あわら市では、現在、工事の発注予定については、四半期ごとに市ホームページで公表しており、入札結果については、監理課において閲覧により公表しておりますが、今後は、入札結果につきましても、行政サービスの一環として、ホームページによる公表を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 海老田州夫君。

18番(海老田州夫君) 18番、海老田。

再度の質問をさせていただきます。

今ほど副市長の方から、市の内部規則でもって一般競争入札に付する金額を、建築

工事では3億円以上、その他の工事では1億5千万以上というような事で、今までにそういった大きい、大型の工事がなかったという事でございますが、当然のことだろうと私は思います。

この金額自体が、今の時代と反りあわないという事だろうと思います。皆さんもご承知のように、3日前のこれまた福井新聞も掲載されました、県発注土木工事で今年5月から対象額を従来は5億円以上であったものを、一般競争入札、7千万円以上に切り下げたという事でございます。その事によって、落札率が大幅に低下したという事が、3日前の報道でなされておるわけでございます。

こうした事を考える時、当あわら市では当然の事ながら、先ほどの3億円以上なんというのは、もう時代錯誤、もう今は建築工事ならば5千万円以上、それからその他の工事は2千万円以上に引き上げるべきであるというように私は考えます。

理事者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、反面、どうしても指名競争入札にしなければならんというような状態であれば、その業者間の談合を無くす工夫をやっぱりしていただかなければならない。そこで私は例を申し上げたいと思いますが、旧松岡町が行っておるところの二段階方式の入札というものがあるわけでございます。

これはどういうやり方かといいますと、あるX工事が出たといいたしますと、まずその工事の発注を二段階に分けて発注すると、AグループとBグループに分けて、Aグループの数社にまず発注をするという事でございます。そして、日時を限定してその入札をさせると、郵便入札をさせるわけです。そしてそのAグループの入札が終わった時点で、次にBグループの数社を指名して入札させると、そしてAグループの方は郵便局止めで、いわゆるBグループの入札が終るまで止めておくと、郵便局で止めておくと、そしてBグループが入札が完了した時点で開封して、入札結果を発表するというような仕組みでございます。これは非常に業者間での話しができないというやり方であるようでございます。

そんな事で当市における最近の大型工事で言いますと、去る10月27日に施行された平成18年度金津庁舎、いわゆるこの庁舎の改修工事があるわけでございますが、この事について若干お尋ねをしたいと思います。

この工事については議員に全部配布されておりますが、設計額が1億1,709万6千円という事で、落札額が9,850万円、書面には請負率と書いてありますが、これがいわゆる落札率、今報道されている落札率であろうと思うのですが、これが84.119%であるわけです。

指名業者は12社あったという事で、いわゆるその工事についてお尋ねをしたいのは、最低制限価格を下回って失格になった業者が何社あるのかということをお聞きをしたいと思います。

指名業者12社あるわけですが、先ほど私が新聞紙上で出た色々な問題を勘案しますと、恐らくこの工事でも失格社が何社か出たのではないかと思うわけで、そこをお尋ねをしたいと思います。

ひとつその事をお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 副市長、坪田雅一君。

副市長(坪田雅一君) 海老田議員の再度のご質問にお答えします。

入札対象額の引下げにつきましては、最初の答弁でも申し上げましたとおり、本市においても対象額の引下げについては検討したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、県ではですね今年度から建築工事については2億円に、建築以外の工事につきましては5億円を7千万円に対象額の引下げを実施しておりますが、本市の対象額についてですね、時代錯誤と厳しいご指摘がございましたけれども、この金額につきましてはですね、坂井市が合併する前の旧坂井郡の自治体、そして今の坂井市の状況から見てもですね、特にあわら市の限度額がですね、下がるというようなものではございませんので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、談合防止や競争性、透明性の点において入札制度の見直しは必要でございます。一般競争入札の対象額の引き下げ等について検討する必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に庁舎改修工事の入札結果でございますけれども、本市ではですね、最低制限価格を設けてございませんので、最低制限価格以下の失格社はどうやったというご質問でございますが、この失格社は出ておりませんのでよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 18番、海老田州夫君。

18番(海老田州夫君) 18番、海老田。

今ほど副市長の方から、最低制限価格を設けてないというようなお話でございましたが、今、私はびっくりしているわけでございます。

まずその工事のいわゆる落札をしていく段階で、設計額、設計事務所がその工事について色々計算をした額、この設計額がまず一番初めにあるということでございます。それからその設計額に対していわゆる予算、あるいはその工事の難易度とかいろんな観点を含めて予定価格、いわゆる市長が決める予定価格があるという事でございます。

それは設計額から10%引いたり、15%引いたりとかというような事で予定価格が出てくると、そしてその下にいわゆるその工事として、その金額以下で工事をしたら非常に粗雑な仕事であり、また、そういったダンピングがなされるような事を阻止する為に最低制限価格というものがあるものでございます。

その最低制限価格がないという事になりますと、今までの工事の中で、いわゆる設計額の50%であったり、あるいは40%であったり、そういった入札がなされてもそれが落札するという事になるのではないかなと心配をするわけでございます。

今ほどの庁舎の問題については最低制限価格がないに係わらず84.119%、非

常に設計額からすると県の落札率に近い金額であったので幸いであったけれども、これが60%を割るといような事、これは確かに市としたら削減にはなるけれども、工事そのものに非常に品質の確保が中々難しくなるのではないかと気がするわけですが、今後そういった最低制限価格というものは設けないのかどうかという事をちょっとお尋ねをしたいなと、私これ3回目でございますので、もう後がございません、色々お聞きしたいのですが、そこで先ほどちょっと話しに戻りますが、その一般競争入札にする場合の色々デメリットを副市長が先ほど申しておりました。いわゆる参加者が多くなって事務が煩雑するとか、あるいは不適格業者、ダンプ業者とか、あるいは暴力団関係者の業者が混入するとか、あるいは地元業者の育成に支障があるとかいような話をされましたが、私もいろいろと調査をさせていただきましたが、それぞれにやはり克服をしていく姿勢がやっぱり必要だろうと思うんです。

それでちなみに地元業者の育成に支障があると、一般競争入札にした場合に、これはいわゆるあわら市でいいますと嶺北全体の、福井市を含めた嶺北全体の業者が入ってくる事になると、あわら市に存在する業者がなかなか仕事が取れないということになることは常識的にわかります。

そのひとつの方策として、地元業者を育成するという方策として、この地元業者、今までは一番最初に申しあげましたけれども、潤沢な予算で談合もある程度仕方ないだろうという事ではありますが、今現在ではやっぱり地元業者の優遇というものは、競争性が確保されてはじめて、地元業者を優先するという事でございますので、その事をまず頭に入れて、考える時にやっぱり近隣の自治体、いわゆるあわら市だけの業者でやると業者間で話しをしてしまうという事で、近隣の自治体、いわゆるあわら市でいいますと坂井市の業者を入れる、その為には行政が公共工事発注事務組合となるような一部事務組合を立ち上げて、そして隣接地区の業者と一緒に入れながら、相互乗り入れ方式っていうんですが、そういった形を取ると、そしてまず談合を無くしていくといような事が地元育成、競争性を発揮しながら地元育成をやらせるにはそういう方法もあるという事でございます。

そういうような事で、これはひとつの例を上げたわけでございます。そういうような事で、充分、ご検討をいただきたいと思えます。

それで、今ほど副市長の方から、検討委員会を立ち上げて入札制度の改革を進めるというようにございますので、ただこの検討委員会を立ち上げてやるというのには、スピード感を持って改革を進めることが大事であると。

当あわら市は、先ほど同僚議員が色々質問してました公債比率なんかも県下では2番目に悪いといような事や、統合中学校問題なんかで一番市民に説明しているところの財政状況が非常に厳しいんだからといような事を勧奨しますと、歳出削減とい事は近々の課題であると思えます。

そういうような事から、この検討委員会の立ち上げで入札制度改革を求めて、いわゆる工事のお金、代金をできるだけ削減していくという事が大事であろうと思えますので、理事者の方もひとつ緊張感を持ちながら、早急に対処していただきたいとい

う事で私の質問を終わりたいと思いますが、先ほどの最低制限価格を設けないという事の返答だけ、ご回答だけお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 副市長、坪田雅一君。

副市長(坪田雅一君) 最低制限価格の設定につきましてはですね、あわら市の契約事務規則において、設定できるという事で定めておりますけれども、本市におきましてはですね、厳しい財政状況の中でできる限り低価格での受注を期待をいたしまして、最低制限価格を設定していないのが現状でございます。

この最低制限価格は低価格入札により、工事の品質低下、あるいは粗悪工事を防止する事を目的としておりますけれども、市といたしましてはですね、これを設けておりませんので、現在の所は不良な事態を招く事がないよう、工事監督、あるいはですね工事検査を徹底するなどの対応によりましてですね、このような不良が、粗悪工事等を防止する事に努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

橋本達也君

副議長(東川継央君) 続いて通告順に従い、21番、橋本達也君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 橋本達也君。

21番(橋本達也君) 2点質問をいたします。

まず第一点目は、最近連続して発生いたしました火事につきまして、やや緊急的に質問をいたします。

先月末から今月にかけて、市内で原因が特定されていない火事が発生いたしました。いずれも火の気のない所からの出火であるため、市民のなかに不安感が広がっております。

原因の究明は警察や消防の業務かと思いますが、現状がどうなっており、市としてどのような対応をとっているのか、この際、市民に対してご説明を願いたいと思います。

質問の2点目でありまして、滞納整理事務と後期高齢者医療広域連合につきまして質問をいたします。

税等の滞納を抑制することは、財源の確保と納税者の公平性を保つうえで常に努められなければならない課題であります。

あわら市の17年度決算にみる収納未済額は、一般会計で約7億6千万円、国民健康保険特別会計で約2億4千万円であり、これだけでも約10億円にのぼっております。当年度分の収納率も低下傾向にあり、これは当然ながら滞納繰越額の増加をもたらします。

現在、財政を理由に非常に重要な行政サービスさえも抑制せざるをえないと説明している市政のなかには、新たな税源を求める前に、滞納整理に最大限の努力を払わなければ市民の納得はえられないと言うべきであります。

私は、税等の収納事務については、税務課を中心とした職員が昼夜を分かたぬ努力をされていることをよく承知しております。そのご苦勞は並大抵のものではないと思いますし、敬意を払っているところでもあります。

しかし、特に滞納に関してはどうしても乗り越えられない壁が存在するようであり、このように職員の目一杯の努力にも限界があるのであれば、そこから先はなんらかの制度的なテコ入れを模索するのが理事者の責任ではないかと考えます。

従来より事務レベルでは県全体を対象にした滞納整理機構的な組織の設置を要望していたところ、県は今年度から県民税の滞納についてのみ当該自治体と連携した収納対策を取るようになったようであります。これは一歩前進ではありますが、県の協力姿勢は消極的であり、県の対応としてはこのあたりまでが限界ではないかと思われ、ます。

したがって、ここから先の市税等の滞納整理に関しては、県内自治体の協力によって新たな制度を作り上げることが求められるのではないのでしょうか。

ところで、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度の受け皿として、県内全域を対象とする広域連合の設置が準備されております。この広域連合設置の条例案が本定例会に提案されたところでありますので、議案審議に影響を与えないよう注意して質問したいとは思いますが、県内全ての自治体に参加する広域連合である以上、あわら市だけが参加しないというわけにはいかないのが現実だと思えます。

この後期高齢者医療広域連合が設置されますと、介護保険広域連合の場合と同じように保険料徴収は構成自治体の責任となり、将来、保険料滞納については割合に応じて当該自治体になんらかのペナルティーが課されるようになるのではないかと予想されます。このペナルティーを特別会計でまかなうにせよ一般会計で対応するにせよ、いずれも市民負担の公平性からは問題が生じると思われます。

特にあわら市の置かれた状況を考えた場合、今から対応を考えておくことが肝要だと考えます。

さて、後期高齢者医療広域連合は行政区域が同じという意味では、一部組合とは異なり、県と並ぶ本格的な自治体という位置付けが可能であります。したがって、県内の自治体がこぞって実施を要望している広域事務については、この広域連合をその実施機関とするよう検討すべきと考えるのは私だけではないと思えます。

そこで、先に申し上げた税等の滞納整理事務をこの広域連合で行うよう今後の検討課題とすべきではないかと考えます。そうすれば、県内自治体の全てが参加するわけですから、当該事務に関しては県の支援も期待できるのではないかと考えます。

以上の件についての市長のご所見を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 橋本議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目の原因不明の出火について現状と対策がどうなっているかのご質問でございますが、先月20日夕刻に発生いたしました下番地係での火災、今月3日早朝に発生いたしました舟津地係での火災、同じく3日夕刻に発生いたしました二面地係での火災、これらのことをおっしゃってのことと思いますので、申し上げますと、2件目の舟津地係での火災につきましては、その原因は漏電によるものであるとの報告を嶺北消防本部から受けております。

そのほかの2件につきましては、まだ、出火原因についての報告は受けておりませんが、火災の情報につきましては、火災が発生いたしますと、軽微なものを除いて、火災の発生場所などの情報が確定した段階で所轄の消防署から市役所に報告があり、住宅火災の場合は私を含めて関係課が現場へ出動している状況でございます。

また、市としてはどのような対策をとっているのかということではありますが、これらの事案に関しまして特別に対策をとったものではありませんが、年々増加しております不審者事案や声かけ事案などに対応するため、あわら市防犯隊によりますパトロールを実施しております。特に今年度からは、従前まで行っておりました、夜間パトロールに加え、青色回転灯装着車によります巡回パトロールも行っており、今年4月から先月までに、113回、延べ333人が出動をいたしております。

なお、12月1日から、消防署及び消防団の巡回警鐘が強化されたと聞いておりますので今後とも、防犯隊活動につきましては、力を入れてまいりたいと考えております。

次に2つ目の、税等の滞納整理事務を広域連合の事務に加えることを検討する考えはないかのご質問でございますが、あわら市における市税の収納対策事務の現状につきましては、賦課徴収義務が市であるため今日まで税務課内に収納対策室を設置し、専従職員4人体制での臨戸徴収をはじめ、税務課職員による徴収班を編成し徴収にあたっているほか、国民健康保険税につきましては、市民課保険年金グループの協力を得て、徴収に日々取り組んでいるところであります。

特に長期にわたる滞納者や高額滞納者につきましては、担保として抵当権の設定を求めるほか、預貯金、共済保険、不動産等の調査を実施し差押をおこなっているところでございます。

また、今年度も11月1日から3ヶ月の間、副市長を本部長としました市税収納向上対策本部を設置し、市幹部職員51名で市税の確保に努めるべく徴収強化を図りながら公平、公正な収納の実現に努めているところであります。

私も、地方税の徴収に対する地方の責任がより厳しく問われる状況にある中で、茨城県において設置されたような県内市町で構成する、滞納整理等の処理業務をおこなう債権回収機構を、福井県においても県が中心となって作っていただけないかと、知事・市長政策懇談会の席で申し上げたことがございます。

茨城県の取り組みが、開始から2年しか経っていないからかもしれませんけれども、実際にはこのような機構を作っても、徴収率が向上していないとのことであり、福井

県においては、できることから取り組んでいこうと、本年から総務部税務課内に納税推進室を設置し、地方税法48条に基づく直接徴収を実施し、実務面で県と市町の職員がいっしょになって仕事をこなしていくことになったのは議員ご指摘のとおりであります。

一方、後期高齢者医療広域連合は、今回の医療制度改革において、平成20年度から75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、福井県においては県下全市町が加入して、設置されることとなっておりますが、この広域連合の設立の目的は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第48条にて、医療費の給付・資格・保険料の賦課事務等を行うための広域連合であります。

したがって、設立準備委員会で協議した規約案では議員のご質問の市税等の滞納整理事務をこの広域連合で行うことは想定されておられません。

しかしながら、自治体に共通する事務の広域化で事務の効率化が図られる観点から、今後の課題として考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

大下重一君

副議長（東川継央君） 続いて通告順に従い、3番、大下重一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 3番、大下重一君。

3番（大下重一君） それでは私は、小中学校におけるいじめ対策について質問をいたします。

ご存知のように、このところいじめを苦しめた児童、生徒の自殺が相次ぐという、まさに深刻な事態を招いて、もっか国ならびに県共々、全力を上げてその防御に必死になっているところだと私も認識をしております。

まさに文部科学省はこのいじめはいつでも、どこでも起きうる可能性がある、私たちもこの問題は人事ではないという認識を持ってあたるべきだというような事を強く、メッセージをしているところですが、それがそのままこのあわら市に住む、我が子を小中学校に通わせている保護者、並びに市民の皆さん全員が、このあわら市は大丈夫なのか、学校や教育委員会はちゃんとこの問題に対処すべく、努力をしてくれているのだろうかというような心配を今盛んに持っていて、またそれを口々に住民の間では声に出しているところであろうと私は確信しております。

ひとつ間違っ、命までが失われてしまうという現状にしっかり眼を向けた上で、以上、次の3点について質問をさせていただきます。

1点目は、学校内でのいじめ対策の取り組みについて、いじめのサインを見落とさない、あるいは見抜くために小学校並びに中学校の現場では、職員個々はもとより、組織的にも現在具体的にどのような取り組みを行っているのか、また、保護者からの

訴えについても、その受付から返答に至るまでの対応は具体的にどのような手順を踏んで行っているのか。

2点目は、家庭、地域との連携、協力の推進についてはどうなっているのかということについてですが、いじめ対策には家庭と地域と一体となつての取り組みが不可欠であるという事は、これも万人の認識をるところであります。そこで今最も求められるのが、保護者並びに地域住民のこのいじめ問題への意識啓発、その認識にあるというように考えます。

よって学校現場からの情報公開、問題提起、そして協力依頼を積極的に行うべきとあると考えるところですが、現在、具体的にどのような事を行っているのか質問いたします。

3点目は、教育委員会の指導、監督について質問いたします。

いじめ対策の校内組織、職員の行動規定ができたところで、重要なのはそれがしっかり機能しているかどうかであるというように考えます。そこで学校に対し、指導監督件を有する教育委員会として、現在、具体的にどのような指導、監督をあるいはチェックを行っているのかお答えをいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 教育長、児島博光君。

教育長(児島博光君) 大下議員のご質問にお答えします。

声が悪いので申し訳ございません。

全国において、いじめを原因とする悲惨な事件が相次いで起きております。誠に悼ましいことであり、深刻に受け止めています。どのような理由があろうと、子供達が自分の命を絶つということは、あってはならない事であります。

ところで、先月末に実施されました県のいじめアンケートによりますと、あわら市内の子供達は、小学校低学年で27.9%、高学年で17.3%、中学生で9.0%でありました。

なお、学校においては、年齢や性格の違いから、また、家庭環境の違いから、子ども達が集団生活の中で生活しております。いわば大人社会の縮図のようなものであります。日々の生活の中で、いざこざをしたり、喧嘩をしたりする事は、ごく自然のことです。県のアンケート結果は、こういう事を表示していると思います。

そして、今言われていますように「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して、一方的に継続的に、過剰で不当な身体的、あるいは心理的な攻撃を加えることで、いじめられた側が深刻な苦痛を感じている」ことをいうものであります。

このような「いじめ」は、学校もさることながら社会全体で根絶しなければならぬと考えております。

さて、議員ご指摘の小中学校におけるいじめの問題についてであります。学校では校長の管理のもと、学級担任はもちろん、学年主任・生活指導主任等が連絡を密にし一致協力して、児童生徒からのいじめのサインを見逃さないように注意深く観察しております。特に顕著なものは学校から私の方に報告がありまして、教育委員会で対

応策しております。加えて、毎月の校長会、または臨時の校長会で、各学校において変わった事がないか、随時、聞き取り調査をしております。そして確認を行っております。

次に、「家庭、地域との連携・協力の推進について」でございますが、私も議員と同様、いじめ対策は保護者と地域の密なる連携が最も重要な事だと思っております。

また、各学校においては、保護者はもとより、地域の各種団体に呼びかけまして、子どもの安心・安全のために地域をあげて取り組みをお願いしているところであります。

さらに、独自の「いじめ調査」「生活状況調査」等を定期的実施し、それに基づきまして、各学校の問題点や考え方、保護者へお願いしたい事を学校広報紙等を通じまして、保護者、地域住民への意識啓発を図っております。

最後に、「教育委員会の指導・監督について」でございますが、各学校から「問題行動に関する状況報告」というものを毎月一回、文書によりまして報告を受けているほか、私が定期的に各学校を回っております。その中で、現場からの生の声を聞いております。

さらに、あわら市独自に、誰にも言えない「悩み」を抱えきれないかどうかをチェックするために、全児童生徒に「心のなやみアンケート」を実施しております。これは、悩みを抱えている児童生徒または保護者が、教育委員会へ直接手紙を送ることによって、特に問題がある場合は、教育委員さん、小中学校長の代表メンバーで「いじめ対策委員会」を作っております。その中では、臨床心理士なども含めまして、専門家のアドバイスを受けながら、対応について協議を図っているところであります。

なお、今のところ、あわら市において、特別大きな問題の「いじめ」はございません。しかし、小さな小競り合いはありますので、今後とも学校、地域社会それから教育委員会の連携によりまして、尚一層「いじめ」対策に関係者一丸となって取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくご理解、ご協力をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 大下重一君。

3番（大下重一君） 各項目についてご説明をいただきました。しっかり聞き取ろうと努力をさせてもらったんですけども、第一点目の学校内での取り組みで、保護者の方から学校の方に、実は自分の息子、娘がこうなんだという連絡があったとき、学校はどういった形で受付をして、最終的にどういう流れで判断を持って、ご家庭の方へ連絡するように現在はなっているのですか。

それと、家庭、地域の連携、協力とか教育委員会の指導、監督についてご説明いただきましたが、どちらにしても形を作っても、制度を作っても、ようはどれだけみんなが本気になって、この問題を取り組むかということだろうと思うんですね。その中核にるのが、やはり教育委員会並びにその中のリーダーである教育長というのは、その職責を担うものと、私は認識しているんですけども。

実は11月15日の全員協議会でいじめの問題について教育長の方から報告があ

りました。「いじめというのは一切ない」というご連絡で、若干同僚議員の方からそれにつけてもという、ひとつ、ふたつ質問があって、ようはひとつ浮き上がった事例というのが、金津小学校でインターネットのブログの書き込みによる不登校があるんだというような話が、その場で同僚議員の話しの中から出てきた話しなんです、その概略というのがその場ではきっちとした、教育長の説明がなかったものですが、ただその時にブログの書き込みのどういう内容だったんだという話しをした時に、好きとか嫌いとかいう程度のもので、ことさらどうってことはないんだというような事でした。

ところが、その後ですね、私の方の調べといいますか、私の方に言ってきた話しを聞きますと、11月2日に金津小学校で6年生の保護者を対象に緊急の学年保護者会を持ったと、緊急に持ったという事ですね。

インターネットのブログの書き込みで不登校が出た問題は確かにこうなんです、要するに書き込んだ内容です。書き込んだ内容が、好きとか嫌いとか、こんな程度の問題ではなかったという事ですね。その時の出られた保護者の話しによれば、2、3年前、長崎であったいわゆる小学校の中での、この時の書き込みはそれはホームページなのかブログなのか私は認識してないんですが、大変な事件が起きたと、あのことを危惧して、緊急で保護者を集めたと、でその保護者の方にはどういった書き込みがあったのかという事は、きちっと学校側から述べられていますし、緊急保護者会議に招集をかけた金津小学校校長の前田先生のこのお知らせの文章の中にも、きちっとですね、本校においてもいじめやブログを会しての中傷といったことが実際に報告されており、現在調査中のものもございまして、活字できちっと謳ってる。これは現場としては大変な事だから、学校長は現場の管理者としてはこのような行動をされたかと思えます。

そこでです。私は申し上げたいのは、家庭と地域とみんなが本気になって、いじめ防御、予防に取り組んで欲しいというならばですね、事実、実態、犯人探しじゃありませんので、加害者、被害者は誰だとと特定せよという話しじゃないんですけども、いわゆるこのあわら市においても、身近な自分の息子達、娘達が行っている学校においても、これくらいの程度の、これだけ大変な事が起きているんだという内容ですね、これをしっかりと伝えていく事がとても大事であろうと思うんです。そうでなければ、住民にしても保護者にしても、本気になってこの問題に立ち向かっていく事は、中々やってくれないように思えてならないからです。

そういう点でいいますと、全員協議会での教育長の好きとか嫌いとかという程度のもので、解決しましたし、どうだこうだというのが余りにも議員である私達に対しても、ぜひこの問題解決に力を貸してほしいというメッセージとは逆に、不信感をもってしまう、そんな形を私は受け取ったわけです。

ですから、家庭と地域と本当に一体となって取り組むための実態の把握と事実認識については、ぜひ教育委員会、教育長、学校現場からも適切な情報公開をお願いしたいと思いますが、今改めてこの実態、事実の報告について全協であるような答弁をなされたことについて、どのような事であるような答弁になったのかを、あえてお聞き

をしたいと思います。

それからもう一点、11月28日の教育厚生常任委員会の委員協議会というものを持ちました。この時も実はいじめの問題で、教育厚生常任委員会と行政部局と事務畑の部局と話しをしたんですけれども、やはりこの時もいじめはない、うまく行っているという教育長の話しでした。

その根拠をお聞きしたら、今のご説明にありましたが、校長とよく話しをしている、学校も出かけている、こんな話しでした。それはそれできちっとやっていただきたいと、ただ、今全国でいじめ問題が出てまして、学校長がテレビ画面に向かって頭を下げていながら、言い訳といいますか、心境に語るに置いて、いじめの事実は認識していなかった、いじめとは報告受けていなかったというような答え方がほとんどだと私は思います。

ですから校長の管理を疑えというのではない、けれども子供達の命を守るためには、学校長の管理の面も、そしてもうひとつは教育委員会の、教育長のリーダーシップも、教育委員全員のいわゆる目でもって、いろんな角度から、いろんな目線で現場を見ていくんだという、その心つもりもしっかり持っていただきたいと思うんですが、学校長が言うことがすなわち、本当に無いことではないというように積極的に子供達のために踏み込んだ教育委員会のこれからの、指揮監督権を発動して、行動していただきたいと思うんですが、これについても所見をお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 教育長、児島博光君。

教育長(児島博光君) 前のブログの問題は、その時点その時点では、好きとか嫌いとかの問題でした。後からわかったのが、あの子は誰が好きだとか、この人は誰が好きだとか、そういう問題でした。人を中傷するような言葉ですよ。

いじめの問題につきましては、いじめられている子供達が手紙に書いて、私に出しています。それで大体わかります。それと校長を信頼しています。学校の校長を信頼しています。校長を見て、無いと言えは無いと思います。ただし、私は学校を回っております。大体月に一回のペースで回っております。その場合は校長と話し、教頭と話し、各学校を回ってます。それで大体わかります。と私は思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 大下重一君。

3番(大下重一君) まだ充分なご回答、私納得していないところは、また教育委員会へおじゃまさせていただきながら、お話を聞かせて下さい。

最後に今日の新聞にですね、いわゆる10万人のアンケートの県がやりはじめて、その取りまとめをはじめたという事ですね。その中で、私も大変気になったのが、いじめを恥と思わないのが4割、6割がいじめはだめだと思うけれども、4割の子はいじめについて別に罪悪感はないというようなアンケートの結果が出たという事ですね。

結局の所、こういう問題が大変大きなものとして根底に流れているように思います。

それで教育長として、その心の教育ですね、これは短期間じゃなしに長期的な取り組みとして、今後あわら市として、あわら市全地域、全団体、いろんな関連の方を含めた、心の教育を推進して行くような、推進プランとか、行動計画というものをお立てになるおつもりなり、これはあくまで個人的な思い出結構ですので、何かあるようでしたらご答弁いただけませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 教育長、児島博光君。

教育長（児島博光君） 今日の福井新聞で出てましたね。県のいじめ対策について。あの場合が子供達がどれがいじめか、その判断がはっきりできないという事がありますね。だから心の教育は今後も続けていきたいと思ってます。

副議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。

50分から再開をいたします。

（午後2時38分）

副議長（東川継央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時53分）

山口峰雄君

副議長（東川継央君） 続いて通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） ご指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず第一番目は、坂井北部丘陵地における市の取り組みにつきまして質問させていただきます。

坂井北部丘陵地の開発にかかった償還の補助は、18年を持って最後に終了しましたが、昭和46年に工事着工され、昭和61年度に完成した本地区の施設、主に灌漑施設の老朽化が激しく、今後かなりの補修が必要とされています。

これにつきまして、先月、坂井北部土地改良区から要望書が出されております。それから先ほど出されました都市計画マスタープランでは、丘陵地体験ゾーンとして農業的土地利用を保全するとともに、市民農園など魅力的な拠点の設置により、農業、農産物を基礎とした見直的な体験型空間作りを進めると位置付けております。

また、北部丘陵は本市の豊かな農文化を代表とする景観として、看板の立地を規制し、農村景観を阻害する建築物や看板の立地を規制し、山並みや紅葉樹林、果樹、なだらかな丘の稜線が一体となった景観形成に取り組むと、坂井北部を位置付けております。それから坂井北部丘陵地農業形態育成モデル事業として、新規就農者の募集も行っています。

こういう事を考えますと、どちらかというと観光資源としての対応に片寄っている

んではないかと思えます。しかし、農地として保全していくための裏方として、灌漑施設は極めて重要だと思えます。これが老朽化してきているのです。

坂井北部丘陵地の施設は膨大です。この維持管理費も膨大です。土地所有者、耕作者だけで維持管理費を出すのは大変困難であります。

そこで維持管理費に対する市の支援はどう考えておられるかお尋ねします。

都市計画マスタープランでは、景観規制をするといっていますが、この事は観光資源として考えているのだろうかと思えます。金津インターから近いこの丘陵地は、工場用地としても非常に魅力的です。工場誘致は考えていないのか、先ほど一社工場に、市長の行政報告にもありましたように、柿原に一社工場が進出して来る事が決まっております。

今後、このような事は規制するのかという事をお尋ねします。

農業就業者が、就農者が高齢化し、減少している昨今、施設の維持管理も非常に困難になってきております。坂井北部丘陵地を農業だけで維持しようとするのは非常に難しいと思えます。

この点についてもご所見をお伺いいたします。

次に、河川の管理について質問させていただきます。

昨年12月の一般質問で、河川の管理について質問しましたところ、平成18年度中に準用河川の指定基準を定めると共に、市内全域を対象に普通河川の実態調査を行った上で、準用河川の指定の有無を判断し、適切な河川管理に努めてまいりたいとの答弁をいただきました。

質問後、ちょうど一年が経ちました。その進行状況具合についてお伺いします。

18年度中ということなので、まだ3ヶ月残っていますけれど、今の現状と、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

16年度の福井豪雨災害、今年の7月の豪雨災害等、水害が続く昨今です。防災の面からも水量の多い市民生活に直結した河川は、市の管理としていただきたいと思えます。

道路に関しては、市の管理する市道というものがあり、常に見直しがされ、本年も市道に格上げの議案がいくつかされております。

水が走る河川についても、見直しが必要だと思えます。回りの地域が開発されたりすると、水量も変り、宅地開発が行なわれれば、重要度も変ります。

ご所見をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 山口議員のご質問にお答えいたします。

1点目の坂井北部丘陵地の各施設の補修につきましては、これまで維持管理適正化事業・県単小規模土地改良事業にてパイプラインの漏水補修、ファーム Pond 電気通信設備補修、排水路整備補修を実施し、県営基幹水利事業では、平成11年度から平成17年まで、ファーム Pond を中心として補修等を実施してまいりました。

また、平成16年度国営造成水利施設保全対策指導事業により、基幹施設である新江導水路、坂井北部丘陵揚水機場及び加圧機場の機能診断を行ったところ、新江導水路にあっては、水路内部に老朽化による破損部分が多く発見され、漏水の発生が危惧されることから、早急な補修が必要との判断がなされ、更に揚水機・加圧機場においても同様に補修が必要と判断されたと聞き及んでおります。

去る11月24日には、坂井北部土地改良区から、新たに農業水利施設保全対策事業・国営造成水利施設保全対策事業・基幹水利施設補修事業を統合して、基幹水利施設ストックマネジメント事業を、平成19年度より実施し施設の補修を行いたいとの要望があったところでございます。

市としましては、これらの要望等を受け先般、国、県に対しまして要請をして来たところでございます。丘陵地の用水の安定的供給を図る上でも、従来どおり補修に関する支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、坂井北部丘陵地の企業誘致の件であります。基本的には農振農用地における土地利用は、農地を農地として利用することを前提としております。

しかしながら、近年の畑作農業においては、農業者の高齢化や担い手の不足などから遊休農地の活用が大きな課題となってきております。

この様なことから、議員ご指摘のとおり景観を配慮した形の中で、企業誘致等の多様な土地利用を検討していくことが肝要と考えており、今後は、市農業委員会とも協議しながら、坂井北部丘陵地の在り方を探っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の河川管理についてのご質問にお答えします。

昨年の12月定例会において回答いたしました「河川の管理および準用河川の指定について」の、その後の取り組み状況についてのお尋ねと存じます。

まず、河川管理の目的を申し上げますと、洪水・高潮による災害の防止、河川の適正利用、流水の機能保持など総合的に管理をすることにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的としております。

次に、準用河川の定義を申し上げますと、1級河川・2級河川は河川法の適用を受けますが、河川法の適用を受けない普通河川のうち、河川法の規定の一部を準用して管理を行う河川を準用河川と呼んでおりまして、市町村長が指定し、これを県知事に報告し、県知事が国土交通大臣に報告することになっております。

この様に、総合的な管理が必要かどうかの判断により1・2級河川、準用河川、普通河川に分かれてまいり、準用河川につきましては、1級河川・2級河川の扱いとなる部分と、普通河川の扱いとなる部分とが混在する河川で、河川本来の機能を保持させるために種々の行為制限が準用される河川でございます。

平成18年度中に準用河川の指定基準を定めるとの方針で、目下、県と協議を重ねておりますが、河川法には定めがなく、唯一、昭和47年9月7日付けで「準用河川

の指定および管理について」の建設省河川局長通達がございますので、これを参考に指定基準を定めたいと考えております。

通達内容としては、4点ございまして、1点目は、水質の汚濁、汚物等の投棄により地域住民の生活環境に悪影響を与え、またはその恐れのあるもの、2点目は、不適当な工作物の設置、形状変更等により、降雨等において浸水被害をもたらす、またはその恐れのあるもの、3点目は、災害復旧事業の施工が決定されているもの、4点目は、その他市町村長が必要と認めたもの、となっております。

この通達内容を参考に、年度内に指定基準要項を定めまして、今後の指定の有無の判断基準にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご了承を願いたいと存じます。

なお、普通河川の実態調査につきましては、まず、市が定めた準用河川の指定基準に適合する普通河川があるかどうか、農林水産課、坂井北部土地改良区、土地改良合同事務所と協議をいたしまして、適合する河川があった場合には積極的に指定し、適切なる河川管理に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと存じます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 暫時休憩をします。

(午後3時05分)

副議長(東川継央君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時07分)

山川知一郎君

副議長(東川継央君) 続いて通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 市民の暮らしや中小企業者の営業、また教育問題について、3点質問をいたします。

まず最初に学校給食の問題について伺いますが、この質問については教育長及び市長に答弁を求めると通告してございますが、先ほどの教育長の答弁、失礼ながら中々充分聞き取れないところもございましたので、できれば次長に答弁をおねがいしたいというように思います。

現在、市内の小中学校では給食が行われておりますが、内容については副食だけの学校と、主食・副食とも、いわゆる完全給食を行っている学校と、ばらつきがございます。

先般の決算委員会において教育次長は、「給食をどのようにするかは校長の判断であって、教育委員会は関知しない」正確には与り知らないというように述べられまし

た。私はこれに大変疑問を感じました。本当にこれでいいのでしょうか。

最近、食育の重要性が言われておりますが、食事のあり方、内容は子どもの成長、発達や生活習慣形成に大きく影響するものであり、学校給食はこうした観点から当然学校における教育活動の一環として行われるべきだと考えますが、教育委員会は給食をどのように位置付けているのか伺いたいと思います。

食育の重要性とともに、コメの消費拡大が求められている今日、すべての学校で完全給食を実施すべきと考えますが、教育長及び市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、高齢者の福祉対策についてでございます。

ここ数年、増税や医療・介護制度の改悪が続き、さらに来年度からは「後期高齢者医療制度」の導入によりまたまた負担が増えるなど、多くの高齢者はたいへんな不安に陥っています。

そこで、高齢者の実態と対策について伺います。

先ず、あわら市の12月1日現在の全人口似占める高齢者人口と比率、また、全世帯に占める高齢者世帯の数と比率、さらにそのうち、一人暮らし世帯の数と比率、高齢者世帯の所得はどうなっているのでしょうか。

16年以降の3年間で、高齢者の負担、所得税や住民税、国民健康保険税、介護保険料などはどれだけ増えたのでしょうか。

多くの高齢者の現状は、憲法25条が言う「健康で文化的な生活」とは程遠いと言わねばなりません。介護保険料は強制的に徴収されているにもかかわらず、満足な介護は受けられず、一旦病気になれば生活できなくなるところに追い込まれています。激動の時代を苦勞して生きてきた高齢者に、「安心して人間らしく生きられる」ことを保障することは、国は勿論、地方自治体の責任でもあります。財政的支援だけでなく、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みをつくっていくことが求められていると思いますが、今後、どのような対策をとっていくのか、市長の考えを伺いたいと思います。

3点目は、中小企業振興についてでございます。

小泉構造改革により、格差の拡大が言われております。大企業や銀行が史上空前の利益を上げている一方で、中小零細業者の経営はますます苦しくなっています。

16年以降、あわら市における中小零細業者の状況、事業所数と倒産件数はどのように推移しているのでしょうか伺います。

市は、中小企業振興のために、「中小企業振興資金」融資制度を設けていますが、この利用は極めて低調に推移しております。あらためてこの制度の趣旨と3年間の利用状況はどうなっているか伺います。

国や県にも同じような制度があります。私はこれらは「通常では金融機関との取引困難な中小業者を支援する」ことを趣旨としていると理解しておりますが、利用が低調な原因は、取り扱いを金融機関任せにしているところにあると考えます。市として、相談体制、窓口の拡充、申し込み手続きの簡素化、信用保証協会の無担保無保証人保証制度の活用など、改善を図るべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 山川知一郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、2つ目の高齢者福祉についてでございますが、あわら市における12月1日現在の総人口は3万1,521人に対し、65歳以上の高齢者人口は7,588人で総人口の24.1%、高齢者だけの世帯は4月1日現在で9,995世帯のうち592世帯で全世帯の5.9%、一人暮らしの世帯は1,097世帯で全世帯の11%となっております。

また、平成16年度以降の高齢者の税負担についてであります。平成16年及び17年の高齢者負担は、それ以前と変りはありません。しかし、平成18年度から税制改正により、老年者控除の廃止及び公的年金等控除額が縮小されたことに伴い、所得税、住民税及び国民健康保険税の負担が増加しております。その結果、納税義務者一人当たりの平均増加額は所得税で約5万3千円、住民税では約2万円、うち市民税は約1万2千円、国民健康保険税では、3,800円となり、合計で約7万6,800円の増加になります。

また、あわら市における医療費の状況は、平成17年度決算において、老人1人当たりの医療費は約84万5千円、市負担額は約2億5千万円となっております。今後医療費においては増加することが予想されます。また、介護費用につきましても同様に経費は増加の傾向となっており、あわら市の厳しい財政状況を考えますと、財政的支援については、困難な状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みについては、包括支援センターとして、特に特定高齢者の把握に努めることが重要であり、このため、区長ならびに民生委員、老人会、福祉推進委員等による地域ネットワークの構築が必要となり、来年度の懸案事項としておりますのでよろしく申し上げます。

また、現在行っている介護予防教室及び健康教室をさらに各地域で充実してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の中小企業振興についてのご質問についてお答えいたします。

まず、平成16年以降の事業所数の変化であります。平成16年の商業統計調査によりますと、市内に419の事業所があり、前回調査の平成14年の436事業所と比較しますと17事業所、3.2%の減少となっております。また、平成17年の工業統計調査によりますと、従業員4人以上の事業所は114の事業所があり、前年より6事業所、3.6%の増となっております。

倒産件数は、あわら市商工会の調査によりますと、従業員30人以下の事業所では2件であります。

次に、中小企業振興資金制度の趣旨と利用状況についてのご質問でございますが、中小企業振興資金は中小企業の経営の合理化と施設の改善を促進するための制度であります。融資対象者は、商工会会員である中小企業者となっております。市から金融機

関に預託した中小企業振興資金と金融機関の自己資金を含めて、事業者の方にご利用いただいております。融資条件は、運転資金、設備資金を含めて1千万円以内で7年以内の融資期間となっております。

さて、利用状況については、平成16年度は4件、17年度は利用がなく、平成18年度は15件となっており、増えておりますが、これは18年度に利子補給制度を見直したことが増加につながったものと考えております。

最後に、中小企業振興資金の相談体制についてでございますが、窓口といたしましては観光商工課、商工会、金融機関となっておりますが、利用者の申請窓口を含め、審査体制の簡素化や信用保証協会の無担保無保証人保証制度につきましても、関係機関と協議しながら迅速に事務を行うよう進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、一つ目の学校給食のご質問につきましては、所管よりお答えいたしますので、よろしくお願いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 教育長次長、中橋憲治君。

教育長次長（中橋憲治君） それでは学校給食のご質問にお答えをいたします。

まず、学校給食の位置付けについてでございますが、学校給食は学校給食法をはじめ、その他の法令に基づき、学校教育活動の一環として実施されているものでございまして、学校給食が教育活動として考えられるようになったのは、戦後のことであると言われております。

なお、学校給食の教育的な意義につきましては、児童生徒の健康の増進、体位の向上及び正しい食習慣の形成を図ることをはじめ、児童生徒間や教師との心の触れあいの場づくりや、集団生活を体得させ協同、協調の精神を身につけさせることであると言われております。

これらのことを目的として、早くから、旧両町におきましてもセンタ-方式、あるいは自校方式、それぞれの方式で学校給食が実施をされていたところでございまして、合併後のあわら市におきましても、引き続き実施をいたしているところであります。

次に、米の消費拡大につながるとのご質問でございますが、先ほども申し上げましたが、現在、あわら市の学校給食につきましては、芦原地区ではセンタ-方式、金津地区では自校方式と二つの方式で給食を実施しているところでございます。

このうち、学校給食センター及び吉崎小学校・細呂木小学校では米飯の完全給食を実施をしておりますが、これが、多少なりとも米の消費拡大に寄与できているというように考えているところでございます。

また、その他の学校におきましても、週1、2回、ご飯やパンを取り入れるなど、地域性などを考慮した特色のある学校給食を実施しているところでございます。

あわら市のすべての児童生徒が完全給食を受けられることができうれば、これがひいては米の消費拡大につながるものと期待はできるかなというように思っております。

しかしながら先にも申し上げましたように、旧町での実施方式の違いや、完全給食にする場合の施設の改善など多くの課題が考えられるところでございます。

したがって、今後は、あわら市の統一した給食方式につきまして、十分な協議を行うことも重要であると考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) まず、給食について再質問をいたします。

先ほど申し上げましたが、今の次長の答弁は、全くそのとおりだということに思いますが、そうしますと、先般の決算委員会での次長の発言は理解に苦しむところでございます。どのようにお考えなのか、できればお聞かせいただきたいというように思います。

それから、当然、給食は重要な教育の一環であるとして、それから米の消費拡大についても重要であるというご答弁でもございますので、できれば来年度から全ての学校で、完全給食を実施するように、努力をしていただきたいというように考えますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

また、その際、現在、自校方式とセンター方式と別れておりますが、これからの給食は児童、特に最近問題となっておりますアレルギー問題とか、それからまた、児童の好みに対応して、メニューを選択できるような給食、あり方というものが推進をされております。

そういう点から、できればこういう事に対応するには、センター方式では私は無理があるというように考えますので、自校方式でこれらに対応できるような事で進めていただきたいというように思いますが、併せて見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 教育長次長、中橋憲治君。

教育長次長(中橋憲治君) それでは再度のご質問にお答えをいたします。

まず、先般の決算審査特別委員会での私の発言についてのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、金津地区におきましては自校給食を実施をいたしておりまして、その施設、あるいは給食を作る職員につきましては市の職員、イコール教育委員会からの施設管理、あるいは市の職員という派遣をいたしておりますが、私が申し上げましたのは、あくまで事業運営は校長の元で運営がされているという事で、そのような発言をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいというように思います。

それから米の消費拡大に関しましての完全給食でございますが、これも今ほど申し上げましたように、各学校、校長管理の元で行っておりまして、それぞれ地域に特色を持たした給食が実施をされているのが実態でございますので、議員のご提案もございまして、充分、校長とも協議をしまして、できうるならば早めに完全給食が実施が出来るように取り組んでまいりたいと思います。

それから、アレルギー等の選択メニューの事でございますが、自校給食方式の方がやりやすいというような事であろうかと思いますが、私共は必ずしもそうではないと思っております。実は先般、給食センターの方で除去給食というのを実施を少し勧めるというような話しもございました。除去給食といいますのは、子供さんがアレルギーの分をですね、除くメニューですね、そういうものも少し、これから先は実施をしていかなければならないというような考えを持っております。

これはあくまでも給食センターだから出きると思っております。といいますのは、自校給食の場合には市の職員、調理員がですね数が限られておまして、大変困難性がある、手間の問題がありますので、そういうような事ではセンター方式がかえって、栄養士もおまして、取り組みやすいかなと思っておりますが、ただ生徒個人個人によって何が駄目というのが沢山メニューがございまして、30種類ぐらいあるそうでございます。

従いまして、現段階での施設、あるいは人員体制の中では非常に困難性があるというように考えておりますので、今後は充分、また調査研究をすすめていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今の答弁、一応了解しますが、ただ先ほども言われましたが、給食の運営は校長にという事でございますが、完全給食にするかどうかというような事は、私は教育委員会としてきちっと位置付けてですね、できれば積極的に指導してやるようにすべきではないかと、当然、市の税金でまかなう物でございますから、校長の判断だけに任せるといのはちょっとおかしいのではないかと、そういう事を一応要望をしておきたいと思っております。

第二の問題については、大変、高齢者の人口があわら市においてもじわじわと増えているという事が、先ほどの答弁でも明らかになっていると思っております。

そして、こういう中で毎日のように、テレビや新聞では格差の問題、そして特に負け組み、弱者の非常に今、厳しい状況が伝えられております。先ほども答弁にありましたように、3年間でだいたい税金関係だけで、7万6,800円ぐらい負担が増えているという事で、こういう状況の中で高齢者だけの所帯では、どちらか一方だけが病気にかかるとか、介護を認知症になるとか、そういう事になるととたんに生活そのものが破綻してしまうという状況ではないかというように思います。

中々厳しい財政状況の中でございますから、お金をどんどん出すというような事はなかなか難しいというのはわかりますが、私はこれは参考までに、長野県に栄村という非常に小さい村がございまして、ここは今だ合併せずずっと自立をしている村の、非常に小さな村のひとつですが、非常に山深い、雪のたくさん降るところですが、ここは医療費が非常に少ないと、国民健康保険料なんかも平均は、あわら市なんかのだいた半分程度、4万円台というようにいわれております。

なぜそれが出来ているかということ、端的な例が下駄履きヘルパーと、各集落毎にへ

ルパーがおられて、毎日朝起きると、30分ぐらいでその方が、村中の高齢者の家ぐるっと一回りして声掛けをすると、そして健康状態もチェックすると。

村には診療所が、村立の診療所がひとつございますが、調子が悪ければすぐ診療所にかかってもらおうと、そういう事で病気が重症化する前に治療を受けて改善するというような事をやっている結果、非常に医療費が低く抑えれていると、そして地域ぐるみでそういう高齢者を支えるというような体制ができていると。こういう事は、お金をそれほど掛けなくてもですね、できる事ではないかと。

先ほど市長はネットワーク作りを考えたいというようにおっしゃっておりますが、ぜひ地域ぐるみですね、そういう高齢者を支える、そういう施策をこれから考えていくべきではないかというように思いますが、その当たりについて再度何かお考えがあれば伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) 山川議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほども市長の方から答弁を申し上げたと思えますけれども、一応担当課といたしましては、先ほどいいましたように、地域のネットワーク作り、これを来年度の第一重要課題と位置付けているところでございます。

そうして事で、特に特定高齢者でなく、一般の高齢者を含めての対応策を講じていきたいと思っております。このネットワークが果たしてうまくいくかどうかわかりませんが、一応担当課としてはこのネットワーク作りを力注いでいきたいと思えますので、ぜひ議員さんのご支援もお願いしたいと思えます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ぜひ私が申し上げたような事もお考えをいただきたいなというように思えます。

3点目の中小業者の問題ですが、幸いにして全国的よりは多少はあわら市の状況はまだいいのかなという気もいたしますが、中小企業振興のためにこの制度を作っているわけですが、先ほど答弁にもありましたように、16年度はですね、予算が6,700万円持ってありましたが、利用は4件の1,450万円、17年度は更に予算は増やしまして、7,200万円計上いたしましたが、利用はゼロという事で、なぜそんなに倒産等までは行かないけれども、市内の中小業者の営業状態は決して楽な状況ではないというように思うわけですが、なぜ利用されないのだろうか。

18年は利子補給をして、15件という事で多少、改善はされているようでございますが、私はこの運用がですね、若干問題があるのではないかというように思えます。

健全なといいますか、利益を上げている企業は別にこういう制度を利用しなくても銀行からお金を借りることはできると。こういう国や県にもこういう制度がございま

すが、これらは通常では中々金融機関との取引が困難な業者を支援するという事を制度の目的として出来ているというように思います。

ところがですね、実際は、あわら市の場合もこれはほとんど金融機関任せと、市もお金を出しておりますけれども、金融機関のお金も出してもらって、事業を実施しているということもありますけれども、実際には金融機関に任せっぱなしというような状況だと思えます。

こうなりますと、金融機関はすべて同じようなだいたい基準で審査をすると、第一にまず申し込む時点で、例えば3年分、決算書を提出しろとかですね、ところが法人でない個人の中小業者の場合に、まずきちんとした決算書が毎年できている業者というのは私は全体の中でもむしろ少ないのではないかと、こういう所でまず窓口ですね、申し込みが出来ないというような状況ではないかと。

非常に私も何件か今まで相談に乗っておりますが、大変書類が複雑で難しいと、そこで諦めてしまうという事になって、そういう点ではぜひこの金融機関任せにせずにですね、市役所の窓口にもこの相談窓口をぜひ開いていただいでですね、書類の書き方とか、そういう事についてきちんと相談に乗る、そういう事、それから申し込み手続きそのものをもっと簡素化する、それから現在は担保とか連帯保証人というのが大変難しい、こういうような中で保証業会には無担保保証人保証制度がございますが、これを活用してですね、保証業会の保証だけで融資が受けられるというように改善をすべきだというように思います。

こちら辺について、できればもう少し具体的にですね、今後の方向について見解を伺えればというように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 山川議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、中小企業の融資制度につきまして、16年、17年、件数が少なかったという事でございます。

18年度は15件ということで増えたわけでございますけれども、これにつきましては、先ほど市長が申しましたとおり、融資制度の見直しという事で増えたと考えております。

今までがなぜ少なかったのかというようなご質問だと思いますけれども、この制度につきましては、県の制度も同じようなものがございまして、今までの市の制度とは、県の制度の方が有利であったというのがひとつの原因であったかなと思っております。そのために、16、17年度は少なかったという事で、これを改めたという事でございます。

もう一点、この資金につきましての運営の問題点というところでございますけれども、今現在、先ほど申したとおり、窓口の相談につきましては観光商工課、また金融機関、商工会と行っているわけでございますけれども、どうしても中小企業者につきましては、銀行の方に先に行くというような傾向があるのではないかなと思っております。

ます。

これにつきましては、銀行を含めまして、再度、検討させていただきまして、相談しやすい窓口に改めるという事で考えていただきたいと思います。

また、確かに融資をする場合に、添付書類の複雑化というようなご意見がございました。今現在でも添付書類につきましては、納税の完納、また先ほど議員が申しましたとおり、決算、事業の概要等々、いろんな書類の添付がございますけれども、これにつきましても最低の添付でできないか、金融機関、商工会とも充分協議を重ねながら、利用しやすいように検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（東川継央君） 傍聴人に申し上げます、私語を謹んで下さい。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 再々質問をさせていただきますが、先ほどからも申し上げておりますように、国や県にも同じような制度がございます。

国の融資は国民生活金融公庫が扱っておりますが、この制度には決算書の添付という事は必ずしも必要ではないというようになっております。そこら辺りも、ぜひ充分考えていただきたいなど。

それからあわら市の場合には先ほど、この利用は商工会の会員に限るというようになっております。これは私は非常に問題ではないかと、県の制度なども商工会、商工会議所等で扱っておりますが、県の場合には会員である事を条件とはしておりません。商工会が扱うのについては別に問題はないと思っておりますが、税金を使ってやる事業でございますので、商工会に入っている、入っていないですね、差別をするというのはちょっとおかしいのではないかと、だから商工会に入る事は望ましいというように思いますが、入っていないから利用できないというような事は、ぜひこの点も改善をしていただきたいという事について、再度ご答弁いただければというように思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長（平田幸一君） 再々質問でございますけれども、市の中小企業育成資金でございます。確かに商工会にという形でございます。

商工会員でも法人格、また、小規模の事業主というような形で、商工業をやっている個人的なものは貸し付けておらずでございますけれども、それ以外の個人的な貸付は行っていないということと、そういう形で、商業者で商工会に入っていないという事は、一応該当はしていないわけですが、我々といたしましても商工会の発展のためにも、やはり商工会に入りたいというのが第一のあれでございますので、この点につきましては、再度検討はさせていただきますけれども、中々難しいのではなからうかと思っております。

八木秀雄君

副議長（東川継央君） 続いて通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 1番、八木秀雄です。

一般質問をさせていただきます。

質問事項、放課後の子どもプランについて、少子化が進む中、核家族、共稼ぎ家庭のため、放課後の子供達の居場所について問題になっています。

小学校低学年、または放課後児童クラブに入り、過ごし、その後は地区スポーツクラブや習い事などで過ごしているのが、今の現状だと思います。

しかし、スポーツクラブや習い事をしない子供達は、どのように過ごしているのでしょうか。少子化で近所に友達がなく、寂しい思いの子供達がいるとすれば、この子供達の居場所をどこかに作ってやらなければいけないと思います。

平成19年度から、全国小学校校区2万ヶ所で、放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として、文部科学省と厚生労働省が連帯して、放課後子供プランを実施する事となりました。

これらは文部科学省の放課後子供教室と厚生労働省の放課後児童クラブを一体化、あるいは連体して実施することにより、勉強やスポーツ、文化、活動、地域住民と交流し、地域全体で子供達を見守って行くことという事業だと思います。

活動場所としては、空き教室を始めとする学校、諸施設を積極的に活用して進めていくとされていますが、あわら市としてはどのように検討しているのでしょうか答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 教育長次長、中橋憲治君。

教育長次長（中橋憲治君） 八木議員のご質問にお答えいたします。

文部科学省と厚生労働省が連携して実施計画している「放課後子どもプラン」は、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する放課後対策事業として、平成19年度からスタートいたしますが、各市町村の取り組みにおいては、教育委員会と福祉部局が連携を図りながら実施する新しい事業となっております。

このプランには二つの事業がありますが、その一つには、文部科学省が平成16年度から3ヶ年実施をして来ました地域子ども教室をさらに進めて、新たに学校の空き教室を利用する「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省がすでに実施をしている「放課後児童健全育成事業」、すなわち放課後児童クラブであります。国におきましては、この児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るために、双方がタイアップして事業を進めようとするものでございます。

さて、あわら市における児童クラブにつきましては、すでに旧金津町の時から実施されており、合併後におきましても継続して取り組んでできているところでございます。

このような状況におきまして、平成19年4月からは金津小学校や金津東小学校、細呂木小学校の校下では希望者が多くなっておりまして、芦原地区でも希望をしている保護者が多くおられると聞き及んでおります。

そこで、庁内関係各課と協議するとともに、現在の学校の空き教室の状況を調査したところ、全ての小学校に空き教室は無いという状況でありますし、また仮に空き教室をそのまま使用して実施した場合、使用する教室の位置や、施設管理及び学校の校務運営との区分けの面においても、授業の延長になりかねないなどの多くの考慮すべき問題やクリアすべき課題が想定される状況でございます。

このようなことから、あわら市としましては平成19年度は、文部科学省と厚生労働省の同じ内容の二つの事業を実施するよりも、保護者の要望も多く必要に迫られている鍵っ子を対象とした放課後児童クラブを拡充して対応していくことの方が、より現実的であるとの考えから、これを継続して実施していくことといたしているところでございます。

なお、放課後子どもプランにつきましては、国や県の動向を踏まえるとともに、今後の児童クラブの利用の推移や、既存の施設の活用なども勘案しながら、あわら市の児童の放課後対策方針を含め、学校や学校施設管理担当部署及び児童福祉部局との協議を重ね、さらによりよい方策に向けて検討してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) それでは2回目の再質問をさせていただきます。

あわら市は、旧金津町時代から厚生労働省が係わってます放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施されております。

共稼ぎ家庭等、留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、放課後に適正な遊び場や生活の場を与えて、その健全な育成を図っております。

金津東、細呂木、各保育所、中央児童館、その他の施設で児童クラブを実施しております。

私が調べた結果、保育所内の机、椅子は小学校の体格に合わないものを使用しております。保育所内では保育時の昼寝の時間に児童が保育所に帰ります。大きな声を出したり、活発に運動する事はできません。

施設内の遊ぶ道具が、不十分であり、破損する恐れもあります。また、おじいさん、おばあちゃんが家にいる場合は、児童クラブに入れられないという現状であります。

放課後子どもプランは、平成19年途中にあわら市の児童の放課後対策方針を含め、学校や学校施設管理者、担当部署、及び児童福祉部局が更に検討してまいりたいと考えてますと答弁がありました。

放課後子供教室推進事業の良いところは、全ての子供が対象となっている。安心して安全な子供の拠点を設ける。地域の方々と参画を得て、子供と共にスポーツ、文化、地域住民の活動等の取り組みを推進する。学習の支援の充実のメリットがあります。

学校は、全て空き教室はないと答弁をお聞きしましたが、私の調べた事によると、空き教室は時間帯とか、使用用途の見直しをすれば、空き教室は可能とお聞きしました。

以上のように、19年度は児童クラブだけで推進するのではなく、早急に放課後子どもプランを主として検討していただきたいと思います。

ご答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 教育長次長、中橋憲治君。

教育長次長(中橋憲治君) 今ほど、八木議員から再度のご質問でございますし、ご要望とも受け取れるような提案がございました。

現状は教室が整理をすれば空くという事は、ひとつは空くというような状況かなと思っておりますし、私共が調査したのでは、金津小学校と芦原小学校だけがいくつか空いている、それも一階とは限らずに、一階にひとつ、二階にひとつ、三階にひとつと、そんな状況というように調査の結果でしております。

従いまして、大変多くの子供さんを、1年生から6年生まで預かるというのは、極めて事故等も想定しますと大変危険性も伴うというような事で、その辺も踏まえた中で、今後十分に検討してまいりたいと思っておりますし、現在ですね、地域子供教室というのが、これまで3年間、文科省の方の事業で実施をされておりました、これは地域の子供会なり、地域の方々のご協力を得ながら実施をしておりますので、その継続につきましても、19年度は地域の方のご協力をいただきながら、進めてまいりたいと思っておりますので、19年度からのご要望というように受け取っておりますが、19年度はぜひ検討をさせていただいてですね、その後に十分な実証を進めてまいりたいと思っております。

ただ国は3カ年の打ち切り事業というような、限定された事業でございますので、その辺の補助事業の方も充分勘案しながら検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 再々の質問でございますが、あわら市の現状を考えますと、早急に放課後子供プランを行政側、地域と合わせて検討していただきたいと思っております。

質問を終わります。

北島 登君

副議長(東川継央君) 続いて通告順に従い、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 6番、北島 登君。

6番（北島 登君） 皆さん、お疲れ様でございます。

6番、北島 登が一般質問を行います。朝からの時間経過と疲労困憊であると思いますが、通告順、最後の方になりましたので、お耳を傾けていただき、一緒にお考えいただけたら幸いです。

去る、12月1日、午後7時30分頃、あわら市大溝の住宅街で強盗事件が発生、現金を奪ったのち、家主を切りつけ逃走中、被害に会われたご家族の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い解決の望むものであります。

また、この事を踏まえ、あわら市は県、警察、区長会、各種団体等、連携を図りながら、防犯活動に努め、市民が安全で安心して暮らせる基盤の確立を強く望むものであります。

通告しました質問内容は、一点目、あわら市行政改革大綱と現状について、二点目、今後を含む適正職員数と職員配置について、三点目、市民相談室の設置についての3つの事柄の現状と課題と今後のスケジュールについて意見、質問を行います。

では早速、始めさせていただきます。

まず、あわら市行政改革大綱と現状について。

松木あわら市長は、財政状況が悪化している中、健全財政に向けて日々努めてきた事に対し、あわら市民の一人として心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

また、地方分権型実社会の競争に向けて、平成16年には究極の行政改革とされる、合併を行ってきました。しかしながら、当あわら市の財源状況は今だ一般会計と特別会計を合わせて、約286億となる負債残高を抱える中、地方普通交付税の18年度の減額は1億8,615万5千円で、本年も前年比6.8%のマイナス、合併年度から連続して前年実績を下回っております。

更に、少子高齢化社会が進む中で、医療費及び福祉保健の充実や、環境配慮により扶助費や公債費等、義務的経費が増加する傾向は、免れない状況下であり、今まで蓄えてきた財政調整基金も約3億円まで取り崩さなければやりくりができないという、かつてない、いや、全く後がない、極めて厳しい状況であります。

では、質問を行います。

近年の行財政運営を踏まえ、平成17年度を基点として、5ヵ年間で言うあわら市行政改革大綱とは何か、どのようにお考えなのか伺いたい。

二点目、平成18年度不足額、約4億8千万円により、このまま行政運営を続けた場合、財政調整基金は平成19年度で使い切ってしまうように思います。平成20年からは、平成18年度の不足額をあてはめて見ますと、毎年4億8千万円もの財源不足が続き、財政再建団体への転落も視野に入れなければならないのではないかと。

三点目、平成18年度の予算編成時にあわら市行政改革大綱の取り組みをしたか。

四点目、来年、平成19年度の予算編成が行われている時期でございます。平成19年度は予算編成の中で、あわら市行政改革大綱の取り組みをしたか、また、18年度とどこがどう違うかお示しいただきたい。

五点目、行政評価制度等の目的数値を定めているか。

六点目、所見を申し上げますと、あわら市行政改革大綱は数値に具体性に欠け、目標達成に向けて進む年次計画がなく、このプランが具体的にどのように進んで行くのかが全くわからない。核として見通しがあるのかお答えいただきたい。

七点目、予定計画からのタイムラグは無かったのか。

八点目、現段階の評価はどうか。

九点目、あわら市行政改革推進本部メンバーの構成は。

十点目、あわら市行政改革推進委員会は何回開催されたか、また、問題点の指摘はあったか。

口うるさいほど、縷々質問したわけですが、行政が果す役割が刻々と変化している今、すべての行政活動において、経営感覚でのP D C Aサイクルを活用し、行政運営に努めなければならないと考えます。特にプラン、計画、立案にはスピード、コスト、成果の観点も組み入れていただきたいですし、チェック、評価、分析においても、どれだけの効果で、どれだけ効率的で効果的であったかを検証し、常に市民の立場に立った改善を進めていただきたいと思っています。

理事者のトップマネジメントとしての取り組む決意と誠意ある答弁を求めます。

二点目の質問を行います。

今後を含む、適正職員数と職員配置についてです。

まず、念頭に申し上げる事は、文字どおり市役所は市民の役に立つ所、役人は役に立つ人であり、公金から成り立ち、市民の付託により行なわれている市の行政運営は市民満足度の高い究極のサービス業ではなければならないです。

平成17年度あわら市人事行政運営等の状況では、合併後の平成16年度の職員数386人からの削減について、適正定員モデルや類似団体別職員数を参考に10年後の平成25年には324人にすることを目標に掲げ進んできました。

確かその頃、議員の中には合併したのだから職員を減らす事が一番の行改だと言っている議員もいました。しかし、ここから続く文章の中で気に入らない所があります。その後、現在までの新規採用を行わなかった他、希望退職者の増加や事業の民間委託推進等により、平成19年度の当初には314人、平成25年度までの目標数値324人に達する見込みとなっております。

当然のことなら、たった3年の平成19年度、72人の削減見込みがついていて、314人なら平成16年度の調査した計画目標数値324人に近づける程度の新規採用を予定してもよかったですのではと思います。

しかし、その続きの文章には本年3月に策定した、行政改革大綱集中改革プランでは更なる職員の削減を目指し、平成22年度当初までに平成17年度当初の総職員数366人と比較し、15%の55人以上の削減、311人以下体制を行うこととしています。

平成17年度中に19年度のおおよその見通しがついた、だから新規採用しようではなく、だから削減数値を311人以下まで下げようという事になったと思えてなり

ません。

一連の流れを踏まえて質問いたします。来年、平成19年度は市民の役に立つ所の市民の役に立つ人が、合併時よりも72人少ない314人体制で大丈夫か。職員数が減員する事によって、一人当たりの業務量も増大する事から、行政サービスが低下する状態を招くのでは。

二点目、再来年、平成20年度は311人として考えて、予定では現在役に立つ現職員、301人プラス、まだ仕事の知らない新規採用職員10人体制の合計311人で大丈夫なのか。更に業務量も増大し、激務の上、新規採用職員の教育等、職場環境は悪化し、先送りやたらい回し等が増え、効率的な行政サービスの提供が難しくなるのでは。また、メンタルヘルスを引き起こす職員が増えるのでは。このような状態を招く恐れがあると思います。

理事者の善意と誠意ある答弁を求めます。

三点目の質問を行います。市民相談室の設置についてです。

皆さん、役所でこのような経験はないでしょうか。役所に来て、窓口で近くにいる職員に用事を聞く、職員は無愛想に対応、取り合えずここではないからあっちへ行って聞いてくれといわれんばかり、仕方が無くそのままその方向に向かい、また同じ事を聞く、あいにく担当者がいないため、また今度来て下さいとのこと。気分を害しながら帰り、後日また役所に向う。ようやく担当者が出てきて、長時間またされながらもひとつ解決と思いきや、次の申請は自分達の反中外のあっちだから、あっちへ行け、いわゆるたらい回し状態です。

私も同じように経験している所を考えるに、過去にかなりの多くの方々が同じ被害に会われていると思われまます。

市民のニーズの多様化に伴い、地方自治体の組織も複合化してきた今日、そのため市民の皆様が市に陳情、要望、苦情、相談をしたいがどこに相談したらよいか、良くわからないというのが現状です。

そこで、何でも相談が出来る、開かれた市民の総合窓口として、市民相談室の設置を求めるものです。

この市民相談室は、市民の皆様から寄せられる様々な相談を受けた時に、役所組織のどこの課で行う事がもっとも効率的かを判断し、課に連絡し、迅速の対応を行おうとする。市民と市制を結ぶ掛け橋的な機能を果たす役割を担います。また、先ほどの経験談のような各課をまたぐような時でも、市民相談室に集り、相談に乗ってもらえて、解決に向う、ワンストップサービスとなります。

また、近隣市町村では福井市が市民相談室業務を行ってまいります。相談内容ですが、個人個人によって違うんですが、縷々ございます。例えば行政相談では市以外の県、国への行政相談、それから困りごと、身の上相談ですとか、例えば女性ですとストーカーですとか、ドメスティックバイオレンス、DVの相談ですとか、それから悪徳金融対策の相談ですとか、それからうちも兄が障害があったものですから、障害がある子供ですとか、障害者、そういった方々の相談ですとか、心の悩みの相談、市民の皆様

様も無いに越した事は無いんですけど、そういう場面にあたってしまうと大変な事になるので、そういう相談窓口があるといいなと思います。などの相談を福井市では受け付け、市民の安心と安定生活に取り組んでいます。

ここで伺います。悩んでいる人々や被害者や弱者を救済する糸口を見出してあげることが、市民からの信頼と付託を受けている行政職員の大きな使命感のひとつだと考えます。

来年、庁舎統合により、全課が一箇所に集る事になっています。国や県とは違う身近な役所としての市民相談室を設置するお考えはあるのかお答えいただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 北島議員の質問にお答えいたします。

1つ目の質問でございますが、議員ご承知のとおり、あわら市行政改革大綱は、本年3月にあわら市行政改革推進委員会の答申を受けまして、平成17年度を起点に21年度までの5年間を推進期間として策定しております。

あわら市は、最終的に究極の行政改革といわれる合併をいたしたわけですが、地方行政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあるなかで、今後も、住民に満足いただき質の高いサービスを提供できるような方策の一つを示したものが、行政改革大綱であると考えております。

このような中、今回の補正予算では、2億1,100万円の財政調整基金への繰り戻しをしておりますが、最終的には年度末で更に財政調整基金への繰り戻しをしたいと思いますと考えております。

しかしながら、全額繰り戻しが出来るわけではなく、依然として財政は厳しいといわざるを得ません。このため、今後更に行政改革を強力的に進めていき健全財政を目指していくものであります。

次に、平成18年度予算編成時の取り組みですが、大綱が策定された時点では既に18年度予算の骨格ができあがっております。しかしながら、現在の行政改革大綱には、職員の削減や保育所の民営化など、従来から継続的に取り組んでいるものもかなりございます。このような事項につきましては、基本的に予算編成の段階から大綱に基づき編成を行っております。

来年度の予算編成につきましては、先ほどの笹原議員の答弁でも申し上げたように、試験的に各部単位で一般財源ベースでシーリングを設定し、部内調整を実施する予定であります。細かい内容につきましては、まだ財政課長の査定も始まっておりませんの申し上げられませんのでご理解願います。

次に、実施計画の中の目標数値についてであります。職員数のように具体的に数値目標が記載されているものもあれば、数値化しにくいいため、最終的な方向性を定め順次進めていくというようなものがあります。また、実施計画の中では目標数値は記載されていなくても、実施段階で具体的な目標を設定するものもあり、一律に目標数値を定めているものではありません。

議員ご指摘のように、具体性に欠けている面もありますが、実施段階において具体的にどのように進めて行くのかを定めております。

なお、中期的な目標を掲げ、集中的に取り組む必要があるため、計画期間を5年とし、起点を平成17年度としたのは、国が示した指針に合わせて成果を明確にするための措置であります。

また、現段階での評価はとのお尋ねですが、職員の削減や保育所の民営化等については、計画どおり推進されておりますが、様々な問題があるため進捗がはかばかしくないものもあるため、今後は問題点を検証しながら、更に行政改革を推進していかなければならないと考えております。

あわら市行政改革推進本部についてですが、組織は本部長に副市長、副本部長に総務部長を充て、本部員は各部の部長及び理事の職にあるもので構成されております。更に、具体的な作業を推進するため、課長やグループリーダーで構成する研究委員会等を設置し、全庁的に取り組む体制としております。

また、行政改革推進委員会は、一般公募の市民や、議会、各種団体の役員など11名で構成されておりますが、本年度につきましては、まだ開催をいたしておりません。現在、行革推進本部において平成17年度の実績や本年度の進捗状況及び平成19年度の方針について取りまとめ作業を終えたところであります。委員会につきましては、年度内の開催を予定しておりますので、その時に進捗状況の報告を行うとともに、今後の推進方策等について助言を得たいと考えております。

また、その状況等については、随時議会に報告して参りたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

あわら市の職員数の状況につきましては、議員ご指摘のとおりであります。これは、合併後定年退職者の不補充や早期希望退職者の増加により、当初の予想を上回るペースで職員数が減少したことによるものであります。

現在の職員数を、国が示す定員管理の基準である定員モデルの試算値と比較をいたしますと、福祉部門では、保育所や幼稚園の民営化を進めたことにより、実際の職員数が大きく下回っておりますが、そのほかの部門では、職員数が試算値をやや上回る状況となっております。

このような状況を勘案し、行政改革大綱では合併時の目標値からさらなる削減を目指し、平成17年度当初と比較して、平成22年度当初までに15%以上の職員削減を掲げたものであります。

現在、議員が危惧されているような、職務に支障を来たすようなことはないと考えておりますが、15%削減後の職員数311人が適正な職員数かどうかにつきましては、より効率的な市民サービスを行っていくための政策的判断も加えながら検討していくべき課題であります。

職員の適正数につきましては、各自治体の行政サービスの内容の違いから単純には比較できないものであります。今後は、事務事業評価や政策評価などを詳細に実施し、必要な職員数を算定していくことが重要であると考えております。また、市の重

要課題である芦原温泉駅前整備や統合中学校の建設、さらには企業誘致の促進などを重点的に進めるため、平成20年4月からは計画的に職員採用を実施し、さらなる定員管理の適正化を図ってまいりたいと考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。

行政にとりまして、市民の皆さまのニーズを把握することは、行政施策を推進するうえで欠かすことのできない重要なことと認識いたしております。

現在、あわら市では、市民課窓口には総合案内を設置し、来庁舎の皆さんの案内や各種相談に当り、苦情等につきましては、この総合案内から担当課へと連絡されるシステムとなっています。各担当課に対しましては、相談内容を十分に聞き取り、相談者の思いが極力かなえられるよう、懇切丁寧な対応に努めるよう指示をいたしております。また、職員に対しましては、市民の様々なニーズに応えられるよう、専門知識の習得はもちろん、接客態度などについても、独自の研修を行うなど、質の向上に努めているところであります。

さらに、市長に対する意見や要望、まちづくりへの提案、あるいは相談や苦情等につきましては、市のホームページ上に「市長へのメール」を設け、市長に直接届く仕組みを作り上げています。平成17年度では25件、平成18年度では、これまでのところ24件のメールを受け取っております。これら寄せられました相談等につきましては、私が直接ご返事を差し上げており、市民の皆さまとの直接対話となっております。

さて、市民相談室を設けてはとのご提案ですが、新たに市民相談室を設置するためには、来年4月の庁舎統合に向け、現在、進めております組織の再編や事務事業の見直しの中で検討すべきものと考えますが、相談者の要求すべてに応えられるだけの行政経験豊富な職員を配置することが必要となります。しかしながら、いくら行政経験が豊富とはいっても、最終的には担当課において対応すべき案件が相当数あるものと予測されます。そういったことから、人員削減を強力に進めている現状においては、担当職員を配した市民相談室を設置することは困難であると考えております。

このことから、今後とも、総合案内や担当課における市民の立場に立った対応と、職員の接遇向上を図るとともに、「市長へのメール」、「市長おでかけトーク」などを活用することによって、市民の皆さまのニーズにお応えし、また、行政サービスの向上や苦情処理の対応などに当っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 北島 登君。

6番(北島 登君) 北島 登、再質問を行います。

一番目のあわら市行政改革大綱と現状については、十二分に理解しましたのでこれで結構です。

二番目の職員数と職員配置についてですが、市長の言わんとする事は重々良くわかるんです。しかしながら、やはり本年と来年度の差というのがやはり、22人もの削

減というとおかしいですね、退職という形の中で、庁舎統合による組織再編ですとか、それから事務事業の合理化というのは、その22人を埋めることが出来るのかというのをお聞きしたいと思います。

それと二点目、先ほどから基礎となっている県内ですとか、県外の類似団体別の職員数についてお聞きしたいと思います。

私、やはり議会という事もありまして、他の類似団体、小浜市ですとか勝山市の議会の実態調査を行いました。その中で議員数はうちが一番多い状態です。その中で、職員は小浜5人、勝山5人、あわら市は4人で、仕事の内容を細かく見ますと、監査事務と兼務しているところがあわら市だけで、あとはすべて議会のみと、一人多いのに議会のみという状態でございます。

その中でもうひとつ一番大きな所で、会議録というものがあります。小浜市、勝山市ともに業者委託を行っております。しかしながら1名少ないあわら市は職員の作成となっております。会議録検索システムも同様でございます。小浜市、勝山市はありますが、あわら市はまだ構築されておられません。

そういった事を踏まえると、うちの議会に関しては若干、厳しいなと、その算定基準を見る目が厳しいのかなというように、当然、一人が少ない中での会議録の記録ですとか、そういった大きな業務を持っていますので、そういった点について市長のお考えをちょっとお聞かせいただけたら幸いです。

お願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 職員数がどうかという話しですが、合併時、職員は辞めさせることが出来なかったのが、そのまま引きついたわけですね。従いまして、金津町の時代にも職員数はずいぶん削減をしましてまいりましたけれども、芦原町と合併しまして新しくあわら市になりまして、職員数は私は非常に多かったと思います。従いまして、22人がどうかという、今年とですね来年どうなるかというお話でございますが、充分それらを効率的にやってくることによってできると思っております。

ただ、議会の皆さんの4人が適正かどうかという話しについては、職員がそれだけです、例えば仕事がたくさんありすぎて、オーバーフローしているかどうかという事が今後のひとつの目安になるかなと思います。

そういった事も踏まえて、今後、職員の能力アップを図りながらですね、行政サービスを更に向上していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 北島 登君。

6番(北島 登君) それでは、3番目の再質問を行います。

市民相談室設置について、今、あわら市には総合案内業務はありますが、あくまでも案内業務という事と、場所が窓口という事であり、相談室という名称の部屋ではない、そういった状況の中で市民が気兼ねなく相談する事事態が難しいのではないかと

考えますが、その事についてご答弁をお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 市民相談室に関する再度のご質問でございますけれども、現在、住民課の方に総合案内という形を取っております、そちらに相談にお見えになりました場合には、各課へ連絡を取るというシステムになってるわけでございます。

しかしながら、北島議員おっしゃるように、訪れた市民の方がそれぞれの課を行ったり来たりというのも大変でございますし、また中にはやはり体の不自由な方ともおられます。そういった場合には、税務課の前に相談室という小部屋が2つございまして、そちらの方へお入りいただいて、それぞれ担当が見えて、それぞれの要望、必要事項についてご説明申し上げるというシステムになってるわけでございます。

そういう意味で、新にですね今後計画しております、組織再編、また庁舎の改造の中でそういった相談室のスペースをですね、新に設ける事は考えておりません。

現在のそういった相談室等で充分活用出来るものと考えておりますので、よろしくお願い致します。

宮崎 修君

副議長(東川継央君) 続きまして、宮崎 修君より、体調不良により欠席の届けが出ておりましたが、現在、出席をされております。

一般質問は通告をされておりますので、会議規則第62条第1項によりこれを許可いたします事といたします。

15番、宮崎 修君の一般質問を許可いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) ちょっと風邪をひいております。

今、日本はですね、急速な少子高齢化の進行に対応できるのかとか、また、社会保障制度は持続できるのか、私達国民の負担はどこまで重くなるのか、わが国の先行きに対するマスメディアの予測は、来年から団塊の世代の定年退職が始まることにも重なり、非常に悲観的なものが見られます。

そんな中、総務省の2005年国勢調査速報によると、わが国の65歳以上の老年人口率は、世界で最も高く、また先に厚労省が発表した2005年人口動態統計の合計特殊出生率は過去最低の1.25となり、世界一の少子高齢化に突入いたしました。また、人口減少に突入いたしました。

そんな中、一筋の光明といえますか、うれしいことに合計特殊出生率が各都道府県中、唯一前年比を上回ったのがこの福井県だけでありました。いまや全国の注目の的、出生率増加の理由について全国から問い合わせや、来県がひっきりなしにあるそ

うでございます。

昨年、福井県で誕生した子どもの数は7,149人、勝山市、坂井市、池田町など5市町で前年を大きく上回ったことで、県全体の出生率を押し上げることになりました。あわら市においても昨年は236名の赤ちゃんが誕生し、前年より13人上回りました。

県の子育て支援事業、また、各市町村の単独支援事業の取り組み、福井県の地域性等によるものと思われます。地域性というのは、3世代家族とかですね、そういう事でございます。そこで以前にブックスタート事業に取り組む考えはないか伺いましたが、再度お伺いをいたします。

この事業は、乳幼児が検診の時に、参加したすべての赤ちゃんと保護者に対して、メッセージを添えて図書司書に良質の絵本を選んでいただいて、出産祝いの思いを込め、保健センターでの定期健診の折に一人ひとり対して、例えば育児のしおりとかですね、また、児童手当の事、それからいろんな読み聞かせのいろんなしおり等ですね、一緒に添えてプレゼントをするというものでございます。

赤ちゃんにとっては、はじめて絵本と出会う大切なスタートとなるのです。また、子育ては3歳までが大事であるといわれています。この事業を実施している自治体では、図書館にベビーカーで訪れる親子が目立つようになった、本になじみの薄かった親でも手元があれば読んであげたくなるし、新しい本を探しにいこうと思うようになった、読み聞かせの機会が増えた、絵本を買うようになった、母親が台所に立っている間、父親が読み聞かせをするようになって、育児にも参加をするようになった等の報告が実施している自治体に入っているようであります。

いうまでもありませんが、この世に生を受けた赤ちゃん全員が、あわら市の宝であり、必ず21世紀を担う人材でございます。誕生をみんなで祝い、健やかに成長することを暖かく見守っていききたいものであります。

しかしながら、最近、非常に痛ましい事件が頻繁に起こっております。親と子の間の愛情のあり方、家庭でのしつけ、夫婦間、親子間のDV、いじめなどが問題になっております。

絵本の贈呈をきっかけに読み聞かせを通して乳幼児の情操を養い、両親にとって子どもをひざの上に抱いて読み聞かせをすることで、穏やかな気持ちになります、慈しみの心が育まれ、大人の教育にもつながってまいります。

この事業は、すぐに効果は見えにくいと思いますが、必ず10年後、20年後に花開くものと確信をいたしております。

さて、そこでお尋ねをいたします。一昨年9月の定例議会で、ブックスタート事業について一般質問をさせていただきました折、市長の答弁では、県内で実施している福井市や美浜町の事例を参考にしながら、今後十分検討してまいりたい、このように答弁をいただきました。あれから2年、検討の結果どのように判断されたのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目のご質問については、平成16年9月議会に、実施については今後十分検討すると答弁をさせていただきました。

このブックスタート事業は、単に絵本をプレゼントすることが目的ではなく、絵本を介して、これを読み聞かせることで親子のふれあいを深め、心安らぐ楽しいひとときを持つことを応援する事業であり、県内では、福井市、敦賀市、美浜町、おおい町、若狭町などで実施されております。

この事業を実施するためには、図書館、保健センター、子育て支援センターの職員はもとより、この事業に携わるボランティアの方々など、さまざまな機関や立場の人の関わりが必要でありますので、あわら市においてはこの体制がまだ十分整っていないのが現状でございます。

今後、この事業を実施していくためには、特にボランティア組織の立ち上げをはじめ、この事業の趣旨である読み聞かせが、子供の心の成長にとって本当に重要だとの認識が保護者に理解されなければ、単なる絵本プレゼント事業に終わってしまうものと考えられます。

現在、金津図書館では「お話ホイホイ」、芦原図書館では「わくわくボックス」として実施している、ボランティアによる読み聞かせ事業や、子育て支援センターで実施している子どもふれあい事業を十分に、市民に周知していく必要があるものと考えておりますし、乳幼児健診等の場を利用した方策も検討して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、いかにボランティアの協力を得ることができるかが、重要となりますので、これを今後の課題といたしているところでございます。

ご理解いただきます、お願い申し上げます。

副議長(東川継央君) 以上で一般質問を終結いたします。

散会の宣言

副議長(東川継央君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日から20日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、12月21日再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後4時43分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成19年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成18年度 第18回あわら市議会 定例会

平成18年12月21日(木)
午後2時17分 開 議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第67号 平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第68号 平成17年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第69号 平成17年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第70号 平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第71号 平成17年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第72号 平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第73号 平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第74号 平成17年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第75号 平成17年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第76号 平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第77号 平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について
- 日程第13 議案第92号 平成18年度あわら市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第93号 平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第94号 平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第95号 平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第96号 平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予

算(第3号)

- 日程第18 議案第97号 平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第19 議案第98号 平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第99号 平成18年度あわら市工業用水道事業会計補正予算
(第1号)
- 日程第21 議案第100号 平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算
(第1号)
- 日程第22 議案第101号 あわら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の制定について
- 日程第23 議案第102号 あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第109号 福井県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第25 議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 発議第9号 あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 閉議の宣告

1. 議長閉会あいさつ

1. 市長閉会あいさつ

1. 閉会の宣告

出席議員(22名)

1番 八木 秀雄	2番 笹原 幸信
3番 大下 重一	4番 山川 知一郎
5番 山口 峰雄	6番 北島 登
7番 関山 博夫	8番 向山 信博
9番 坪田 正武	10番 篠崎 巖
11番 石田 則一	12番 丸谷 浩二
13番 牧田 孝男	14番 卯目 ひろみ
15番 宮崎 修	16番 穴田 満雄
17番 山川 豊	18番 海老田 州夫
19番 見澤 孝保	20番 東川 継央
21番 橋本 達也	22番 杉田 剛

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条により出席した者

市 長	松 木 幹 夫	副 市 長	坪 田 雅 一
教 育 長	児 島 博 光	総 務 部 長	神 尾 秋 雄
市民生活部長	山 田 重 喜	福祉保健部長	清 水 芳 文
経済産業部長	平 田 幸 一	土 木 部 長	絹 谷 忠 典
教 育 次 長	中 橋 憲 治	芦原温泉上水道財産区管理者	竹 田 富九一
市長室理事	長谷川 賢 治	土 木 部 理 事	田 崎 震太郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	圓 道 信 雄	事務局長補佐	中 林 敬 雄
書 記	渡 邊 清 宏		

開議の宣告

議長（山川 豊君） これより、本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の出席議員数は、22名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後2時17分）

会議録署名議員の指名

議長（山川 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番、橋本達也君、22番、杉田 剛君の両名を指名します。

議案第67号から議案第77号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第2号から日程第12号まで、議案11件を会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 決算審査特別委員長、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） 議長のご指名がありましたので、決算審査特別委員会のご報告をいたします。

去る、9月開催の第17回あわら市議会定例会において、当委員会に付託されました議案第67号「平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について」をはじめとする、議案第67号から議案第77号までの11議案について、去る、10月3日から11月15日までの7日間にわたり審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり、決算の認定は、地方自治法に規定する議会の権限のうち、極めて重要な議決事項の一つとして定められております。

決算は、重要な経営成績の表れであり、予算が如何に執行されているかを監視し、「その行政効果が本来の目的に適合しているか」、「住民負担とその使途が適正かつ効率的に行われているか」等に重点をおき、主要事業の成果の確認と併せその処理及び対応について、審査をまいりました。

特に、今回は、合併2年目の決算であることから、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結びつくかを主眼として審査したところであります。

決算書における計数的な内容につきましては、先の議会において、監査委員から専門的な立場での意見書が提出されておりますので、総括的な事項について申し上げます。

す。

先ず、一般会計について申し上げますと、歳入決算の総額は、128億1,198万8千円、歳出決算の総額は、125億1,148万9千円となり形式収支は3億49万9千円となっております。

以下、歳入歳出決算の主な内容について申し上げます。先ず、目的別歳入決算のうち市税は、42億2,025万9千円で、固定資産税の増などにより対前年比1.0パーセント増となっております。地方譲与税は、税源移譲に伴い対前年比24.9パーセント増となる2億8,527万8千円、地方交付税は、合併支援関連の減により、対前年比2.4パーセント減となる32億5,848万6千円、国庫支出金は、合併市町村補助金の減などにより、対前年比12.8パーセント減となる7億5,809万1千円、市債は地域振興基金の財源となる合併特例債の減などにより、対前年比43.8パーセント減となる16億400万円となっております。今後の地方分権改革による新三位一体改革として、税源配分の見直し、国庫補助負担金改革、交付税改革を一体として進められようとしており、更なる事務事業の簡素で効率的な執行を望むものであります。

特に、基幹財源である市税の収入未済額は、7億6,234万4千円となっており、今後ともその累積滞納額の増加が懸念されることから、「市税収納向上対策本部」の継続など、関係者一丸となった収納対策に特段の取り組みを願うものであります。

次に、歳出決算について申し上げます。目的別決算のうち、総務費は14億6,541万2千円で、ケーブルテレビ第3期エリア施設整備事業に1億8,978万8千円を執行したほか、統合型地理情報システム構築事業及び新市誕生記念事業等を行ったものであります。

審査の過程で、自治体の財政健全度をみる新指標として、本年度に導入された実質公債費比率が17.6パーセントになっており、今後の適債事業の厳選など効率的な財政運営を望むとの意見が出されたほか、ケーブルテレビの利用料金値下げを考慮した加入率向上促進や行政チャンネルの充実、統合型地理情報システムの効果的活用など、投資と効果の観点から十分な対応、また、入札の適正な執行、随意契約の見直し、工事検査等の強化や公有財産の管理に関しましては、賃貸借契約の見直しや普通財産の売払など適正な維持管理、コミュニティバスの効率的運営や柔軟な対応、さらには、人事管理においては、人事異動における適正な配置やサポートなどに十分配慮されたいとの意見が出されております。

次に、民生費は、30億1,740万5千円で、前年対比2.1パーセントの増となっておりますが、生活保護費、児童手当、医療費助成、保育所・幼稚園関連の運営費などが主な事業であります。

審査の過程で、特に、児童福祉関係においては、地域の実態を十分把握し、新設を含めた放課後児童クラブの充実、幼保一元化における幼稚園と保育所・幼稚園のあり方と今後の方向性などに論議の集中したところであります。

次に、衛生費は、15億5,662万5千円で、対前年度比35.8パーセントの

大幅な増となっております。これは、三国あわら斎苑組合負担金5億173万2千円が主な事業であります。

審査の過程で、生活習慣病予防など健康づくり対策などの充実のほか、ごみの減量化や市内における産業廃棄物処理施設等の監視体制の強化などの意見が出されております。

労働費は、雇用促進住宅排水路補修工事等の増により前年比1.3パーセントの増となる8,940万7千円となっております。

次に、農林水産業費につきましては、対前年比3.4パーセント減となる7億9,430万9千円となるもので、生産調整奨励事業など農業振興に係る各種補助事業のほか、土地改良事業償還補助、基幹林道剣ヶ岳線整備負担金などが主な事業であります。

審査の過程で、遊休地対策を含めた丘陵地農業の再生策の積極的対応、有害鳥獣対策の今後の展開や排水機場の改修計画を早期に立てるべきとの意見が出されております。

次に、商工費は、4億8,329万円で、芦原観光会館改修事業1億3,729万9千円、歓迎アーチ等設置工事2,229万2千円及びセントピアあわら改修工事1,293万5千円の執行に伴い、対前年比42.9パーセントの大幅な増となっております。そのほか、セントピアあわら他観光施設の運営に要する経費が主なものとなっております。

審査の過程で、近年の観光入り込み客数の減少に鑑み、観光行政と観光協会との関係において、行政の責任分野あるいは役割分担の明確化を図りながら、観光宣伝等各種事業のあり方を十分考慮し、これらへの総合的な取り組みに一層の努力を望むものであります。

土木費は、17億4,784万8千円となっており、都市計画道路金津・三国線その他、市道滝・高塚線、市道旭・山室線など道路新設改良事業に要する経費のほか宮谷川河川改修事業などが主なものとなっております。

審査の過程で、地区要望に対する十分なる対応、都市計画マスタープラン等の有効活用や都市公園管理の適正化や市営住宅使用料の収納対策には、特段の配慮が必要との意見が出されております。

消防費は、嶺北消防組合負担金など5億7,488万3千円であります。

次に、教育費は、13億1,187万円で、小学校10校、中学校2校、幼稚園5園に係る運営管理及び教育振興の経費のほか、社会教育・保健体育に係る経費が主なものであります。

審査の過程で、学校給食における食育の推進と地産地消の対応、完全給食など積極的な取り組みのほか、保護者負担の軽減、学校施設の改修や調査、いじめや不登校児童の対策など教育体制の充実に必要な配慮されたいとの意見が出されております。また、館長職を踏まえた地区公民館のあり方、観月の夕べの受け入れ体制の充実など今後の運営方法や市民体育祭のあり方など十分検討すべきとの意見、さらには、創作の

森財団に関しては、独立採算の原則に立った管理運営はもとより、市民と連携した身近な施設となるようその運営に一層の努力をされたしとの意見が出されております。

次に、災害復旧費は、福井豪雨及び台風23号に伴う農林施設災害復旧費など386万3千円であります。

公債費は、減税補填債の借り替え、地域振興基金の減により、前年比33.9パーセント減となる12億8,567万6千円ですが、地方債長期計画の策定など公債費比率の適正化に十分配慮を望むものであります。

また、諸支出金は2,629万4千円と前年に比べ大幅に減少しておりますが、これは、地域振興基金の造成の減によるものであります。

以上、歳入歳出の主なるものを申し上げますが、合併2年目のこともあり事務事業の選択など、現下の財政状況に配慮した取り組みが見受けられるところであります。しかしながら、今後の市政運営に多くの懸案事項を抱えておりますので、なお一層の努力を望むものであります。

次に各特別会計について申し上げます。

先ず、国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入決算額26億3,848万3千円、歳出決算額26億2,854万1千円で、形式収支は994万2千円となっております。歳入では、国民健康保険税8億6,644万3千円、国庫支出金7億7,627万3千円、療養給付費交付金6億5,110万6千円が主なものであります。国民健康保険税の収入未済額は2億4,168万2千円となっており、その収納率は77.7パーセントであります。現下の厳しい状況の中であるが、これら滞納の要因を精査するなど収納対策に特段の配慮を望むところでございます。

一方、歳出の主なもの、保険給付費17億6,014万4千円、老人保健拠出金5億9,205万5千円、介護納付金1億5,808万9千円となっております。特に、保険給付費の療養給付費では、前年度比13.8パーセントの増となっており、中でも退職者医療費の増加が目立つことから、今後とも保健事業の拡充など医療費抑制に向けた取り組みを望むものであります。

次に、老人保健特別会計決算につきましては、歳入決算額は、支払基金交付金20億6,102万2千円、国・県支出金12億2,483万6千円など35億5,059万7千円となっており、同額をもって歳出決算額となったものであります。なお、歳出決算のうち、医療給付費は35億1,268万4千円で、前年度比98.5パーセントとなっているものの、一人あたり年間医療費は3.0パーセント増の845,569円となっております。医療費の増加は恒常的な傾向にあるため、適正受診の推進などきめ細かい保健指導に不断の努力を望むものであります。

次に、金津雲雀ヶ丘寮特別会計決算につきましては、歳入決算額4億6,215万8千円、歳出決算額4億2,809万4千円で、形式収支は3,406万4千円で、基金現在高も2億9,097万3千円となっております。今後の要介護老人の増加等を見据え、介護老人福祉施設の40名の定員増となり、今後、施設整備等がされるところであるが、適正な職員の管理並びに当該施設の民営化など十分なる検討を望む

ものであります。

次に、公共下水道特別会計決算につきましては、歳入決算額21億8,564万6千円、歳出決算額21億6,853万円で、形式収支は1,711万6千円となっておりますが、歳入決算のうち、分担金及び負担金においては1,828万8千円、使用料においては1億279万7千円がそれぞれ収入未済となっております。受益者負担の原則からこれらの徹底した収納対策に万全の対応を執られるよう強く望むものであります。

また、本年度は、補助事業5億9,400万円、単独事業1億1,000万円で事業を実施し、整備面積1,352ヘクタールに対し、年度末の整備面積は882ヘクタール、整備率は65.2パーセントとなっており、一方、供用区域内の世帯数7,865世帯に対し下水接続世帯は6,814世帯となり接続率は86.6パーセントであります。投資効果の観点から、未接続世帯への接続督励など強力に取り組まれるよう望むものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算につきましては、歳入決算額7,706万9千円、歳出決算額7,386万5千円で、形式収支は320万4千円であります。

次に、モーターボート競走特別会計決算につきましては、歳入決算額23億7,496万1千円、歳出決算額23億7,454万3千円で、形式収支は41万8千円となっております。売上金額並びに入場人員の減少は、全国的な傾向であり、特に、あわら市営分は売上金額で14.5パーセント、入場人員で18.5パーセント前年度を下回っております。経費節減や従業員の大幅な削減など経営健全化対策を執行者の懸命な経営努力にもかかわらず、本年度も前年度に引き続き、8万2千円の歳入不足を生じておりますが、今後、このような状況に鑑み、長期的視点における競艇事業のあり方について十分なる検討を望むものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、水道事業会計決算につきましては、当年度の有収水量は、前年度比3.1パーセント増となる392万3,134立方メートルで、有収率は前年度を3.1ポイント上回る87.9パーセントであります。経営状況では、収益的収支決算において、総収益9億871万3千円、総費用は8億9,135万9千円となり、差し引き1,735万4千円の純利益となっているが、一般会計から高料金対策補助2億4,000万円の繰り入れる一方、有形固定資産減価償却費、企業債利子及び県受水費など固定的費用が総費用の大部分を占めていることから、経営は極めて厳しい状況となっております。

特に、漏水等対策による有収水率の向上や供給単価と給水原価の格差是正などを考慮し、料金改定も視野に入れた長期的展望に立った事業運営に一層の努力を望むものであります。

次に、工業用水道事業会計決算につきましては、年間給水量において、前年度比4.2パーセント減となる45万5,621立方メートルで、総収益1,022万2千円に対し、総費用は916万5千円となり当年度は105万7千円の純利益となっております。

ります。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算につきましては、年間給水量において前年度比5.9パーセント減となる、175万1,747立方メートルで、有収率は96.5パーセントであります。収益的収支決算において、給水量等の減により総収益1億7,074万5千円、総費用は1億6,390万9千円となり、当年度は683万6千円の純利益であるが、前年度比65.6パーセントの大幅な減となっております。審査の過程で、財産区の歴史的背景など特殊性は理解するものの、市水道事業との均衡、下水道使用料の関係など大きな課題を抱えていることを認識され、これが対応に、関係者の一層の努力を望むものであります。

以上、特別会計・企業会計を述べましたが、特に、徹底した経営の合理化に取り組みや独立採算の堅持や健全経営の確保に最大限の努力を望むものであります。

以上、審査の経過と結果の概要について申し上げましたが、今回は、合併2年目の決算であり、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん事務事業の執行方策等について、多くの指摘・要望等を行っております。

特に、今後は、市民のニーズを的確に把握し、優先順位付けによる事業の取捨選択、更には、創意と工夫により一層の効率化と徹底した節減・合理化に、職員一丸となった取り組みを望むものであります。

なお、審査の結果につきましては、議案第67号、平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての2件については、賛成多数で認定すべきものと決した次第であります。

また、議案第69号、平成17年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをはじめ、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号及び議案第77号の9件については、いずれも全会一致で認定及び可決すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論に入ります。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 議案第76号、一般会計決算の認定について反対討論を行いたいと思います。

私は今までも一般質問等で申し上げて参りましたが、17年度の一般会計の決算で、まず第一は不要不急のもの、特に大型事業については、これは今の財政事業からすれ

ば、支出すべきではない、その最たるものは前にも申し上げましたが、市道金津・三国線の建設でございます。

これには17年度3億円が支出をされておりますが、現在の道路の状況等から考えれば、何が何でも急いで建設するものとは到底思われぬ。また、この道路は現在の第一工区から先については全く見通しもたっていない、三国まで開通できるかどうか、全く不透明である。こういう事を考えてもこの建設には同意できないという物でございます。

また、二つ目には新幹線の誘致に関しまして、17年度、この誘致運動に4回上京等した、また、負担金等で62万円ぐらいが支出されておりますが、新幹線につきましても以前にも申し上げましたが、確かに新幹線ができれば東京までの所要時間は幾分か短縮されるということは間違いのないと思っておりますが、それによってどれだけの経済効果をもたらされるのか、メリットについては十分な検証はされていないと、不透明であるというように思いますし、デメリット、新幹線が出来れば今のJR線は第3セクターになる事が予想される。

そうしますと日常的に福井までも通勤、通学等の費用は今の3倍にはなるといわれております。こういう点では市民の負担は増えるし、遠方へ出かけ際にも福井で乗り換えるということになる。こういう事に対する、デメリットに対する対処もどうなるのかということも非常に不明確である。こういう点ではこれにも同意できないというものでございます。

そして、不要不急の支出が中学校2校の建設や大規模改修の犠牲にするというような事になっていく、こういう事は絶対に認められないというものであります。

二つ目には17年度決算の中で不適切と考えるものがいくつかございます。一つは市民が亡くなった場合に、市長名で弔電を打っております。17年度、これに15万3千円支出されておりますが、私が調べた限りでは県内の市でこういう市民が亡くなった際に、市長名で弔電をうっているというような所はないと思っております。

どうしてもこういう弔電を打つ必要があるのか、私は全く必要性は感じられない、そういう点では、金額はたいした額ではございませんけれども、不要なものはやめるべきだというように思います。

特に市長名で弔電を打つということは、市長の個人的な選挙目当ての売名行為と取られても仕方が無いと、そういう点でもこれはぜひ廃止をしていただきたい。

また、前にも申し上げましたが、自衛隊募集事務委託に5万6千円を支出されております。

現憲法に照らせば、自衛隊は私は違憲の存在であるというように考えております。そういう点ではこの支出も認められない。

また、3つ目にぜひとも改善をしていただきたいという事を申し上げたいと思っておりますが、これは一般質問でも申し上げましたが、17年度中小企業振興資金、予算は7,200万円付いておりましたが、実際の融資はゼロ、実績はなしという結果でございます。

これは一般質問でも申し上げましたように、手続きを簡素化する、あるいは相談窓口を拡充するなどして、ぜひ多くの中小企業業者が利用できるように改善をしていただきたい。特に実際上はこの利用は商工会の会員に限定をしていると、税金を使ってやるのに、商工会に入っているかどうかで差別をするのは許されないと考えます。そういう点ではこれはぜひ改善をして、本当に予算が有効に使われるようにしていただきたい。

以上が反対理由でございます。

同僚各位のご理解とご賛同をお願いして討論を終わります。

議長（山川 豊君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これから、日程第2から日程第12までの採決に入ります。

議長（山川 豊君） 議案第67号、平成17年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第68号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第69号、平成17年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第70号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第71号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第72号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第73号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第74号、平成17年度あわら市水道事業会計決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第75号、平成17年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第76号、平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 議案第77号、平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 13 から日程第 24 までを、会議規則第 35 条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（山川 豊君） まず、総務常任委員長より報告願います。

総務常任委員長、丸谷浩二君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 丸谷浩二君。

12 番（丸谷浩二君） 議長のご指名がありましたので、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る 12 月 14 日に開会をし、今回、当委員会に付託されました、議案第 92 号、平成 18 年度あわら市一般会計補正予算（第 4 号）当委員会所管分をはじめとする、議案 6 件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

それでは、議案第 92 号、平成 18 年度あわら市一般会計補正予算（第 4 号）の当委員会所管分について申し上げます。

先ず、歳出の主なものにつきましては、各費目において、人事異動等に伴う人件費の所要の調整がされているほか、総務費においては、退職手当組合負担金 5,676 万 1 千円、企画費はコミューティ助成事業補助金 250 万円、選挙費において、知事及び県議会議員選挙費 779 万 6 千円が計上されております。

審査の過程で、遊具設置の今後の計画及び管理体制についての質疑がなされ、危険な遊具については撤去し、設置については、財政厳しい中、財源を工夫しながら、順次、整備を行い、地元との善良な管理体制を徹底したいとのこととあります。

次に、退職手当組合負担金の増額理由はどうかとのことについては、退職予定が、当初 17 名予定されていたのが、9 名の増加となったことと、普通退職と勧奨退職では、支給率の相違があり、勧奨退職に対しては、特別負担金が必要となるとのこととあります。

一方、歳入の主なものにつきましては、法人市民税 1 億円、選挙委託金 779 万 6 千円、前年度繰越金 1 億 4,978 万 8 千円の追加計上がなされ、財政調整基金繰入金 2 億 1,100 万円が減額され、収支の調整が行われております。

今後の法人市民税の見込みはどうかとのことに対して、決算が済んでいない法人もあるが、期待も込め、5,000 万円位の追加を見込んでいるとのこととあります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 93 号、平成 18 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

歳出の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の所要の補正のほか、退職被保

険者等療養費300万円、一般被保険者高額療養費2,000万円、退職被保険者等高額療養費1,400万円が追加計上され、一方、歳入においては、療養給付費等交付金1,700万円のほか、一般会計繰入金372万1千円の追加計上であります。

審査の過程で、療養費が大幅に増えているが、特殊な要因があるのかとのことに対して、当初予算においては、基金を取り崩しながら、厳しい編成を行っていることと、最近の高度な医療による医療費の増が主な要因を思われるとのこととあります。又、介護納付金の精算が遅れる理由はなぜかとのことについては、今回の精算は16年度分を計上しているが、この決定通知が18年4月になるため、制度上、遅れるとのこととあります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

歳出の内容としては、給与改定等に伴う人件費の所要の補正1万8千円の追加計上であり、歳入としては繰越金を充当しております。

本案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第101号、あわら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、市の機関に係る申請、届出等の手続きを家庭や企業のパソコンを使用する方法により行うことができるように定めるもので、福井県と県下17市町において、平成19年3月1日からの施行を予定しているものであります。

審査の過程で、この制度を導入することに伴う費用対効果について、又、インターネットを利用しなければならないが、この制度の利用者の見込みはどうかということに対して、数字的には表しにくいですが、事務の効率化と市民に対する行政サービスの1つの手段であるとのこととあり、利用については、本年4月から5月にかけて実施した情報化に関するアンケートの結果を踏まえるとパソコンを持っている方のうち、6割の方がインターネットを利用しており、そのうち、5割位の方が利用するのではないかと推定しているとのこととあります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第102号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市税の前納報奨金制度を廃止するものであります。前納報奨金制度は、昭和25年に財源の早期確保と納税意識の高揚を目的に創設されたものであり、既に55年を経過し、当初目的の達成によりその効果が薄れていることと、前納報奨金制度の適用が受けられない住民税の特別徴収制度との不公平感があることなどから、この制度を廃止するとのこととあります。

審査の過程で、制度廃止の周知方法、廃止することによるデメリットが多いのではないか、他市町の廃止状況を見ても廃止するのは時期早尚ではないかとの質疑に対して、周知方法については、広報や個人通知により周知したい、住民税における特別徴収との不公平の解消、住民税、固定資産税の両方を廃止しているのは、県内9市のうち5市が実施しており、収納率も変わらない状況にあるとのこととあります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第109号、福井県後期高齢者医療広域連合の設立について申し上げます。

本案は、平成20年度に現行の老人医療制度にかわって創設される医療制度であり、この運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うこととされており、福井県においては、平成19年2月1日をもって県内全市町村が加入する広域連合を設立するものであります。

尚、広域連合議会につきましては、構成市町の議会の議員うちから、人口5万人未満は1人、5万人以上15万人未満は2人、15万人以上は3人とし、定数23人で組織するもので、最初の議会は、3月下旬を予定しているとのこととあります。

審査の過程で、広域連合事務所の所在地、負担割合、保険料、徴収方法、滞納対策などについての質疑があり、所在地については、現在、設立準備室は、自治会館内にあり、18年度中は同じ場所とのこととありますが、19年度からは職員18名体制となり、手狭であれば、他を探すとのこととあります。

負担割合については、患者負担1割とし、残りの5割が公費負担で、そのうち負担割合は、国6分の4、県6分の1、市6分の1となり、高齢者の保険料は1割、残りの4割は健保組合や国保などの医療保険者すなわち若年者の保険料で負担するものであります。

尚、高齢者の保険料につきましては、平成19年の秋頃に広域連合において定められる予定とありますが、応能割、応益割があり、徴収については原則として年金18万円以上の受給者は年金から天引きされ、年金18万円以下の場合は普通納付となり、市町村が徴収することになるとのこととあります。

滞納対策としては、高齢者医療制度では、保険料の年金天引き等が導入されることから、1割部分の大半は徴収できると考えられるが、その上でなお残る未納リスクについては、県において、国3分の1、県3分の1、広域連合3分の1の負担からなる財政安定化基金が設置され、その基金から貸付を行うこととしており、さらには、通常の徴収努力で徴収できない場合などは、未納分の半額をその基金から交付することになっているとのこととあります。さらには、悪質滞納者に対しては、資格者証の発行で対応したいとのこととあります。

尚、詳細なことについては、今後、広域連合において、種々協議され、決定されていくとのこととあります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべき

ものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

先ず、あわら市自治基本条例（仮称）の制定についてであります。この条例の目的としては、自治体運営のための基本理念や市民と行政が協働で市政を運営していくための仕組みやルール等を定めたものが一般的であるとのこととあります。

この策定にあたっては、15人以内の市民で構成する「自治基本条例を考えるあわら市民会議」を設置し、条例素案の作成と検討を行うとのことで、平成19年12月議会に提案し、条例案の可決、条例公布後、平成20年3月1日のあわら市誕生4周年記念の日に施行することを目指しているとのこととあります。

質疑の中で、政治倫理関係の規定も謳ったかどうかとの意見がありました。

次に、文書倉庫改装工事についてであります。去る11月10日に完成引渡しされ、文書の移動もされたところであります。火災報知器、消火栓、窓の保護などの対策がなされていないなどの指摘が出ました。今後、セキュリティ関係について検討していくとのこととあります。

次に、コミュニティバス運行については、運行開始して1年が経過し、利用実績の報告があったところであります。

利用の少ないルートについては、バスの小型化、減便、さらにはバスの代替として、タクシーチケットの割引制度の導入を検討すべきではないか、又、スクールバスとしての利用はどうかなどの意見が出されたところであります。さらには、乗ってもらうには何をすべきかを考慮すべきであり、全市民が恩恵を受けられるよう見直すべきであるとの指摘がなされております。これらに対して、指摘事項を踏まえ、利用者の増加につながる対策を十分検討したいとのこととあります。

次に、広域圏清掃センターの浸出水処理施設における塩化第二鉄溶液の流出事故についてであります。この流出原因は、製造メーカー、納入業者及び当施設の溶液に対する知識や安全意識の欠如、更には危機管理体制の不備によるものであり、今後は、二度とこのような事故が起きないように、市職員も含め、十分に注意するよう強く望むものであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君） 次に、産業建設常任委員長より報告を願います。

産業建設常任委員長、向山信博君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 向山信博君。

8番（向山信博君） 議長のご指名がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月15日、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案6件について慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第92号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第4号）の当委員会所管分につきまして所管課ごとに主なものについて申し上げます。

まず、農林水産課では、坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業の総事業費について質問がなされ、総事業費は3,681万3千円で、平成18年度は先進地調査、マーケティング調査を実施し、平成19年度には消費者動向調査の実施のほか除湿乾燥機、加工機器、雨よけハウス、柿防除機の導入、平成20年度では法人の設立、栽培管理機械の導入を予定しているとのことでございます。なお、補助率は先進地調査などの推進事業は県が事業費の50%で、農作業機械、雨よけハウスの導入などの条件整備事業は県が事業費の3分の1、市が10%であるとのことでございます。

これに関しまして、雨よけハウスによる甘柿栽培の取り組みについての質問には、近年の異常気象により柿が被害を受けていることによって、柿の長期販売の観点から雨よけハウスで甘柿を栽培するとのことですが、十分に調査、検討を行い実施するよう指導してもらいたいとの意見がございました。また、雨よけハウスが甘柿栽培以外に利用されることのないよう指導願いたいとの意見もございました。

次に土地改良施設維持管理適正化事業補助金について質問がなされ、この補助金は高間川土地改良区をはじめ5つの土地改良区に対して排水機場、揚水機場などの農業用施設等の改修に要する経費の10%を補助するものであるとのことでございます。

なお、これに関しまして坂井北部土地改良区に対してこの補助金が当初予算に計上されていることについて質問がなされました。毎年、パイプラインの漏水があることから当初予算に計上し、補助金は土地改良区がこの事業を行うに当たって拠出している額の2分の1と事業費の10%を計上しているとのことですが、今後、平成18年度以降加入分に対する拠出額の補助は廃止するとのことでございます。

議案外ながら、品目横断的経営安定対策の加入状況について報告がありました。あわら市は認定農業者が26、農業生産法人が30、特定農業団体が6の計62加入したとのことでございます。県内でも加入が進んでいるとのことでございます。委員からの認定農業者の認定についての質問には、5年後までに12ヘクタールの農地集積、その集積の同意、また高齢者については後継者との家族協定が必要とのことでございます。

次に観光商工課では、観光費において、忘新年会誘客促進キャンペーンなどの観光宣伝委託料207万円が計上されております。これは、あわら温泉の宿泊者数の4割を占める県内客の減少が大きく厳しい状況となっていることから、あわら市観光協会のマネジメントのもとに、観光関係団体等が協力し総力を挙げ、お客様に「やっぱり、あわら、はいいざぁ」と言ってもらえるよう誘客促進事業を展開する「あわら温泉来てきて宣伝隊事業」190万円と福井県東京事務所が取り組んでいる福井県の自慢できるものを全国にPRする事業に、今回「あわら市」を取り上げてもらい、全国で10万冊の販売数を誇り首都圏の富裕層婦人に愛読者が多い雑誌「美生活」に、あわら市の食をPRするカラー4ページの記事を掲載する雑誌「美生活」掲載事業17万円でございます。

テレビ取材によるあわら市のPRの考えはないかとの質問には、芸能人出演によるPRとなると、多額の市負担が伴うことになるので、テレビ局が取材にきてもらえるような環境を整えていくとのこととあります。

また、商工総務費において職員数が当初9人だったが8人になっていることについて質問がなされ、これは福祉センターの業務をシルバー人材センターに委託したことにより、1人減となったとのこととあります。これに関連して、委員からは芦原温泉駅のトイレ掃除などの業務を、例年どおり当初予算計上するのではなく見直しを図るよう意見がありました。

議案外ながら、多目的広場の利用、湯の町駅舎の改修について質問がなされ、多目的広場については、湯めぐり創生塾を中心に検討を行っており、出店者を募集するまでは至っていないが、来年度中には目途をたてたいとのこととあります。湯の町駅舎の改修につきましては、現在のところ関係者からの強い要望がないことから見守っていくとのことと、委員からは要望のないものはすべきでないとの意見がありました。

次に、建設課では、道路橋りょう維持費において、市道金津三国線の工事費において入札の結果差金が生じたことにより、市道・重義国影線の歩道200mを設置するため、工事費の一部375万円を減額して土地購入費に組み替えをしていますが、市道・重義国影線の東側に用水路があるが、歩道の設置に対して地元の要望はないかとの質問には、用水路にかかる集水柵の設置の要望はあるが、それ以外は無いとのもので、今後協議中の中でパイプライン化の要望が出てくるのではないかとありました。

なお、市道金津三国線の一部は20年3月までに供用開始できる見込みとのこととあります。

議案外ながら、除雪基本計画について説明がありました。

委員からは、集落に対して除雪機械の購入補助金をもっとPRしていくべき、また、集落内の除雪を効率的に行うため、集落で雪捨て場を確保するようにすべきであるとの意見がありました。

次に、都市整備課でございます。

都市再生整備計画については、新幹線の現状併設を見据え、JR芦原温泉駅周辺280haの定住環境の向上を図るため、まちづくり交付金事業として実施するもので、計画期間は平成19年度から21年度までの3ケ年としております。駐車場整備、公園整備などが主な事業となっております。

委員からの新幹線整備の支障となる高塚跨線橋の架け替えについて、まちづくり交付金事業、又は新幹線整備事業の中で行うことができるのかとの質問に対しましては、これから関係機関に働きかけて対応していくとのこととあります。

このほか、金津東部区画整理組合に対しての補助金交付について報告がありました。

以上、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第95号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第4号）

につきまして申し上げます。

本案は、583万5千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,567万9千円とするものであります。

総務費及び事業費において給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置が行われているほか、総務費において下水道事業受益者分担金の減に伴い前納報奨金317万円が減額され、事業費においては、国庫補助事業及び市単独事業が概ね80%進捗したことにより、事業費の調整を図るため下水道建設費で下水道管渠実施設計委託料265万4千円、下水道工事物件移転料100万円が減額され、汚水管渠布設工事100万円、原材料費265万4千円が増額され予算の組替えが行われております。なお、減額は実施設計委託料の入札差金及び下水道埋設における上水道管、電柱の物件移転料確定によるものであります。

公債費においては、財源の振り替えが行われており、これは交付税の算定基準の変更に伴い、新たに借り入れができることになったことから8,820万円を歳入として計上され、一般会計繰入金が7,735万7千円減額されております。

次に、議案第96号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきまして申し上げます。

本案は、90万5千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,033万円とするものであります。

総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費の所要の補正措置が行われており、これに伴い他会計繰入金が減額されております。

次に、議案第98号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)につきまして申し上げます。

本案は、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費989万3千円が減額されたほか、名泉郷地区の宅地内での漏水事故に係る損害賠償金47万3千円などが計上されており、収益的収入において事故にかかる保険金45万円が計上されております。なお、保険の加入状況は、水道管総延長253km、年間保険料はキロあたり660円で16万6,980円支払っているとのことであります。

水道料金の滞納がある場合、給水を停止するののかとの質問には、悪質の場合は事前に通告し停止するとのことであります。

次に議案第99号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)につきまして申し上げます。

本案は、収益的支出の営業費用において、給与改定等に伴い人件費7万円が減額されております。

次に議案第100号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)につきまして申し上げます。

本案は、収益的収入の営業収益において、使用水量の落ち込みに伴い、給水量11万トン分の水道料金1,238万4千円が減額されておるほか、資本的支出の建設改良費において、牛山地区の公共下水道工事に伴い、配水管布設替費320万円が計上

されております。

使用水量の落ち込みについての質問には、9月までは業態者の設備改良の影響により落ち込んでいたが、今後、前年度なみに推移するとのことであります。

また、国債購入の理由についての質問に対しては、金利が安いことや資金運用から購入しており、管理会の承認を得て購入しているとのことであります。

以上5議案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果を申し上げ、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君）次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、橋本達也君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 橋本達也君。

21番（橋本達也君） 教育厚生常任委員会のご報告を申し上げます。当委員会は去る12月18日、市長、教育長をはじめ関係部課長等の出席を求め、付託されました議案につき慎重に審査いたしました。以下、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第92号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第4号）の当委員会付託分について申し上げます。

社会福祉課所管では、社会福祉総務費において、若者出会い交流応援事業委託料50万円が計上されております。未婚の男女に対して交流の場を提供し、晩婚化、少子化対策に取り組もうとするもので、商工会青年部に委託するものであります。

県単事業であり、また予算規模も大きくはないものの、事業効果については委員から疑問視する声があがりました。司会者も青年部に任せるなどの独自性を出す工夫をし、また過去の類似事業の反省をふまえて、参加メンバーについては人選をしっかりとすべきとの意見などが出されました。

幼稚園費では、北潟幼稚園改修工事531万7千円と寄付金1,300万円の計上主なものであります。公設民営化に備えた予算であり、工事については事務室の増築と駐車場の造成経費であります。寄付金については基本財産1千万円と運営費300万円となっており、この運営費については後年度に償還予定とのことであります。改修工事については、発起人会で現場を見ていただき、要望を出していただいたものであり、覚書を締結するとのことであります。

この施設改修に関連する論議のなかで、傷みが激しいものや子供に危険があるものについては市で対応するものの、運営者側が独自の考えに基づいて改修を加えるものについては運営者で対応していただくとの市長答弁がありました。

また、今後の幼稚園、幼児園のありかたについては、幼稚園化を進めるものの、金津地区には幼稚園設置の要望があるため、一部は幼稚園を残したいとのことであります。

さらに、民営化の進め方については、当初は早めにすべての民営化を考えていたが、職員の関係や、公立でしか対応できない多動性児童のことなども考えて、金津、芦原にひとつずつは残したい、しかし、いずれは全てを民営化すべきとの答弁がありました。

生活保護扶助費では生活保護費2,500万円の増額が主なものであります。当初予定より31世帯、66人の増加を見込んだものであり、12月1日現在では、69世帯、79名となっており、昨年度と比べても増加しているとのこととあります。

健康長寿課所管では、老人福祉総務費において、介護予防事業関連の委託料で合計3,002万8千円の大きな減額補正が計上されております。これは、対象となる特定高齢者を広域連合が330人と予想していたところ、結果的には27名の該当者しかいなかったことと、ケアプラン作成の報酬単価が1件当たり8,500円から4,000円に下がったことが原因との説明であります。

特定高齢者把握事業は介護保険広域連合からの委託事業であるため、あわら市と坂井市のおこなう把握事業に差があり、その結果として特定高齢者の把握率にも差が生じているとすると、新たな検討が必要であります。あわら市と坂井市がそれぞれにおこなう把握事業を十分検証されるよう求めるものであります。

扶助費においては、降雪期を迎えるにあたり除雪支援事業助成金60万円が計上されております。一世帯当たり、屋根の雪下ろしで7千円、住宅前除雪で3千円を支給するもので、60世帯を予定しております。対象世帯は自力で除雪が困難な人で、市民税非課税世帯、65歳上の高齢者のみの世帯、身体障害者3級以上の世帯等となっております。

次に教育総務課所管では、教育振興費において、金津、細呂木、伊井小学校のパソコンの移設料とセッティングかかる業務委託料190万円が計上されているほか、扶助費において、要保護及び準用保護援助費32万1千円、特殊教育就学奨励費1万8千円が増額補正されております。対象児童数の増化に伴うものであり、社会情勢の厳しさを反映しているとの説明であります。

学校建設費では、統合中学校校名公募にかかるチラシの印刷製本費13万円が計上されております。市民、小中学校の児童生徒全員に校名募集を行う予定であり、選考にあたっては、検討委員会で4つから5つに絞り込み、その後、議会、教育委員会と協議していきたいとの説明でありました。

文化学習課所管では、公民館費において施設修繕料100万円が計上されております。坪江コミュニティーセンター西側の用水路の漏水を補修するものでありますが、工法については他の可能性がないか検討されたいとの意見が出されました。

ここで、議案外ながら審査の過程で論議のあった事項について申し上げます。

まず、放課後子供プランの早期実施について質問がありましたが、関係課と協議した結果、児童クラブを拡充することで現在の要望に応えており、放課後子供プランの実施については、施設の整備、学校の空き教室の問題等があるため、それら状況も把握しながら、19年度導入について検討していくとのこととありました。

次に、金津創作の森に設置してある野外作品の入れ替え、撤去費について質問がありました。

作家との取り決めで、耐用年数が3年以上の物を作成していただいております、また、3年以上が経過したものについては、新しい作品と置き換えることもあり、これに伴う撤去費は事務局で対応しているとのこととあります。

また、一般には廃棄物と認識されるような素材で作られた作品について、この妥当性を問う指摘がありました。

日本現代アートの権威である針生館長が選んだ作家でもあり、万人に受け入れられるようなものを作るのは難しいものの、作品についてはわかりやすい説明をつけるなどの工夫をしていくとの答弁でありました。

議案第94号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

養護老人施設費において、ナースコール設置工事経費163万8千円が計上されております。これは10月1日より特定施設生活介護事業が認められたことにより、対象者32名に係る当該施設を県の指示に従って設置するものであります。

指定介護老人福祉施設費において、用地調査委託料93万8千円、増築工事設計委託料1,958万5千円、建築物耐震診断委託料139万7千円が計上されております。これは、来年度、特養40床増床に伴う関連工事の委託料であります。

設計委託料の根拠については、県の計算根拠に基づいて算出したものであり、建築に時期については、最短で来年の6月頃の発注になるとの説明でありました。

施設の民営化については、特養を80床にしたのちに時期を見て民営化したいとのこととありますが、その方法については検討中との説明でありました。

以上、慎重な審査の結果、両案はいずれも所用の措置と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長（山川 豊君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論に入ります。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これよから、日程第13から日程第24までの採決に入ります。

議長（山川 豊君） 議案第92号、平成18年度あわら市一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第93号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第94号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第95号、平成18年度あわら市公共下水道特別会補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第96号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第97号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第98号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第99号、平成18年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第100号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第101号、あわら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第102号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 議案第109号、福井県後期高齢者医療広域連合の設立について採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第25、議案第110号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただ今上程されました、議案第110号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第110号につきましては、現人権擁護委員の谷口行昭氏が、平成19年3月

31日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

谷口氏は北陸高等学校在職中の平成10年2月に人権擁護委員に就任され、これまで委員3期を勤められております。人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 本案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただ今、議題となっております議案第110号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これから議案第110号、人権擁護委員の候補者の推薦について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり同意することに決しました。

発議第9号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第26、発議第9号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について議題といたします。

議長（山川 豊君） 本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 議長のご指名がありましたので、発議第9号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本規則の所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第98条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改めるものであります。

所定の賛成者を得て提出をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。
議長（山川 豊君） 本案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） ただ今、議題となっております発議第9号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これから発議第9号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を提案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、発議第9号は提案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（山川 豊君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

議長（山川 豊君） お諮りします。

議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉議の宣言

議長（山川 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、議会を閉じます。

議長閉会挨拶

議長（山川 豊君） 12月の12日より、第18回あわら市議会の定例会を開催以来、本日まで10日間、議員の皆様におきましては、慎重なる審議、色々議論重なる協議をしながら、議会としての判断をした次第でございます。

今年一年間を振り返ってみまして、非常にこの18年は色々な問題があつて、多難の年であったのではないかと、このように私は感じております。特に3月議会、6月議会、そして9月議会と4回の議会を経過しました。その中で、このあわら市発足以来、まちを揺るがす大きな問題、これにつきましてはあわら市振興計画の見直し、これらを含めまして、議論を含め、そして妥当なる決議をしたと思っております。

これも議会制民主主義に乗っ取りながら、全員で協議しながら、そしてあわら市の行く末のために決議をしてきたと、これが今年の4回の議会でなかったかなと、このように私も思っております。

その中で新しい、素晴らしい、19年度を迎えるにあたり、これらを我々議会、そして市民、そして職員の皆さん、一体となってあわら市の建設に邁進していきたいと、そして議員の皆さんにつきましても、今から年末、あるいは年始、その他で議員活動大変ご苦労かと思ひますけれども、これらを糧に力いっぱい議員活動に働いていただきたい、そして健康にも留意しながら、素晴らしい新年を迎えていきたいと、このように思っておりますので、議員の皆さん方には健康に留意しながら、よろしく願いをいたす事を申し上げます、閉会のご挨拶に変えさせていただきたいと思ひます。

本当にご苦労様でございました。

ありがとうございました。

市長閉会挨拶

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。

今定例会に提案をいたしました全議案につきまして、ご決議をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、国におきましては、去る12月の8日に地方分権改革推進法が成立をいたしまして、12月15日から公布されたところでございます。

この法律は3年間の時限立法でございまして、新たな地方分権改革一括法の制定に向けた推進体制について定めたものでございます。

ご承知のとおり、平成12年に地方分権一括法による改革は、主として機関委任事務制度の廃止や、国の関与の縮減等、国の地方に対する縛りを弱めて、地方自治体が

自主的な判断を行いやすいようにしようという趣旨から実施されたものでありますが、地方への権限委譲や税源以上という点では、不十分であったと一般的にいわれております。

地方6団体も今回の推進法の成立に際しましては、会長連盟におきまして、第2期の地方分権改革が確かな第一歩を踏出したとのコメントを公表したところでございます。

私といたしましても、今後の動向には大変期待をいたしているところでございます。

また、12月の16日には、教育基本法の改正が成立をいたしております。この改正案につきましては、各界で色々と議論があるようでございますが、これらは全て日本の将来を考えてのものであると思っております。これを契機に教育に対する国民の関心が高まる事は大変良い物だと感じている所でございます。

あわら市の新しい統合中学校も活発な議論を糧に、この改正教育基本法の理念にかなうものにして参りたいと考えているところでございます。

今後もあと残すところ僅かとなりましたが、議員各位には健康に充分留意をされまして、議員活動にご精励いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山川 豊君） これをもって、第18回、あわら市議会定例会を閉会します。
（午後4時00分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成19年 月 日
議 長

署名議員

署名議員